

エコ・プラント姫の沢運転管理業務委託

仕様書

熱海市市民生活部環境課

環境センター管理室

目次

第1章 ごみ焼却施設・リサイクル施設関係	1
第1節 エコ・プラント姫の沢運転管理業務委託	1
第1項 業務説明	1
第2項 一般事項	5
第3項 業務要領	8
第4項 勤務体制	14
第5項 管理費用範囲	15
第6項 事業継続計画（BCP）の策定（事業継続計画（BCP）の策定）	16
第2章 ごみ焼却施設関係点検業務.....	17
第1節 ごみ・灰クレーン保守点検業務	17
第2節 焼却炉内清掃点検業務	21
第3章 電気計装設備点検業務	24
第1節 電気設備保安管理点検業務	24
第2節 非常用発電設備点検業務	30
第3節 無停電電源装置、可変速装置点検業務	32
第4節 監視装置点検業務	35
第4章 建築設備関係点検業務	38
第1節 地下灯油タンク漏洩点検業務	38
第2節 消防用設備点検業務	39
第3節 電動シャッターポート点検整備業務	43
第4節 自動扉開閉装置点検業務	45
第5節 ホイスト式クレーン年次点検業務	47
別紙1 各業務従事者における必要資格等一覧表	49
別紙2 提出書類	52
別紙3 日報・月報・年報及び随時報告書等	53
別紙4 物価変動に基づく業務委託費の改定	55

第1章 ごみ焼却施設・リサイクル施設関係

第1節 エコ・プラント姫の沢運転管理業務委託

第1項 業務説明

1. 業務名

エコ・プラント姫の沢運転管理業務委託

2. 契約期限

令和13年3月31日

3. 準備期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日までとする。但し、この間業務委託料は発生しないものとする。

4. 委託期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

5. 委託場所

熱海市熱海字笹尻1804番地の8 热海市エコ・プラント姫の沢

熱海市熱海字姫の尾1802番地の6 小石ヶ沢受水槽

6. 施設名及び施設概要

1) 施設名

熱海市エコ・プラント姫の沢

2) 施設概要

(1) ごみ焼却施設

炉形式 : 連続燃焼式焼却炉（平成13年度から）

102t／24h×2炉 計204t／日

（都市ごみ：180t／日、下水道汚泥24t／日）

受入供給方式 : ピット&クレーン方式

灰出し方式 : ピット&クレーン方式

ガス処理方式 : 無触媒脱硝方式

ろ過式集じん方式

乾式消石灰・活性炭吹き込み

余熱利用 : 場内給湯・暖房、白煙防止

排水処理方式 : 生物処理・凝集沈殿ろ過方式（クローズドシステム）

ダスト処理方式 : 薬剤処理方式

通風方式 : 平衡通風方式

(2) リサイクル施設

受入供給方式：ダンピングボックス投入方式
破碎形式：2軸せん断破碎機 11t／5h
衝撃せん断回転式破碎機 11t／5h
(破碎・選別設備 10t／日)
搬送方式：ベルトコンベヤ方式
選別方式：(4種選別) 鉄・アルミ・不燃物・可燃物
(缶類選別設備 9t／日)
再生方式：圧縮成型方式
搬出方式：フォークリフト及び搬出トラック

(3) 付帯施設(小石ヶ沢受水槽)

受水・送水設備
受水槽：240t
送水ポンプ：水中モーターポンプ
最大送水量：0.25m³/分×2台

7. 運転条件

1) 計画ごみ質(参考値)

(1) 組成

	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
水分(%)	72.2	61.9	46.8
可燃分(%)	22.8	32.5	47.3
灰分(%)	5.0	5.6	5.9
低位発熱量(kcal/kg)	900	1,500	2,100
見掛け比重	0.20～0.30	基準 0.25～0.30	

(2) プラスチック類混入率

合成樹脂、皮革、ゴム類について 16.9(%)

8. 公害防止基準

1) 大気

項目	排出基準値
ばいじん量	0.02g/m ³ N 以下(乾きガス基準)
硫黄酸化物	30ppm 以下
塩化水素	150ppm 以下
窒素酸化物	120ppm 以下
一酸化炭素	50ppm 以下
水銀化合物	50μg/N m ³

※排出濃度は酸素濃度12%換算値

2) 騒音

時間帯	6~8 時	8~18 時	18~22 時	22~6 時
騒音規制値 (dB(A))	50	55	50	45

(敷地境界線における基準)

3) 振動

時間帯	8~20 時	20~8 時
振動規制値 (dB)	65	55

(敷地境界線における基準)

4) 悪臭

項目	区分	敷地境界線における規制値
アンモニア		2 ppm
メチルメルカプタン		0.002 ppm
硫化水素		0.02 ppm
硫化メチル		0.01 ppm
トリメチルアミン		0.02 ppm
二硫化メチル		0.009 ppm
アセトアルデヒド		0.05 ppm
スチレン		0.4 ppm
ノルマル酪酸		0.002 ppm
イソ吉草酸		0.004 ppm
ノルマル吉草酸		0.002 ppm
プロピオン酸		0.07 ppm
プロピオンアルデヒド		0.05 ppm
ノルマルブチルアルデヒド		0.009 ppm
イソブチルアルデヒド		0.02 ppm
ノルマルバレルアルデヒド		0.009 ppm
イソバレルアルデヒド		0.02 ppm
イソブタノール		0.9 ppm
酢酸エチル		3 ppm
メチルイソブチルケトン		1 ppm
トルエン		10 ppm
キシレン		1 ppm
臭気強度		2.5 ppm

5) ダイオキシン類

項目	排出基準値
大気排出基準	1ng-TEQ/ m ³ N 未満
ばいじん基準	3ng-TEQ/g 未満

第2項 一般事項

(目的)

第1条 本仕様書は、熱海市（以下「委託者」という。）と受託者との間で、「エコ・プラン
ト姫の沢運転管理業務委託」（以下「業務」という。）を適切に行うことの目的とする。

(業務の範囲)

第2条 業務の施設範囲は、廃棄物焼却施設（以下「ごみ焼却施設」という。）及び廃棄物
再生利用施設（以下「リサイクル施設」という。）とする。

2 業務の委託範囲は、本仕様書に掲げる設備の運転操作、監視、記録、日常的な保守点
検 整備、修繕及びその他これらに付随する一切の業務とする。

(業務の履行)

第3条 受託者は、業務の公共的使命、社会的重要性を十分に認識し、施設の運転管理を
円滑に行うとともに、施設の機能を十分発揮できるよう契約書、仕様書、及びその他
関係書類に基づき、業務を効率的、かつ、経済的に行うよう努めなければならない。

(運転管理)

第4条 受託者は、委託者が毎年度作成する熱海市一般廃棄物処理計画書に基づき、月焼却
予定表（指定書式ではない）を作成し、施設の運転を行わなければならない。

2 施設の運転管理にあたっては、公害防止関係法令及び公害防止基準（2～4頁）を
遵守しなければならない。

(責任者等の選任)

第5条 受託者は、業務を適正に履行する為に必要な業務従事者を配置し、業務従事者の
中から、統括責任者、副統括責任者及び班長（以下「責任者等」という。）を選任しな
ければならない。

2 前項により選任された責任者等が、病気その他の事由により、長期にわたり職務を
全うすることが困難な場合は、新たに当該責任者等を選任しなければならない。

(統括責任者等の資格等及び職務)

第6条 受託者は、別紙1に従い、業務従事者を配置しなければならない。

2 統括責任者及び副統括責任者の職務は次の各号のとおりとする。

（1） 統括責任者は、施設に常駐し、委託者の指示に従い、現場統括者として業務に
関する指揮監督及び一切の事項を処理する。

- (2) 統括責任者は、業務の公共的使命の重大性に鑑み、関係法令等を遵守し、また、現場作業の安全及び秩序を保ち、事故、火災等の防止に努めなければならない。
 - (3) 統括責任者は施設の異常又は故障を発見した場合は、速やかに適切な処置をとるとともに、委託者に報告し、委託者の指示を受けなければならない。
 - (4) 副統括責任者は、統括責任者を補佐し、統括責任者が事故又は不在の時にはその職務を代理するものとする。
- 3 業務従事者は、業務施行時に業務に関係しない土地や建物、部屋へ必要な範囲を超えて立ち入ってはならない。また、態度及び言葉遣いに十分注意し、市民・来場者等の誤解を招く行為は慎まなければならない。

(労務管理)

- 第7条 受託者は、業務を実施するにあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 業務従事者の勤務については、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法等の労働関連法令を遵守しなければならない。
 - (2) 業務従事者の業務にあっては、労働安全衛生関係法令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づく作業主任者、取扱責任者等を適正に配置し、作業の安全を第一として、作業効率・作業能率の向上に努める。
- 2 受託者は、業務従事者の労務管理、人事管理上的一切の責任を負わなければならない。

(教育・訓練等)

- 第8条 受託者は、施設の適正な管理と安定した運転を維持するため、業務従事者に必要な指導、教育、訓練等を行わなければならない。
- 2 受託者は、業務上特に危険な作業については、労働災害を防止するために万全な体制を確立し、業務従事者に適正な指導、教育を行わなければならない。

(災害時及び緊急事態発生時の対応)

- 第9条 受託者は、地震、台風等の災害時及び爆発、火災などの緊急事態の発生に備え、業務従事者を非常招集できる体制を確立しなければならない。
- 2 受託者は、災害時及び緊急事態が発生した場合には、直ちに業務従事者を所定の場所に配置して適切な措置を講ずるとともに、委託者に直ちに報告しなければならない。
- 3 受託者は、前項の対応措置の報告について、委託者に書面で速やかに提出しなければならない。
- 4 受託者は第6項に定める事業継続計画（BCP）を作成し、日頃より従事者の訓練や、委託者との連携をとり、非常時に事業が安定して継続できるよう努めること。

(提出書類)

第10条 受託者は、別紙2に従い、書類を委託者に提出しなければならない。

2 受託者は、前項の提出書類の内容を変更しようとするときは、変更届出書等を速やかに、委託者に提出しなければならない。

(秘密等の保持)

第11条 受託者は、業務履行上知り得た秘密等を漏らしてはならない。

(関係法令等の遵守)

第12条 受託者は、業務の履行にあたり、関係法令等を遵守しなければならない。

(検査の実施)

第13条 委託者は、受託者の業務の履行を確認するため、次の各号の検査を毎月実施する。

- (1) 書類検査（第25条に規定する各種報告書等）
- (2) その他、委託者が必要と認めるもの。

(業務委託費の改定)

第14条 物価変動に基づく業務委託費の改定については、別紙4のとおりとする。

(協議)

第15条 仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、又は仕様書等に定めがない事項については、双方協議の下、定めるものとする。

第3項 業務要領

(業務の内容)

第16条 勤務の内容は、次の各号のとおりとする。

(1) 月焼却予定表の作成

施設の月焼却予定表は、熱海市一般廃棄物処理計画書及び委託者が指示する工事等を加味し、作成しなければならない。

(2) 次に掲げる設備の運転操作、保守、点検（日常、月例等）、整備、調整、修繕及び、測定記録等の実施

① ごみ焼却施設

- ア 燃焼設備
- イ 燃焼ガス処理設備
- ウ 余熱利用設備
- エ 通風設備
- オ 灰出し設備
- カ 計装設備
- キ その他設備

② リサイクル施設

- ア 破碎設備
- イ 搬送設備
- ウ 選別設備
- エ 再生設備（ペットボトル梱包器は除く）
- オ 貯留・搬出設備
- カ 集じん・脱臭設備
- キ その他設備

③ 共通設備

- ア 受入・供給設備
- イ 給排水設備（受水設備も含む）
- ウ 排水処理施設
- エ 配管設備
- オ 雜設備
- カ 電気設備
- キ その他設備

④ 計量棟

- ア 計量設備（計量システム、トラックスケール等）
- イ 料金徴収設備

(3) 施設管理

- ① 防火管理者を選任し、火気の始末を徹底して、火災の防止に努めなければならぬ。
- ② 施設の機器、備品、工具等の紛失及び無断侵入者がないよう努めなければならない。
- ③ 照明の点灯は、節電に努めなければならない。
- ④ 門扉及び玄関の開錠は午前7時とし、施錠は午後6時とする。

(4) 施設の清掃

装置、設備、工場棟各室内、及び受託者が使用する部屋等の清掃

(5) 薬剤類、消耗品類、貸与物件等の管理

- ① 業務に関する薬剤類、消耗品類、部品、材料、油脂類の管理・在庫確認・受入立会
- ② 物品等の整理整頓
- ③ 運転日誌など帳票類の整理整頓
- ④ 貸与物件の管理

(運転管理業務内容等)

第17条 一般的な保守点検作業内容については、次の各号のとおりとする。

(1) 安全衛生

受託者は、業務に関する運転及び点検整備は、労働安全衛生法等の関係諸法令に基づき業務従事者の安全と健康を確保するよう努めるとともに、特に次の作業については、十分安全に留意しなければならない。なお、炉内等の作業環境測定は委託者の責において実施する。

- ① 酸素欠乏及び有害ガス発生場所における作業
- ② 薬剤等の取扱作業
- ③ 高所作業
- ④ 電気作業
- ⑤ 高温、高压作業
- ⑥ 粉じん等の発生場所における作業
- ⑦ ダイオキシン類暴露作業
- ⑧ 回転機器の取扱い作業

2 受託者が行う業務に関する機器及び装置に共通する作業内容は、次の各号のとおりとする。

(1) 運転管理業務

- ① ごみ焼却施設運転管理業務

機械設備取扱説明書等に従い、次のとおり施設の運転管理、保守点検等を

行うものとする。

ア 中央制御室にある監視盤、データ処理の操作、監視、警報に対する処理、連絡、記録の管理

イ 各種機器の運転操作及び監視

ウ 各種機器の作動状況、機能の点検調査

エ 各種計測器類の点検

オ 各種機器の整備、防災、保安管理

カ 消耗品、薬品、予備品の出入庫管理

キ 工場棟内外の整理整頓、日常の定期清掃

ク 焼却灰等の積込作業

ケ 受変電設備以外の電気設備の保守管理(二次側以降)

コ その他運転管理に必要な業務

② リサイクル施設運転管理業務

機械設備取扱説明書等に従い、次のとおり施設の運転管理、保守点検等を行うものとする。

ア 中央制御室にある監視盤、データ処理の操作、監視、警報に対する処理、連絡記録の管理

イ 各種機器の運転操作及び監視

ウ 各種機器の作動状況、機能の点検調査

エ 各種計測器類の点検

オ 各種機器の整備、防災、保安管理

カ 消耗品、薬品、予備品の出入庫管理

キ 工場棟内外の整理整頓、日常の定期清掃

ク 受変電設備以外の電気設備の保守管理(二次側以降)

ケ その他運転管理に必要な業務

③ 共通設備業務

ア プラットホームの車輌管制及び搬入管理

イ 計量管理

ウ ごみ処理手数料の徴収

エ 破碎残渣等の運搬作業

オ プラント用水ポンプ場の保守点検

(熱海市熱海字姫の尾1802番地の6 小石ヶ沢受水槽)

カ 上水道設備の本メーター及び子メーター(エコ・プラント姫の沢分、火葬場分)の積算数量確認(4月～2月は1日付、3月のみ末日に確認)

(2) 燃料・オイル、薬品等の消耗が著しく変動した場合又は、設備等の処理状況が悪化した場合の、原因調査及び委託者への報告。

（3）その他委託者が必要と認める業務。

（運転計画等）

第18条 受託者は、別紙3で定める月焼却予定表、月勤務予定表、点検作業予定表等を速やかに作成し、委託者の指定した期日までに提出しなければならない。

（運転操作）

第19条 受託者は、業務について、月焼却予定表及び委託者が貸与する保安規定、竣工図、単体機器検査成績表並びに機器設備・電気設備・計装制御・データ処理設備取扱説明書に基づき、適正にその業務を履行しなければならない。

2 受託者は、委託者の実施する工事等に伴い、運転の計画及び方法の変更が必要な場合には、双方協議の下、変更するものとする。

（保守点検）

第20条 受託者は、常に施設の保守管理に注意を払い、保守点検作業は、第17条の規定に基づき、実施しなければならない。

2 受託者は、予備の機材、部品等の整理整頓に心掛け、適正に保管・管理を行い、貸与された用具類、工具類及び機器等を紛失した場合、受託者が責任をもって補充しなければならない。

（保全の職務）

第21条 統括責任者は、委託者が作成する年間整備計画書のためのデータを整理しなければならない。

2 統括責任者は、委託者が行う施設の定期点検等の工程及び内容を把握した上で、当該定期点検等に立会うとともに、点検報告会に出席しなければならない。

3 ごみ焼却施設の当直者と日勤者は、引継ぎを行い、運転状況について把握するとともに、不具合事項についての調査、修繕等の対応をしなければならない。

4 受託者は、委託者が作成する年間整備計画に含まれない機器整備について、突発的な状況変化を見極め、整備の必要性の判断を行わなければならない。

5 受託者は、突発的に発生する故障で、委託者の指示する事項については、部品交換及び軽易な修繕を実施しなければならない。なお、必要に応じて運転の応援を求める等をして修理しなければならない。

（修繕等）

第22条 受託者は、保守点検作業時に発見した不良箇所や故障発生箇所を備付工具、補修原材料等を用い、委託者の承諾を得て修繕しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、速やかに適切な措置を講じるとともに、直ちにその状況を委託者に報告

し、委託者の指示を受けなければならない。

- 2 受託者は、業務の履行上、受託者の故意又は過失に起因して、施設、設備等に故障、破損、事故等が発生した場合、直ちにその状況を委託者に報告するとともに、すべて受託者の責任において処理しなければならない。

(計量・受入)

第23条 受託者は、常に搬入物に注意を払い、計量業務・受入業務は、第17条の規定に基づき、実施しなければならない。ただし、汚泥受入に関しては特に、有毒ガス等細心の注意を払い、その際には測定記録を取ること。

- 2 受託者は、予備の機材、部品等の整理整頓に心掛け、適正に保管・管理を行い、貸与された用具類、機器等を紛失した場合は、受託者の責任において補充しなければならない。

(料金徴収)

第24条 受託者は、熱海市手数料徴収条例別表第2中の1の「(2) 指定袋によらない可燃性のごみ」、「(5) 犬、猫等の動物の死体」及び「(6) 粗大ごみ」に定められている手数料（以下「ごみ処理手数料」とする。）を重量及び数量に応じて徴収すること。

- 2 受託者は、(2)の可燃ごみについては計量機で計測された重量に応じて料金を徴収し、(5)及び(6)については品目及び数量に応じて料金を徴収すること。ただし、(2)に該当するものであっても、後納専用カードを所有している事業者については、別途請求するため、その限りではない。
- 3 受託者は、自ら必要な鈔銭資金を保有し、運用すること。
- 4 受託者は、毎日計量業務終了後に、計量データと現金を突合させ、2人以上で確認を行うこと。
- 5 受託者は、毎日計量業務終了後に、計量データから、「(2) 指定袋によらない可燃性のごみ」の可燃ごみ処理手数料と「(5) 犬、猫等の動物の死体及び(6) 粗大ごみ」の粗大ごみ処理手数料とを分けて集計すること。
- 6 受託者は、原則、毎日徴収した手数料を委託者の指示する方法で納めること。
- 7 受託者は、計量データと現金に差異が生じた場合、委託者へ直ちに報告するとともに、受託者の責任にて差額を補填すること。
- 8 受託者は、当該月のごみ処理手数料後納業者データを計量システムから抜き出し、委託者へ提出すること。

(報告等)

第25条 受託者は、別紙3で定める日報、月報、各種報告書等を作成し、指定された期日までに委託者に提出しなければならない。

(引継業務)

第26条 受託者は、委託者の指示により、委託者又は、委託者の指定する会社に業務を引き継がなければならない。

2 引継期間は、委託者の指示により決定する。

3 受託者が、禁止行為等により契約を解除されたときは、委託者が指定する期日まで、受託者が所有する機器及びシステム等を委託者又は、委託者の指定する会社に無償で貸出しだすものとする。

第4項 勤務体制

(運転時間等)

第27条 施設の運転時間は次の各号のとおりとする。

- (1) ごみ焼却施設 運転は原則として 1ヶ月間、24時間 1炉運転とする。但し 12月以外は 5日間程度月末休炉とする。
 - (2) リサイクル施設 運転は原則として月曜日から金曜日の午前 8時 10分から 午後 4時 55分までとする。
 - (3) 受入・計量及び料金徴収 原則として、毎日午前 8時 30分から午後 4時まで とする。
- 2 前項各号に掲げるものについて、委託者が必要と認めるときは、その限りではない。
- 3 年末年始については、委託者の指示に従うものとする。
- 4 受託者の日勤者及び交替勤務者の勤務時間は、双方協議の上決定するものとする。
- 5 同条第1項に掲げる施設の内、(1)、(2)については受託者の裁量で、衛生的、効率的かつ経済的な運転を行える場合は、委託者の同意を得て運転時間等を変更してもよい。

(業務従事者の変更)

第28条 受託者は、業務従事者の変更が生じた場合、速やかに変更届出書に有資格者証の写しを添えて委託者に提出しなければならない。

- 2 受託者は、業務従事者を変更するときは、十分な実務引継ぎ期間をもって交替しなければならない。

(業務従事者の服装)

第29条 業務従事者は、安全、かつ、清潔な統一した服装を着用し、名札等により業務従事者であることを明らかにしなければならない。

- 2 業務従事者は、作業上義務付けられた安全用具を使用又は、着用しなければならない。

第5項 管理費用範囲

(支給・貸与物件等)

第30条 受託者が業務履行のため必要とする物件等で、委託者が支給及び貸与する物件等は、次の各号のとおりとする。

(1) 支給物件

- ① 電気、水道、ガス（給湯用）
- ② 施設予備品、補修原材料

(2) 貸与物件

- ① 構内電話設備・拡声設備
- ② 保守点検用具備付工具、工作用機器
- ③ 完成図書(保安規定、竣工図、単体機器検査成績表並びに機器設備・電気設備・計装制御・データ処理設備取扱説明書など竣工図書類)
- ④ その他、委託者が必要と認めたもの

(3) 施設等の使用 運転管理に必要な各室、事務室、詰所、更衣室等

- 2 受託者は、貸与された物件等のリストを作成し、委託者に提出しなければならない。
- 3 委託者は、支給物件の使用状況について、必要に応じて受託者に報告を求めることができる。
- 4 受託者は、これらの物件等を適正に管理、使用するとともに、効率的、かつ、経済的に使用しなければならない。
- 5 受託者の故意又は過失に起因して、これらの物件等の紛失、損傷等があった場合は、受託者の責任において物件等を補充し、または原状復旧しなければならない。

(受託者の負担費用等)

第31条 受託者は、次の費用、物件を負担するものとする。

- (1) 業務従事者の給料、手当、福利厚生費等の人物費
- (2) 業務従事者に支給する作業服、作業靴、ヘルメット、粉じん対策用化学防護服、防じん防毒マスク、各種安全用具及び生活用具等の物件費
- (3) 業務に必要な外線電話の設備及び維持費
- (4) 業務に必要な事務用消耗品、通信運搬費、什器、事務用備品等
- (5) 委託者が支給又は、貸与する物件以外のその他業務に必要な費用

第6項 事業継続計画（BCP）の変更及び改定

（事業継続計画（BCP）の変更及び改定）

第32条 受託者は、当該委託範囲における事業継続計画（以下「BCP」という。）に記載されている内容に変更が生じた場合、速やかに変更を行い、委託者に提出、承認を得ること。また、BCPに記載されている内容について逐一改定が必要になった場合、速やかに改定を行い、同じく委託者に提出、承認を得ること。

第2章 ごみ焼却施設関係点検業務

第1節 ごみ・灰クレーン保守点検業務

1. 保守点検対象機器

1) 機器名称及び数量

- | | |
|----------------------|----|
| (1) ごみクレーン | 2基 |
| (2) 灰クレーン | 1基 |
| (3) 自動制御盤、操作盤その他付属設備 | 1式 |

2) 機器仕様

(1) ごみクレーン

- | | |
|--------------|----------------------------|
| ①メー カー | 極東サービス(株) |
| ②型 式 | クラブバケット付天井走行クレーン |
| ③数 量 | 2基 |
| ④吊 上 荷 重 | 3. 9 t (以下1基当たり) |
| ⑤定 格 荷 重 | 2. 0 t |
| ⑥ハ' ッケット形 式 | フォーク型 (油圧開閉式) |
| ⑦バ' ッケットつかみ量 | 4. 0 m ³ (切取容量) |
| ⑧径 間 | 1 7. 0 m |
| ⑨揚 程 | 1 6. 9 m |
| ⑩横 行 距 離 | 1 3. 7 5 m |
| ⑪走 行 距 離 | 1 8. 8 m |
| ⑫所 要 電 動 機 | 下記電動機仕様のとおり |

電動機仕様

動作	速度	電動機		ブレーキ	速度制限
	m/min	KW-P	定格		
卷上	50	45-8 (IE3)	S1	電磁ディスクブレーキ	インバータ制御
開閉	開 6.0sec 閉 10.0sec	7.5-4 (IE3)	S1		
横行	40	2.2-4 (IE3)	S1	電磁ディスクブレーキ	インバータ制御
走行	30	2.24-4*2	S1	電磁ディスクブレーキ	インバータ制御

⑬稼 動 率	31%以下 (基準ごみ質時)
⑭仕 様 電 源	400V (公称電圧)
⑮操 作 方 法	全自動、半自動運転、手動運転 (ただし、1台運転とする)
⑯給 電 方 式	キャブタイヤケーブル給電方式
⑰投入量計量装置	形 式 ロードセル式 表 示 デジタル式
⑱主 要 機 器	クレーン本体 2基 バケット 2基 走行レール 1式 遠隔及び手動・半自動制御装置 1式 計量装置 1式 定位置表示装置 (ホッパーセンター表示) 1式 安全装置 1式 照明装置 1式 警報装置 1式

(2) 灰クレーン

①メ 一 カ 一	極東サービス(株)
②型 式	クラブバケット付天井走行クレーン
③数 量	1基
④吊 上 荷 重	2.5t
⑤定 格 荷 重	1.0t
⑥ハ ッ ケット形 式	クラムシェル型 (油圧開閉式)
⑦バ ッ ケットつかみ量	1.0m ³ (切取容量)
⑧径 間	3.1m
⑨揚 程	14.9m
⑩横 行 距 離	0.95m
⑪走 行 距 離	12.65m
⑫所 要 電 動 機	下記電動機仕様のとおり

電動機仕様

動作	速度 m/min	電動機		ブレーキ	速度制限
		KW-P	%ED		
巻上	30	18.5-6	60	電磁 ^テ ィスク ^ブ レーキ	二次抵抗制御
開閉	開 7.5sec 閉 9.0sec	7.5-4 (IE3)	連続		

横行	10	0.4-4*2	0.4-4*2	電磁ディスクブレーキ	インバータ制御
走行	30	0.75-4*2 (IE3)	連続	電磁ディスクブレーキ	インバータ制御

2. 保守点検

保守管理のための定期検査は労働安全衛生法によるクレーン等安全規則に基づき下記の通り行うこと。

1) 月例点検

クレーン等安全規則第35条に準じて月1回行うこと。ただし、同規則第34条関係の点検を行った月で同規則第35条関係と同様な点検を行った場合にはその月の分は除外すること。

2) 年次点検

クレーン等安全規則第34条に準じて年1回行うこと。

3) その他委託者が保守管理上必要と認め指示する点検、手入れを実施すること。

3. 点検報告

月例点検、年次点検作業後、委託者の承諾を受けた点検結果表に基づき点検報告書を速やかに提出すること。(部数1部)

4. 点検時期

委託者の指示により点検を実施する。

5. 遵守事項

1) 主任者選任

- (1) 主任者を定め作業の指揮監督にあたらせること。
- (2) 受託者は主任者を選任したときは受託者の書式により委託者へ届け出ること。

2) 安全確保

作業の実施にあたっては受託者が事故防止に十分注意し、事故が発生した場合は一切の責任を負うこと。

3) 作業時の服装

作業服は常に清潔な制服を着用し、胸部に名札をつけること。

6. 作業等の注意事項

- 1) 作業の実施にあたり、必ず委託者の指示を受けること。
- 2) 作業の実施にあたり、受託者が備品・器具等を破損した場合は直ちに委託者に報告し、指示を受けること。

- 3) 盗難及び火災の発生に注意し作業が終了したときは、戸締り及び火気処理を確認すること。作業員は品位を保ち職員等に対して、不快感を与えるような言動をしないこと。
- 4) 一般財団法人日本クレーン協会による法定検査（1回/2年）については委託者が別途発注すること。

7. 諸材料その他

- 1) 業務に伴い必要となる光熱水費は、委託者が負担すること。
- 2) 業務上必要となる諸材料については、受託者が負担すること。
- 3) 業務により発生した塵芥等の搬出処理は、委託者の指定する場所にて受託者が行うこと。

第2節 焼却炉内清掃点検業務

1. 業務対象機器（1, 2号炉共）

- 1) 焼却炉内 1基
- 2) ガス冷却塔内 1基
- 3) 灰押出機内 1基

2. 清掃点検業務

- 1) 2基に対して年8回／年清掃点検を行うこととする。
- 2) 年間清掃・点検予定表を作成し、委託者へ提出すること。
- 3) 清掃業務
 - (1) 焼却炉内の火格子・炉壁・燃焼完結装置の灰出し・クリンカの除去及び不燃物の除去・清掃。火格子溶着物の除去。
 - (2) ガス冷却塔のホッパー部 (GAH のホッパー部も含む。) のクリンカ及び堆積物の除去・清掃。
 - (3) 灰押出機内 (裏部も含む。) の水抜き、不燃物の除去・清掃。
 - (4) (1)、(2)においては足場を有さず、手の届く範囲を清掃範囲とする。
 - (5) 排出された灰・クリンカ・不燃物 (金属類等) は分別をし、委託者の指定する場所へ排出・保管をすること。
 - (6) (1)においてクリンカの除去を行うことで、炉壁のレンガ及び耐火物に著しい剥離が想定される場合は、最小限の除去を行うこととする。
 - (7) その他必要な業務。
- 4) 点検業務
 - (1) 焼却炉内の火格子・炉壁・燃焼完結装置及び炉内上部の剥離や劣化状況の点検、火格子稼働による作動試験。
 - (2) ガス冷却塔のホッパー部 (GAH のホッパー部も含む。) 及び上部の剥離や劣化状況の点検。
 - (3) 灰押出機内 (裏側も含む) の腐食状況及び機器の破損・劣化状況の点検、灰押出機稼働による作動試験。

3. 清掃点検報告

- 1) 受託者は、各機器・設備の状況が分かるようまとめた報告書を作成し、速やかに提出すること。
- 2) 1) の報告書には、補修が必要な箇所をまとめること。

4. 安全衛生

受託者は、業務に関する運転及び点検整備は、労働安全衛生法、ダイオキシン類

対策特別措置法及び、ダイオキシン類対策特別措置法施行令等の関係諸法令に基づき業務従事者の安全と健康を確保するよう努めるとともに、特に次の作業については、十分安全に留意しなければならない。

- 1) 酸素欠乏及び有害ガス発生場所における作業
- 2) 高所作業
- 3) 高温、高圧作業
- 4) 粉じん等の発生場所における作業
- 5) ダイオキシン類ばく露作業
- 6) 回転機器の取扱い作業

5. 業務主任者及び業務従事者

受託者は、業務を適正に履行するために必要な業務従事者を配置し、作業従事者の中から業務主任者を選任しなければならない。

- 1) 必要資格者
 - (1) 業務主任者
 - ①ごみ処理施設技術管理士
 - ②ダイオキシン類ばく露防止特別教育受講者
 - (2) 業務従事者
 - ①ダイオキシン類ばく露防止特別教育受講者
- 2) 経験年数等（業務主任者のみ）
 - (1) 当該施設の専門技術及び実務知識を有し、ごみ処理施設全般に精通している者。
 - (2) 委託者と密接な連絡を取り業務を円滑に処理できる者。
 - (3) ごみ処理施設の運転管理又は、工事の現場代理人としての経験年数が5年以上の経験を有する者。

6. 遵守事項

- 1) 業務主任者選任
 - (1) 業務主任者を定め作業の指揮監督にあたらせること。
 - (2) 受託者は業務主任者を選任した時は受託者の書式により委託者へ届け出ること。
- 2) 業務従事者
ダイオキシン類ばく露防止特別教育受講者を選任・配置し、作業従事者名簿を提出すること。
- 3) 安全確保
作業実施にあたっては受託者が事故防止に十分注意し、事故が発生した場合は一切の責任を負うこと。

4) 作業時の服装

作業服は常に清潔な服を着用し、胸部に名札をつけること。

7. 作業等の注意事項

- 1) 作業の実施にあたり、必ず委託者の指示を受けること。
- 2) 作業の実施にあたり、受託者が備品・器具等を破損し又は破損個所を発見した場合は直ちに委託者に報告し、指示を受けること。
- 3) 盗難及び火災の発生に注意し、作業が終了した時は、戸締り及び火気処理を確認すること。作業員は品位を保ち職員等に対して、不快感を与えるような言動をしないこと。

8. 諸材料その他

- 1) 保守点検業務に伴い必要となる光熱水費は、委託者が負担すること。
- 2) 業務上必要となる諸材料については、受託者が負担すること。
- 3) 保守点検業務により発生した塵芥等の搬出処理は、委託者の指定する場所にて受託者が行うこと。

第3章 電気計装設備点検業務

第1節 電気設備保安管理点検業務

1. 施設概要

- | | | |
|-----------|-------|--------|
| 1) 契約電力 | 6000V | 1200kW |
| 2) 非常用発電機 | 420V | 120kW |

2. 保守点検対象機器

1) 変圧器容量及び台数

- | | |
|-------------------------|----|
| (1) 1号炉共通動力 (750kVA) | 1台 |
| (2) 2号炉共通動力 (750kVA) | 1台 |
| (3) 建築動力 (500kVA) | 1台 |
| (4) 照明 (150kVA) | 1台 |
| (5) リサイクルプラザ動力 (500kVA) | 1台 |

2) 盤面

- (1) 高圧受電盤
- (2) 1号炉動力変圧器一次盤
- (3) 2号炉動力変圧器一次盤
- (4) 建築動力変圧器一次盤
- (5) 照明変圧器一次盤
- (6) リサイクル動力変圧器一次盤
- (7) 進相コンデンサ盤 (4面)
- (8) 非常電源盤
- (9) 1号炉共通動力変圧器盤・主幹盤
- (10) 2号炉共通動力変圧器盤・主幹盤
- (11) 建築動力変圧器・主幹盤
- (12) 照明変圧器・主幹盤
- (13) リサイクルプラザ動力変圧器盤

3. 業務内容

- 1) 電気事業法（以下「法」という。）第2条に定義されている電気工作物について当施設で該当する自家用電気工作物（法第38条、法施行規則（以下「規則」という。）第48条）の月次点検、年次点検及び保安業務（自家用電気工作物に係る工事の立会い、その他助言や緊急時の対応等を含む。）を行うこと。
- 2) 法第42条で定められている保安規定を制定し、委託者に届出し、それを遵守すること。
- 3) 本契約により法第43条における業務主任技術者の選任及び届出を行うこと。
- 4) 規則第52条第2項に定められているとおり、本契約により保安管理業務を外部委託とする際は、「保安管理業務外部委託承認申請書」を国へ提出し、承認を得ること。
- 5) 年次点検においては下記のとおり行うこと。
 - (1) 高圧盤
 - ①盤全体
 - ・据付状態の確認
 - ・異音、異臭、異物、汚損の有無
 - ・各部の清掃
 - ・塗装の剥離、錆の発生状態
 - ・換気扇、換気口（フィルターの状態）
 - ②表面取付器具
 - ・表面取付器具の状態と破損の有無
 - ・操作ハンドル、ボタンスイッチのせり、端子の緩みの有無
 - ・計器内部の塵埃、水滴の有無
 - ・各端子部の緩みの有無
 - ③盤内
 - ・導体の変色、変形、発錆の有無
 - ・計器用変成器の変色、変形の有無
 - ・電磁接触器、配線用遮断器の異常の有無
 - ・配線の損傷、結束の状況
 - ・各端子部の緩みの有無
 - (2) 低圧盤（建築付帯電器設備も含む）
 - ・(1) 高圧盤と同じ
 - (3) 高圧機器
 - ① 断路器
 - ア 機器 7.2kV,400A（手動）*1 台
 - イ 点検内容

- ・フックのかかり、せりの有無
- ・接触部の状態、アクションの有無
- ・碍子の破損、亀裂の有無
- ・各部緩みの有無
- ・清掃

ウ 測定装置

- ・絶縁抵抗測定

エ 操作装置

- ・各部緩みの有無
- ・操作装置の動作状態

② 遮断器

ア 機器 型式:VJ-1 定格:7.2kV,600A,12.5kA*6 台

イ 点検内容

- ・手動投入、手動引き外し動作確認
- ・引き外し自動動作確認
- ・開閉表示器、カウンター、インターロック、シャッター動作確認
- ・各部全般の清掃

ウ 測定試験 (※1)

- ・絶縁抵抗測定
- ・耐電圧試験 (真空チェック)
- ・最低動作電圧測定

エ 分解精密点検 (※1)

③ 計器用変圧器

ア 機器定格 電気室 6600/110V,200VA 1 セル

イ 点検内容

- ・絶縁物の汚損、変色亀裂の有無
- ・錆の有無
- ・碍子の破損、亀裂の有無
- ・各部緩みの有無
- ・導電部変色の有無
- ・清掃

ウ 測定試験

- ・絶縁抵抗値測定

④ コンデンサ・リアクトル

ア 機器定格 200Kvar,6600V*4 台

17.4Kvar,6600V*4 台

イ 点検内容

- ・各部締付ボルト類の締付状態
- ・異音、過熱の有無
- ・本体外観の発錆、塗装の剥離、損傷の有無
- ・コンデンサーケースの異常な膨張の有無
- ・リアクトルコイル表面の変色、損傷の有無
- ・接地線の緩みの有無 ・清掃

ウ 測定試験

- ・絶縁抵抗測定

⑤ 変圧器

ア 機器定格 500kVA,3φ,6600/210V*2 台

1500kVA,1φ,6600/210-105V*1 台

750kVA,3φ,6600/420V*2 台

イ 点検内容

- ・絶縁物の変色、破損の有無
- ・コイルの放電痕跡の有無
- ・各部締付ボルト類の締付状態
- ・異音、異臭の有無 ・各部の清掃

ウ 測定試験

- ・絶縁抵抗測定

⑥ 高圧真空電磁接触器

ア 機器 型式:VSN 定格 6.6kV,200A,4kA*4 台

イ 点検内容

- ・手動投入、手動引き外し動作確認
- ・開閉表示、カウンター、インターロック、シャッター動作確認
- ・各部全般の清掃

ウ 測定試験 (※2)

- ・絶縁抵抗測定
- ・耐電圧試験 (真空チェック)
- ・最低動作電圧測定

エ 分解精密点検 (※2)

(4) 保護連動試験

① 名称及び機器番号

ア 地絡方向継電器 (67R)

イ 過電流継電器 (51R)

ウ 不足電圧継電器 (27R)

② 測定試験（整定タップ値において）

ア 地絡方向継電器

- ・最小動作電流
- ・130%電圧、電流における時間特性
- ・位相特性

イ 過電流継電器

- ・最小動作電流
- ・200、300、500%電流における時間特性

ウ 不足電圧継電器

- ・最小動作電圧
- ・70、50、0%電圧における時間特性

（5）保護連動試験

① 試験内容

下記項目について保護運動、インターロック及び、警報表示を確認する

ア 地絡

イ 過電流

ウ 不足電圧

エ 過電圧

オ その他、配電盤故障表示器

（6）高低圧回路絶縁抵抗測定

① 測定試験

下記項目につき各対地間にに対して測定する

ア 各高圧回路

イ 高圧機器

ウ 各低圧回路

エ 低圧機器

（7）接地抵抗測定

① 測定試験

ア A 種接地（旧：第 1 種接地）

イ B 種接地（旧：第 2 種接地）

ウ C 種接地（旧：特別第 3 種接地）

エ D 種接地（旧：第 3 種接地）

（8）補足

※1・・・令和 9 年度、令和 11 年度（奇数年）の実施とする

※2・・・令和 8 年度、令和 10 年度、令和 12 年度（偶数年）の実施とする

4. 緊急時の対応

委託者から対象設備について故障等の緊急事態が発生した旨の通報を受けた場合には、速やかに、対象設備の状況を確認するとともに事態に応じた適切な処置及び助言を与えるものとする。

5. 安全確保

受託者は、作業の実施にあたっては、受託者が事故防止に十分注意し、事故が発生した場合、一切の責任を負うこと。

6. 作業時の服装

作業服は常に清潔な制服を着用し、胸部に名札をつけること。

7. 作業等の注意事項

- 1) 作業の実施にあたり、受託者が備品・器具等を破損し又は破損個所を発見した場合は直ちに委託者に報告し、指示を受けること。
- 2) 盗難及び火災の発生に注意し作業が終了した時は、戸締りを確認すること。作業員は品位を保ち職員等に対して不快感を与えるような言動をしないこと。

8. 諸材料その他

業務に伴い必要となる光熱水費は、委託者が負担すること。

第2節 非常用発電設備点検業務

1. 点検対象機器

非常用発電機 1式

2. 機器仕様

- 1) 名称 ディーゼル発電装置
- 2) 型式 ZX175P9B (屋内)
- 3) 能力 出力 150 kVA * 3相 * 4極
420V、206A

3. 業務内容

1) 発電機 (1回/年)

目視点検及び清掃、端子部締付確認を行い、損傷や端子の緩みの有無を確認

2) 搭載盤 (1回/年)

- (1) 盤内目視点検及び清掃を行い、損傷などの異常の有無を確認
- (2) 静止時点検（絶縁抵抗測定）及び作動点検（保護連動試験、始動停止試験）
を行い異常の有無を確認。また、運転確認（無負荷）を実施し、運転中における電圧、周波数などについての異常の有無を確認

3) ディーゼルエンジン (1回/年)

- (1) 外観点検及び清掃、各部締付確認を行い、損傷の有無や各部締付部の異常の有無を確認
- (2) 運転確認（無負荷）を実施し、運転中における各部温度及び圧力の異常の有無の確認

4) 始動用蓄電池及び充電器 (1回/年)

始動用蓄電池の点検（セル電圧・端子温度・内部抵抗測定）及び清掃を行い、異常の有無を確認

5) 模擬負荷試験 (1回/年)

定格の70%以上の模擬負荷を与え、試験を行うこと。

4. 作業時の服装

作業服は常に清潔な制服を着用し、胸部に名札をつけること。

5. 作業等の注意事項

- 1) 作業の実施にあたり、受託者が備品・器具等を破損し又は破損個所を発見した場合は直ちに委託者に報告し、指示を受けること。
- 2) 盗難及び火災の発生に注意し作業が終了した時は、戸締りを確認すること。作業

員は品位を保ち職員等に対して不快感を与えるような言動をしないこと。

6. 諸材料その他

業務に伴い必要となる光熱水費は、委託者が負担すること。

第3節 無停電電源装置、可变速装置点検業務

1. 点検対象機器

- 1) 無停電電源装置 1式
 - (1) 整流器盤 1面
 - (2) インバータ盤 1面
 - (3) 蓄電池盤 1面
- 2) 1号炉誘引送風機用可变速装置 1式
- 3) 2号炉誘引送風機用可变速装置 1式

2. 機器仕様

- 1) 無停電電源装置

- (1) 整流器盤

- ①型式 整流方式 三相全波、冷却方式 自冷
 - ②交流入力 三相、50Hz、420V、MAX 約 21kVA
 - ③直流出力 充電電圧 120.4V、保護充電電圧 115V、電流 120A、垂下電流 144A 以下、垂下設定 126A

- (2) インバータ盤

- ①過負荷耐量 150%
 - ②DC/AC 効率 80%以上
 - ③冷却方式 風冷

- (3) 蓄電池盤

- ①型式 制御弁式鉛蓄電池 FVL-150
 - ②容量 150Ah/10HR
 - ③セル数 54 セル (54 個)

- 2) 1,2号炉誘引送風機用可变速装置

- (1) インバータ VT240S-200H
 - (2) コンバータ CV240S-200H

3. 業務内容

- 1) 無停電電源装置 (1回/年)

- (1) 整流器盤

- ①現状点検
 - ②盤上側面、内面、取付器具、自動制御部の清掃
 - ③装置全般の締付け
 - ④制御盤外観検査
 - ・盤内外検査

- ・器具電線等の破損、変形、変色
 - ・取付器具の振動、異音、異臭の有無
 - ・通風孔に塵埃等が付着していないか
- ⑤AC-DC 間、AC-E 間、DC-E 間の絶縁抵抗測定
- ⑥垂下電流 ・均等充電に入れ、整流器出力電流の値を盤メータにて読む
- ⑦無負荷運転にて電圧調整範囲を測定
- ⑧直流電圧計について計器試験を行う
- ⑨負荷電圧保障装置
- ・各段毎の電圧降下及び、ハイ・ロー、リレーの動作値確認

- ⑩シーケンステスト
- ・模擬故障による保護運動の確認を行う
- ⑪出力波形の観測 ・整流器出力をシンクロスコープにて観測

(2) インバータ盤

- ①現状点検
- ②盤上側面、内面、取付器具、自動制御部の清掃
- ③装置全般の締付け
- ④制御盤外の傷、汚損、錆

 - ・盤内外の傷、汚損、錆の有無
 - ・器具電線等の破損、変形、変色の有無
 - ・取付器具の振動、異音、異臭の有無
 - ・通気孔に塵埃等が付着していないか

⑤AC-DC 間、AC-E 間、DC-E 間の絶縁抵抗測定

⑥起動試験、切替試験

⑦波形観測

 - ・シンクロスコープにて波形観測を行う

⑧電圧特性試験

 - ・直流入力電圧を変動させ、出力電圧、周波数、出力電流を測定

⑨警報試験

 - ・模擬故障による保護運動の確認を行う

⑩最終確認

 - ・定常運転に復帰させ、運転状況を確認する

(3) 蓄電池盤

- ①単電池電圧測定
- ②蓄電池温度測定
- ③内部抵抗値測定

- 2) 1, 2号炉誘引送風機用可变速装置 (1回/年)
 - (1) 盤上、側面、内面、取付金具、自動制御部の清掃
 - (2) 装置全般の締付確認
 - (3) 制御盤内外観検査
 - ・盤内外の傷、汚損、錆の有無
 - ・器具電線等の破損、変形、変色の有無
 - ・取付器具の振動、異音、異臭の有無
 - ・通風孔に塵埃等が付着していないか
 - (4) 絶縁抵抗測定
 - ・主電源 MCCB (2次-大地間)
 - ・電動機 (-大地間)
 - ・操作電源 MCCB (2次-大地間)
 - (5) 交流入力電圧、制御電源電圧測定
 - (6) タイマー (48T、RUNT) の設定値確認
 - (7) パラメーター設定値確認
 - (8) 無負荷運転特性 (IM を外し、VVVF 単体にて特性測定)
 - (9) シーケンステスト
 - ・コンバータ故障
 - ・インバータ故障
 - ・予備充電渋滞
 - (10) 負荷運転特性
 - ・実負荷にて特性測定

4. 作業時の服装

作業服は常に清潔な制服を着用し、胸部に名札をつけること。

5. 作業等の注意事項

- 1) 作業の実施にあたり、受託者が備品・器具等を破損し又は破損個所を発見した場合は直ちに委託者に報告し、指示を受けること。
- 2) 盗難及び火災の発生に注意し作業が終了した時は、戸締りを確認すること。作業員は品位を保ち職員等に対して不快感を与えるような言動をしないこと。

6. 諸材料その他

業務に伴い必要となる光熱水費は、委託者が負担すること。

第4節 監視装置点検業務

1. 点検対象機器

- 1) コントローラ (ADC6000)
 - (1) 共通設備コントローラ 2台
 - (2) 1号炉設備コントローラ 2台
 - (3) 2号炉設備コントローラ 2台
- 2) 監視装置 (OPS5000)
 - (1) 1号炉用 1台
 - (2) 2号炉用 1台
 - (3) 共通設備用 1台
 - (4) リサイクルプラザ用 1台

2. 業務内容

- 1) コントローラ (1回/年)
 - (1) 目視点検及び清掃
 - ①端子、ケーブル、コネクタ等の確認
 - ②プリント板の実装状況の確認
 - ③冷却ファンの動作確認
 - ④冷却ファン、フィルタ清掃
 - (2) 測定及び試験
 - ①入力電圧試験
 - ②出力電圧試験
 - ③シーケンスプログラムチェック
 - ④バッテリー有効期限の確認
 - ⑤立上げ確認
 - (3) システム総合
 - ①バックアッププログラムの照合
 - ②機能確認
 - ③システム動作状況の確認
- 2) 監視装置 (1回/年)
 - (1) 1号炉用監視装置
 - ①システム総合
 - ・電源電圧測定
 - ・異音、振動、過熱の有無
 - ・システム動作確認
 - ・UPS シャットダウン機能確認

- ・警報機能確認
- ②中央演算処理装置
- ・異音、振動、過熱の有無
 - ・冷却ファン動作状況確認
 - ・各機能確認
 - ・システムメンテナンス情報確認
 - ・バックアップデータ作成
- ③LCD 装置
- ・異音、振動、過熱の有無
 - ・表示機能確認
- ④リレーユニット
- ・入出力機能確認
- ⑤マウス
- ・マウス機能確認
- ⑥キーボード
- ・キーボード機能確認
 - ・LED 表示機能確認
- ⑦共通項目
- ・各部清掃
 - ・コネクタのプラグイン状況の確認
 - ・外観点検
- (2) 2号炉用監視装置
- 以下 (1) 1号炉用監視装置と同じ
- (3) 共通設備用監視装置
- 以下 (1) 1号炉用監視装置と同じ
- (4) リサイクル用監視装置
- 以下 (1) 1号炉用監視装置と同じ

3. 作業時の服装

作業服は常に清潔な制服を着用し、胸部に名札をつけること。

4. 作業等の注意事項

- 1) 作業の実施にあたり、受託者が備品・器具等を破損し又は破損個所を発見した場合は直ちに委託者に報告し、指示を受けること。
- 2) 盗難及び火災の発生に注意し作業が終了した時は、戸締りを確認すること。作業員は品位を保ち職員等に対して不快感を与えるような言動をしないこと。

5. 諸材料その他

業務に伴い必要となる光熱水費は、委託者が負担すること。

第4章 建築設備関係点検業務

第1節 地下灯油タンク漏洩点検業務

1. 検査対象

地下タンク貯留所

2. タンク数

1 基

3. 設置許可年月日

平成 10 年 9 月 14 日 第 609 号

4. 検査期日

令和 8 年 9 月 14 日までに 1 回

令和 9 年 9 月 14 日までに 1 回

令和 10 年 9 月 14 日までに 1 回

令和 11 年 9 月 14 日までに 1 回

令和 12 年 9 月 14 日までに 1 回

5. 貯留物

灯油

6. 最大数量

10,000 リットル

7. 業務内容

- 1) 地下タンク内清掃
- 2) 加圧検査（危険物貯留タンク漏洩機密検査）
- 3) マンホールパッキン交換
- 4) タンク及び配管の点検
- 5) 消防へ提出する書類（報告書等）の作成、整理

8. その他注意事項

受託者は、危険作業を含む為各法令を遵守し業務を遂行すること。また、受託者は、業務を行う日程調整及び業務を行う日が確定した場合、速やかに委託者へ連絡すること。

第2節 消防用設備点検業務

1. 点検対象機器及び点検概要

消防法及びその他の法律等に基づき以下の点検を行うものとする。

1) 消火器具

設備名称	設備使用	台数	設備点検項目	備考
消火器	粉末消火器(加圧式) 10型	56本	1.外観点検 1)設置状況 2)表示 3)薬剤の漏れ点検 4)安全装置の点検 5)外観変形、損傷、 腐食の確認	1.外観点検 6ヶ月/回
			2.機能点検 1)容器本体、内筒点検 2)消火剤 3)押し金具 4)封板、パッキンの点検	2.機能点検 設置後3年 以降実施 抜取点検

2) 屋内・外消火栓設備

設備名称	設備使用	台数	設備点検項目	備考
屋内・外 消火栓 設備	・屋内消火栓ボンプユニット(FP-1) 65φ*300L/min*53m*7.5kW *400V ・操作盤 ・呼水装置 ・消火水槽(5.2 m ³) ・消火用補給水槽(ET-1)1 m ³ ・消火栓箱 2号消火栓 ・常用電源	1台 1面 1式 1基 1基 25台 1式	1.外観点検 1)水源 2)電動機制御装置 3)起動装置 4)加圧送水装置 5)呼水装置 6)配管 7)消火栓箱	1.外観点検 6ヶ月/回
			2.機能点検 外観点検と同項目	2.機能点検 6ヶ月/回
			3.総合点検 1)起動性能 2)放水圧力 3)放水量	3.総合点検 1年/回

3) 泡消火設備

設備名称	設備使用	台数	設備点検項目	備考
泡消火設備	・泡消火ポンプユニット(FP-2) 100φ*840L/min*76m*18. 5kW*400V	1台	1.外観点検 1)水源 2)電動機制御装置	1.外観点検 6ヶ月/回
	・泡消火薬剤タンク(FT-1)	1基	3)起動装置	
	・消火水槽 10.1 m ³	1基	4)加圧送水装置	
	・自動起動装置	1式	5)呼水装置	
	・自動警報弁	1基	6)配管	
	・ポンプ操作盤	1面	7)泡消火剤貯蔵槽 8)	
	・流水検知装置	22基	泡消火剤混合装置	
	・一斉開放弁	22台	9)ヘッド	
	・手動開放弁	22個	10)自動警報弁	
	・泡ヘッド	263個	11)流水検知装置	
	・スプロンクラーヘッド	102個	2.機能点検	2.機能点検
	・圧力スイッチ	1台	外観点検と同項目	6ヶ月/回
	・呼水装置	1式	3.総合点検 1)起動性能 2)一斉開放弁 3)分布等	3.総合点検 1年/回

※泡消火設備において実運転（泡消火剤解放試験）は行わないこととする。

4) 自動火災報知設備

項目	数量	外観・機能点検 (6ヶ月/回)	総合点検 (外観・機能含む) (1年/回)
P型自動火災報知設備			
受信機 P型 1級 40回線	1面	○	○
副受信機 P型 60回線	1面	○	○
差動式分布型熱感知器	95個	○	○
差動式スプロット型熱感知器	6個	○	○
定温式スプロット型熱感知器	13個	○	○
煙感知器 (光電式・ヘアラーム含む)	118個	○	○
発信機 P型 1級	26個	○	○

項目	数量	外観・機能点検 (6ヶ月/回)	総合点検 (外観・機能含む) (1年/回)
音響装置（電鈴）	27個	○	○
表示灯	27個	○	○
消火栓起動連動装置	1式	○	○
配線点検（絶縁測定）	1式		○
非常用発電機（150kVA）	1式	○	○

5) 誘導灯及び誘導標識

項目	数量	外観・機能点検 (6ヶ月/回)	総合点検 (外観・機能含む) (1年/回)
誘導灯（小型・中型）	50台	○	○
配線点検（絶縁測定）	1式		○

6) 防火・排煙設備

項目	数量	外観・機能点検 (6ヶ月/回)	総合点検 (外観・機能含む) (1年/回)
P型防排煙制御設備			
連動操作盤 10回線	1面	○	○
熱感知器（定温式）	6個	○	○
ダンパー	3台	○	○
シャッター	2台	○	○
音響装置（ブザー）	2個	○	○
配線点検（絶縁測定）	1式	○	○

7) 非常用照明

項目	数量	外観・機能点検 (6ヶ月/回)	総合点検 (外観・機能含む) (1年/回)
非常用照明（一般）	116台	○	○
非常用照明（ハロゲン球）	68台	○	○
配線点検（絶縁測定）	1式		○

2. 点検報告

- 1) 機器点検及び総合点検作業後、法令で定められた点検結果表に基づき提出すること。
- 2) 消防法で定められた点検報告が必要な年度においては、熱海市消防本部へ点検結果を提出、報告すること。

3. 遵守事項

1) 業務主任者選任

- (1) 作業を円滑に行うため業務主任者を定め、作業の指揮監督にあたらせること。
- (2) 受託者は業務主任者を選任した時は、受託者の書式により委託者へ届け出ること。

2) 安全確保

作業の実施にあたっては、受託者が事故防止に十分注意し、事故が発生した場合は一切の責任を負うこと。

3) 作業時の服装

作業服は常に清潔な服装を着用し、胸部に名札をつけること。

4. 作業等の注意事項

- 1) 作業の実施にあたり、必ず委託者の指示を受けること。
- 2) 作業の実施にあたり、受託者が備品・器具等を破損し又は破損個所を発見した場合は直ちに委託者に報告し、指示を受けること。
- 3) 盗難及び火災の発生に注意し作業が終了した時は、戸締り及び火気処理を確認すること。作業員は品位を保ち職員等に対して、不快感を与えるような言動をしないこと。

5. 諸材料その他

- 1) 業務に伴い必要となる光熱水費は、委託者が負担すること。
- 2) 業務上必要となる諸材料については、受託者が負担すること。
- 3) 業務により発生した塵芥等の搬出処理は、委託者の指定する場所にて受託者が行うこと。

第3節 電動シャッター点検整備業務

1. 業務内容

業務内容及び結果報告は、一般社団法人 日本シャッター・ドア協会（旧日本シャッター工業会）の点検報告書様式に準ずるものとする。

2. 点検個所

日本文明シャッター(株)製

番号	点検個所	寸法 (W/H)	数量
①	工作室	2,930/2,430	1面
②	灰積出室	3,540/4,000	1面
③	リサイクル施設	3,210/4,000	1面
④	リサイクル施設	5,450/4,000	1面
⑤	リサイクル施設	4,540/4,000	1面
⑥	汚泥受入室	3,300/4,600	1面
⑦	汚泥装置室	4,000/3,450	1面
計			7面

3. 遵守事項

1) 業務主任者選任

- (1) 作業を円滑に行うため業務主任者を定め、作業の指揮監督にあたらせること。
- (2) 受託者は業務主任者を選任した時は、受託者の書式により委託者へ届け出ること。

2) 安全確保

作業の実施にあたっては、受託者が事故防止に十分注意し、事故が発生した場合は一切の責任を負うこと。

3) 作業時の服装

作業服は常に清潔な服装を着用し、胸部に名札をつけること。

4. 作業等の注意事項

- 1) 作業の実施にあたり、必ず委託者の指示を受けること。
- 2) 作業の実施にあたり、受託者が備品・器具等を破損し又は破損個所を発見した場合は直ちに委託者に報告し、指示を受けること。
- 3) 盗難及び火災の発生に注意し作業が終了した時は、戸締り及び火気処理を確認すること。作業員は品位を保ち職員等に対して、不快感を与えるような言動をしないこと。

5. 諸材料その他

- 1) 業務に伴い必要となる光熱水費は、委託者が負担すること。
- 2) 業務上必要となる諸材料については、受託者が負担すること。

第4節 自動扉開閉装置点検業務

1. 業務内容

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（平成25年版建築保全業務共通仕様書）による。（点検項目、点検内容は業務別紙4を参照）

2. 業務範囲

1) 対象自動ドア

(1) 設置場所 エコ・プラント姫の沢プラットホーム

(2) 仕様等

出口側

製造者 中日本オート・ドア(株)

形状 開口 7127 DW1830.25 *DH3975*4枚

駆動装置 GS-2MD2

メインコントローラー SKY-G3

サブコントローラー マルチコントローラー

起動装置 赤外線反射センサー、押しボタンスイッチ

補助センサー 光線センサー

(3) 点検回数

年2回定期的に行う。

(4) 点検日程

点検日程の決定については、委託者受託者協議の上決定とする。

3. 点検報告

受託者は点検を行った後、受託者書式において速やかに点検報告書及び修理報告書を提出すること。

4. 遵守事項

1) 安全確保

作業の実施にあたっては、受託者が事故防止に十分注意し、事故が発生した場合は一切の責任を負うこと。

2) 作業時の服装 作業服は常に清潔な服装を着用し、胸部に名札をつけること。

5. 作業等の注意事項

1) 作業の実施にあたり、必ず委託者の指示を受けること。

2) 作業の実施にあたり、受託者が備品・器具等を破損し又は破損個所を発見した場合は直ちに委託者に報告し、指示を受けること。

3) 盗難及び火災の発生に注意し作業が終了した時は、戸締り及び火気処理を確認すること。作業員は品位を保ち職員等に対して、不快感を与えるような言動をしないこと。

6. 諸材料その他

- 1) 保守点検業務に伴い必要となる光熱水費は、委託者が負担すること。
- 2) 業務上必要となる諸材料については、受託者が負担すること。
- 3) 不慮の故障については速やかに対応すること。

第5節 ホイスト式クレーン年次点検業務

1. 業務内容

本業務はクレーン等安全規則第34条に基づく定期自主検査（年次点検）を行うものとする。

2. 点検個所

東洋ホイスト(株)製

番号	点検個所	設置階数	吊上げ荷重
1	粗大ごみ受入コンペヤ不適物除去ホイスト	1F	0.5t
2	可燃性粗大ごみダンピングボックス不適物除去ホイスト	1F	0.5t
3	缶プレス機用成形品搬送用ホイスト	1F	0.5t
4	鉄プレス機用成形品搬送用ホイスト	1F	0.5t
5	不適物荷下用ホイスト	3F	0.5t
6	衝撃せん断回転式破碎機保全用ホイスト	3F	2.0t
7	メンテナス用ホイスト	3F	0.5t
8	メンテナス用ホイスト（工作室）2台	1F	0.5t
9	メンテナス用ホイスト（減温塔）	4F	1.0t
10	メンテナス用ホイスト（集じん器）	4F	1.0t

3. 遵守事項

1) 業務主任者選任

- (1) 作業を円滑に行うため業務主任者を定め、作業の指揮監督にあたらせること。
- (2) 受託者は業務主任者を選任した時は、受託者の書式により委託者へ届け出ること。

2) 安全確保

作業の実施にあたっては、受託者が事故防止に十分注意し事故が発生した場合は一切の責任を負うこと。

3) 作業時の服装 作業服は常に清潔な服装を着用し、胸部に名札をつけること。

4. 作業等の注意事項

- 1) 作業の実施にあたり、必ず委託者の指示を受けること。
- 2) 作業の実施にあたり、受託者が備品・器具等を破損し又は破損個所を発見した場合は直ちに委託者に報告し、指示を受けること。
- 3) 盗難及び火災の発生に注意し作業が終了した時は、戸締り及び火気処理を確認すること。作業員は品位を保ち職員等に対して、不快感を与えるような言動をしないこと。

5. 諸材料その他

- 1) 業務に伴い必要となる光熱水費は、委託者が負担すること。
- 2) 業務上必要となる諸材料については、受託者が負担すること。

各業務従事者における必要資格等一覧表

1. ごみ焼却施設

職名	必要資格及び条件
統括責任者	<p><必要資格></p> <p>(1) ごみ処理技術管理士 (ただし、旧「ごみ処理施設技術管理者」でも可)</p> <p>(2) クレーン特別教育修了者</p> <p><経験年数等></p> <p>(1) 公共施設のごみ焼却施設運転業務にて班長以上の職務で3年以上の実務経験を有する者。ただし、その内ストーカー炉の実務経験を2年以上、ごみと汚泥（下水道汚泥若しくは屎尿汚泥）の混焼施設の実務経験を2年以上有している者とする。</p> <p>(2) 当該施設の専門技術及び知識を有し、ごみ焼却施設（リサイクル施設を含む）全般に精通している者。</p> <p>(3) 委託者と密接な連絡を取り業務を円滑に処理できる者。</p>
整備員	<p><必要資格></p> <p>(1) クレーン特別教育修了者（全員）</p> <p>(2) ガス溶接技能者（1名以上）</p> <p>(3) アーク溶接技能者（1名以上）</p> <p><経験年数等></p> <p>(1) 機械等の専門技術及び知識を有し、適正に設備機器の保守点検・整備及び小規模な補修ができる者。</p> <p>(2) 焼却設備従事者として1年以上の実務経験を有する者。</p>
班長	<p><必要資格></p> <p>(1) クレーン特別教育修了者（全員）</p> <p><経験年数等></p> <p>(1) 当該施設専門技術及び知識を有し、適正に設備機器の運転、操作及び保守点検ができる者。</p> <p>(2) 焼却設備従事者として1年以上の実務経験を有する者、又は、これと同等以上の能力があると認められる者。</p>
運転監視員	<p><必要資格></p> <p>(1) クレーン特別教育修了者（全員）</p> <p><経験年数等></p> <p>(1) 適正に当該設備機器の運転、操作及び保守点検・整備等ができる</p>

	者。
全員	<p><必要資格></p> <p>(1) ダイオキシン類作業従事者特別教育</p> <p>※受託者は新規雇用者があった場合、速やかに上記特別教育を新規雇用者に対し行うこと。</p>

2. リサイクル施設

職名	必要資格及び条件
副院長責任者	<p><必要資格></p> <p>(1) 破碎・リサイクル施設技術管理士</p> <p>(ただし、旧「ごみ処理施設技術管理者」でも可)</p> <p>(2) クレーン特別教育修了者</p> <p><経験年数等></p> <p>(1) 公共施設のリサイクル施設にて2年以上の実務経験を有する者。</p> <p>(2) 班長以上の職務で実務経験を2年以上有する者。</p> <p>(3) リサイクル施設に精通し、適正に設備機器の運転操作及び保守点検・整備等ができる者。</p>
班長	<p><必要資格></p> <p>(1) フォークリフト運転技能者</p> <p><経験年数等></p> <p>(1) 当該施設専門技術及び知識を有し、適正に設備機器の運転、操作及び保守点検ができる者。</p> <p>(2) リサイクル施設従事者として1年以上の実務経験を有する者、又は、これと同等以上の能力があると認められる者。</p>
運転監視員	<p><必要資格></p> <p>(1) ショベルローダー等運転技能者（1名以上）</p> <p>(2) フォークリフト運転技能者（1名以上）</p> <p><経験年数等></p> <p>(1) 適正に当該設備機器の運転、操作及び保守点検・整備等ができる者。</p>
受入・運転作業員	<p><必要資格></p> <p>(1) ショベルローダー等運転技能者（1名以上）</p> <p>(2) フォークリフト運転技能者（1名以上）</p> <p><経験年数等></p> <p>(1) 搬入可能物を熟知し、市民および搬入業者に対し適正な対応を行うことができる者。</p> <p>(2) 搬入物に対する「ごみ処理手数料」を適正に徴収することができる者。</p>

3. 作業主任者及び取扱い責任者等

配置主任者及び取扱い責任者	選任必要人数
・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	1名以上
・産業廃棄物焼却施設技術管理士	1名以上
・危険物取扱者【乙種4類】	1名以上
・特定化学物質等作業主任者	1名以上
・高圧ガス製造保安責任者【3種冷凍】	1名以上
・2級ボイラー技士	1名以上
・第二種電気工事士	1名以上
・防火管理者	1名以上

※ 3. に掲げた資格は複合資格者を認める。

※下水道汚泥受入業務に対しては、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を必ず選任すること。

提出書類

提出書類	提出期限	備考
業務責任者選任届 (業務履歴書を添えること)	契約締結日から 10 日以内	
資格取得者名簿	統括責任者、副統括責任者、班長について →契約締結日から 10 日以内 整備員、運転監視員、受入・運転作業員について →契約締結日から 30 日以内	別紙1に示す 責任者
作業主任者及び取扱い責任者配置届出	契約締結日から 10 日以内	別紙1に示す 主任者、責任者
業務従事者名簿	契約締結日から 30 日以内	
非常招集体制表	契約締結日から 30 日以内	
安全衛生管理 組織図	契約締結日から 30 日以内	
一部再委託 (変更) 承諾申請書	(業務の一部を他社へ再委託する場合) 契約締結後速やかに提出し、委託者の承諾を得ること	
その他委託者が 指示する書類	委託者が指定する期日まで	

日報・月報・年報及び隨時報告書等

1. ごみ焼却施設報告書

種類	報告書名	様式	提出頻度
日報	ごみ焼却施設運転管理日報	指定様式なし	毎日
	焼却炉運転データリスト (DCS)	DCS より	毎日
	焼却施設現場日常点検表【夏季】	指定様式なし	保管のみ
	焼却施設現場日常点検表【冬季】	同上	保管のみ
	排ガス設備現場日常点検表	同上	保管のみ
月報	月焼却予定表	指定様式なし	毎月末
	月勤務予定表	同上	毎月末
	点検作業予定表	同上	毎月末
	点検作業実績表	同上	毎月 5 日まで
	焼却炉運転データリスト (DCS)	DCS より	毎月 5 日まで
	薬品等入出庫管理表	指定様式なし	保管のみ
	ごみクレーン点検表	同上	毎月 5 日まで
	灰クレーン点検表	同上	毎月 5 日まで
	地下タンク残油量測定値記録表	同上	保管のみ
年報	焼却炉運転データリスト (DCS)	DCS より	毎年
	12ヶ月オイル交換実施表	指定様式なし	保管のみ
隨時	空気圧縮機点検表	指定様式なし	点検実施後
	送風機点検実施表	同上	同上
	ごみ汚水噴霧記録表	同上	噴霧完了後
	水中ポンプ絶縁抵抗測定表	同上	点検実施後
	清水ポンプ点検実施表	同上	同上
	中水ポンプ場点検表	同上	同上
	非常発電機点検日誌	同上	同上
	固着防止運転実施表	同上	固着運転完了後
	グリス給油実施表 (1ヶ月)	同上	保管のみ
	グリス給油実施表 (2ヶ月)	同上	保管のみ
	グリス給油実施表 (4ヶ月)	同上	保管のみ
	グリス給油実施表 (6ヶ月)	同上	保管のみ
	グリス給油実施表(クレーン2ヶ月)	同上	保管のみ

	光化学オキシダント警報実施表	指定様式なし	警報発令後
	停電発生報告書	同上	停電発生後
	修繕依頼書	同上	故障等発生後
	汚泥受入れホッパ定期自主検査表	同上	点検実施後
	汚泥受入作業硫化水素等測定記録表	同上	保管のみ

2. リサイクル施設

種類	報告書名	様式	提出頻度
日報	リサイクル施設運転管理日誌	指定様式なし	毎日
	リサイクル施設運動運転記録表	同上	同上
	計量記録日報	計量システムより	同上
	ごみ処理手数料徴収日報	同上	同上
月報	点検作業予定表	指定様式なし	毎月末
	点検作業実施表	同上	毎月 5 日まで
	リサイクル関連施設点検等報告書	同上	保管のみ
	リサイクル施設運転月報	同上	保管のみ
	リサイクル施設給排水パルプ等保守点検表	同上	保管のみ
	リサイクル施設保守点検表（毎日）	同上	保管のみ
	リサイクル施設計器等点検月報	同上	保管のみ
	リサイクル施設潤滑油等補充・交換記録表	同上	保管のみ
	灯油使用台帳	同上	保管のみ
	リサイクル施設運転実績	同上	保管のみ
	リサイクル施設保守点検表（毎月・隔月）	同上	保管のみ
	リサイクル施設潤滑油交換台帳	同上	保管のみ
	温水洗浄器保守・定期点検表	同上	保管のみ
	リサイクル施設拭き掃除点検表	同上	年度末
隨時	圧力容器自主検査点検表	指定様式なし	点検後

※ リサイクル施設において修繕依頼がある場合は、ごみ焼却施設報告書内の修繕依頼書を使用するものとする。

物価変動に基づく業務委託費の改定

1. 業務委託費の改定(物価変動に基づく改定)

運営期間中の物価上昇率等の変動可能性のある経済要素については、原則次の考え方 に従う。

- (1) 必要に応じて委託者又は受託者の申し出により翌年度の委託料へ反映させることができる。この場合、委託者若しくは受託者から文書を発出することで申し出を行うこととする。
- (2) 申し出及び変動要素の見直し作業は、翌年度の業務委託費を設定（予算計上）する 10 月に行なうことができる。
- (3) 変動要素の見直しに関して、初回は初期値に対して、以降は原単位のそれぞれの直近の見直し後の数値に対して測ることとする。
- (4) 変動要素の見直し時点から、実際の業務委託費が支払われる時期までに大幅に乖離が生じた場合、委託者と受託者は、協議により変動要素の見直しをすることができる。

2. 見直しに係る評価指標(以下「インデックス」という。)は、下表に示すとおりとする。初回改定時の基準額は、本契約額とする。

表1. 見直し対象とするインデックス

対象費用	インデックス	備考
CA：人件費相当額	政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載の毎月勤労統計調査 賃金指数の調査産業計（5人以上指数及び入離職率表（合計） 所定内給与）	前年度の9月から今年度の8月までの年平均値。ただし、10月1日時点で全てのデータが公表されていないときは、公表されているデータの平均値とする。
CB：その他の委託費（委託費のうちCAを控除した額）	日銀調査統計局による「消費税を除く企業向けサービス価格指数/自動車整備・機械修理/機械修理」	前年度の9月から今年度の8月までの年平均値。ただし、10月1日時点で全てのデータが公表されていないときは、公表されているデータの平均値とする。

3. 見直しの方法

見直しの対象となるインデックスの比率を算定する。このとき価格指数比に小数点第4位未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

算定されたインデックス比をもとに下記の算定式をもとに改定額を算定する。なお、具体的な改定方法、見直す対象費用については下表に示すものとする

表2. 人件費の見直し額の算定方法

対象費用	見直し額の算定式
CA : 人件費相当額	<p><u>第1回目の改定</u></p> <p>令和7年度の賃金指数(令和6年9月から令和7年8月の平均値。 以下同じ。)を基準値とし、令和t年度における賃金指数と基準値との差が3%を超える場合には、委託者又は受託者により委託料の改定に係る申し出を発出し、双方協議を行うことができる。</p> <p>改定は、以下の算式により、物価変動をそれ以降の年度の委託料に反映させる。</p> <p>$(L_t / L_1) > 3\%$のとき t 年度の人件費に係る対価を改定することができる。</p> <p>・ $CA_t = CA_{t0} \times (L_t / L_1)$</p> <p>CA_t : 当該事業年度の翌年の人件費に係る対価 CA_{t0} : 契約書に規定された当該事業年度の人件費に係る対価 L_t : 事業t年度の支払対象となる前年度(事業t-1年度9月から事業t年度8月)の賃金指数の平均値 L₁ : 令和7年度の賃金指数の年平均</p> <p><u>第2回目以降の改定</u></p> <p>前回の改定が行われた際(t年度)に基準値との比較に用いた賃金指数(L_t)を新たな基準値とし、その後の年度における賃金指数と基準値との差が3%を超える場合には、委託者又は受託者により委託料の改定に係る申し出を発出し、双方協議を行うことができる。</p> <p>改定は、以下の算式により、物価変動をそれ以降の年度の委託料に反映させる(以降の年度においても同様とする。)。</p> <p>$(L_c / L_t) > 3\%$のとき c 年度の人件費に係る対価を改定する。</p>

	$\cdot C A_c = C A_t \times (L_c / L_t)$ <p>$C A_c$: 当該事業年度の人件費に係る対価</p> <p>$C A_t$: 事業 t 年度に改定された当該事業年度の人件費に係る対価</p> <p>L_c : 事業 c 年度の支払対象となる前年度(事業 $c-1$ 年度 9 月から事業 c 年度 8 月)の賃金指数の平均値</p>
--	---

表3. 委託費のうち人件費を控除した額の見直し額の算定方法

対象費用	見直し額の算定式
CB : 委託費のうち CA を控除した 額	<p><u>第1回目の改定</u></p> <p>令和7年10月の日銀調査統計局による「消費税を除く企業向けサービス価格指数/自動車整備・機械修理/機械修理」を基準値とし、令和 t 年度における当該指数（前年度の9月から今年度の8月までの年平均値。）と基準値との差が3%を超える場合には、委託者又は受託者により委託料の改定に係る申し出を発出し、双方協議を行うことができる。</p> <p>改定は、以下の算式により、物価変動をそれ以降の年度の委託料に反映させる。</p> $ (X_t / X_1) > 3\% \text{ のとき } t \text{ 年度の運営費の対価(人件費を控除)を改定することができる。}$ <p>$\cdot C B_t = C B_{t0} \times (X_t / X_1)$</p> <p>$C B_t$: 当該事業年度の運営費の対価(人件費を控除)</p> <p>$C B_{t0}$: 契約書に規定された当該事業年度の運営費の対価(人件費を控除)</p> <p>X_t : 事業 t 年度の支払対象となる前年度の当該指数</p> <p>X_1 : 令和7年10月の日銀調査統計局による「消費税を除く企業向けサービス価格指数/自動車整備・機械修理/機械修理」</p> <p><u>第2回目以降の改定</u></p> <p>前回の改定が行われた際(t 年度)に基準値との比較に用いた当該指数(X_t)を新たな基準値とし、その後の年度における指数と基準値との差が3%を超える場合には、委託者又は受託者により委託料の改定に係る申し出を発出し、双方協議を行うことができる。</p>

	<p>改定は、以下の算式により、物価変動をそれ以降の年度の委託料に反映させる(以降の年度においても同様とする。)。</p> <p>$(X_c / X_t) > 3\%$ のとき c 年度の運営費の対価(人件費を控除)を改定することができる。</p> <p>・ $CB_c = CB_t \times (X_c / X_t)$</p> <p>$CB_c$: 当該事業年度の燃料費に係る対価</p> <p>CB_t : 事業 t 年度に改定された当該事業年度の運営費の対価(人件費を控除)</p> <p>X_c : 事業 c 年度の支払対象となる前年度(事業 $c - 1$ 年度 9 月から事業 c 年度 8 月)の当該指標の平均</p>
--	--

表4. 見直し対象となる人件費及び人件費を控除した委託費の対象

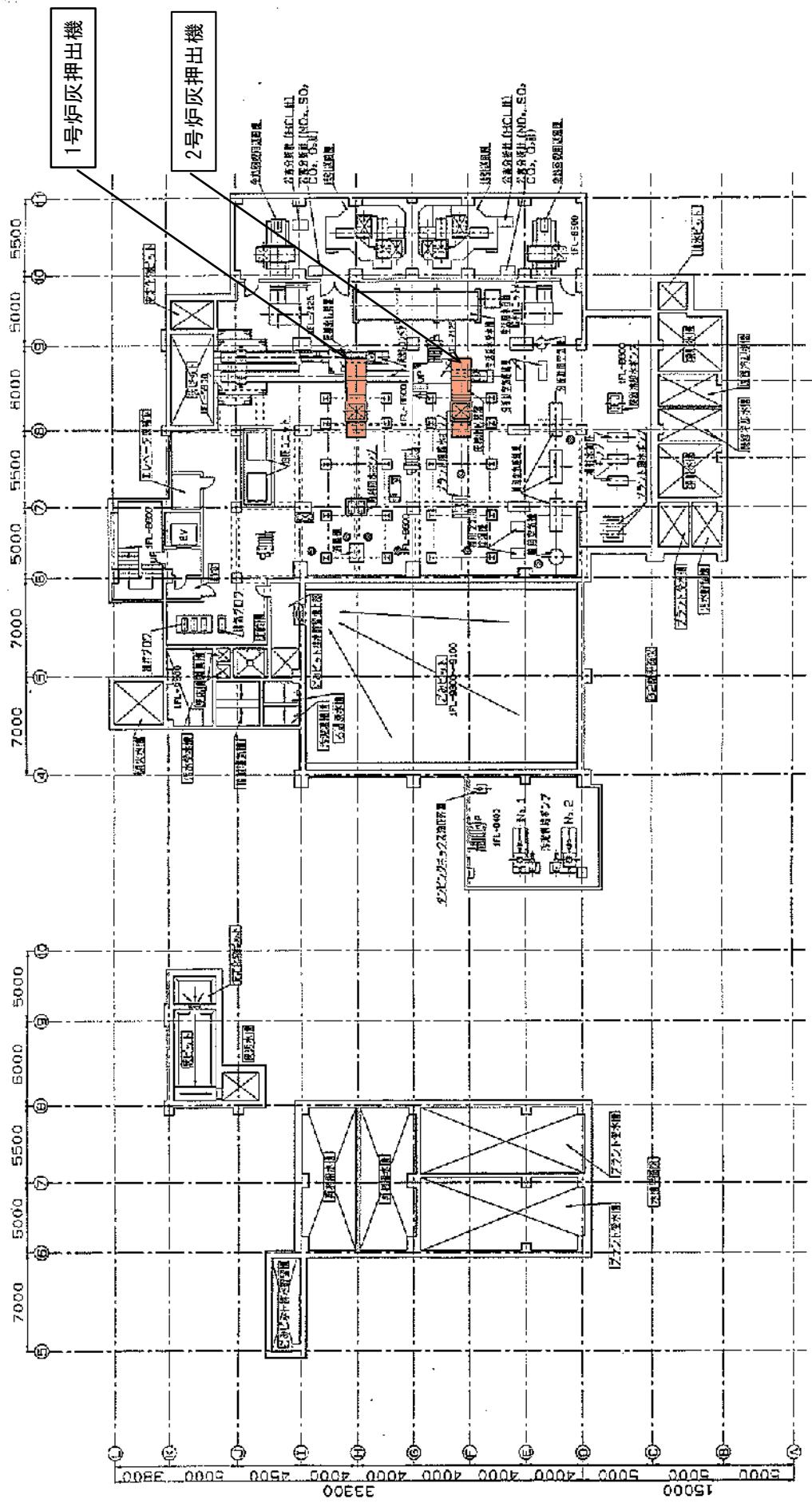
対象費用	設計書に記載された項目
CA: 人件費相当額	・直接人件費
CB : 委託費のうち CA を控除した 額	・直接物品費 (率計上) ・業務管理費 (率計上) ・業務管理費 (積上げ計上) ・技術経費 (率計上) ・一般管理費

〈各種参考図面〉

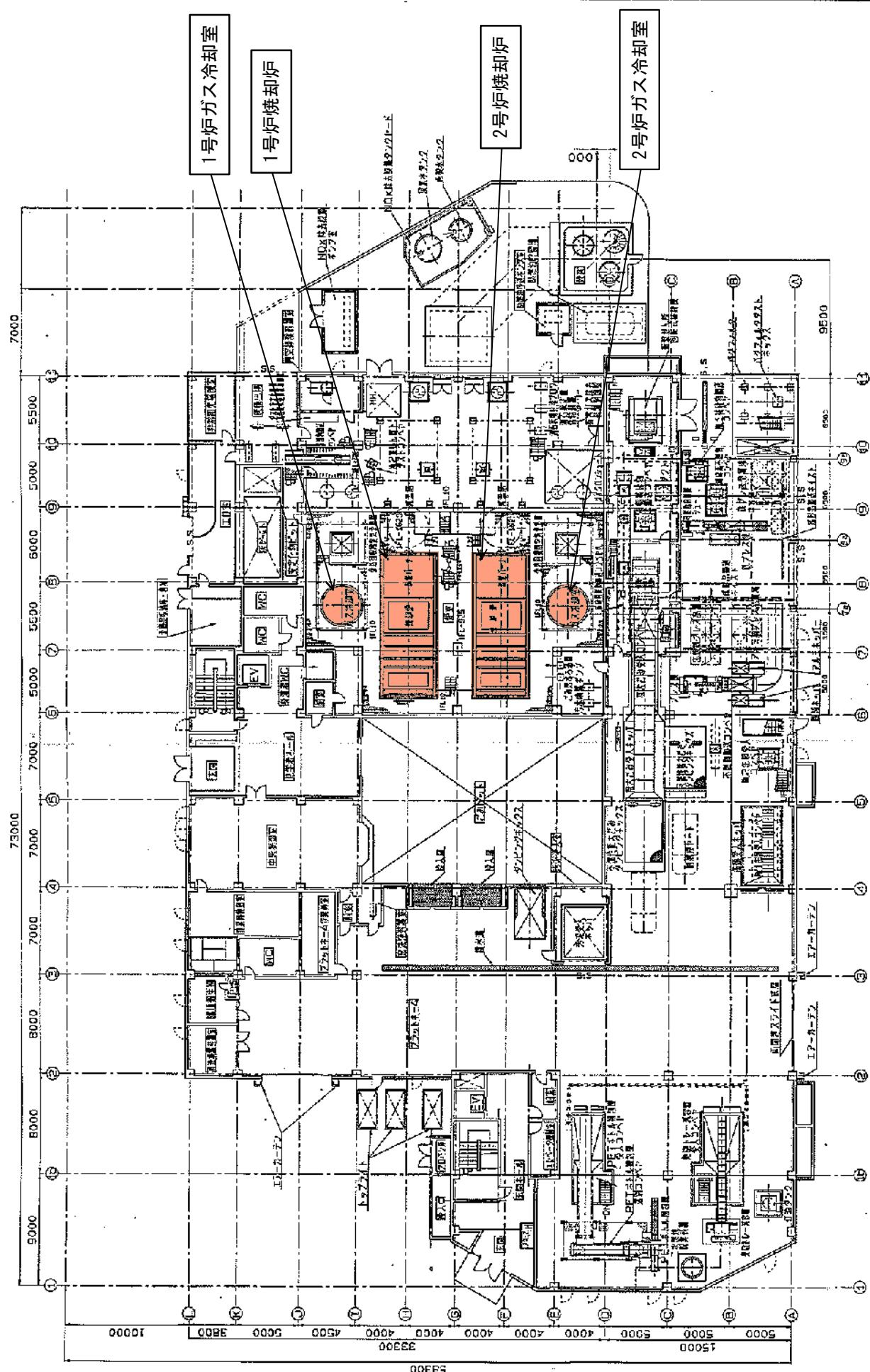
- 焼却炉内清掃点検業務参考図面 ······ P60
 - 消防用設備点検業務参考図面 ······ P67
 - 電動シャッターポジション検査業務参考図面 ······ P97
 - 自動扉開閉装置点検業務参考図面 ······ P100
 - 木イスト式ケレーショ年次点検業務参考図面 ······ P102

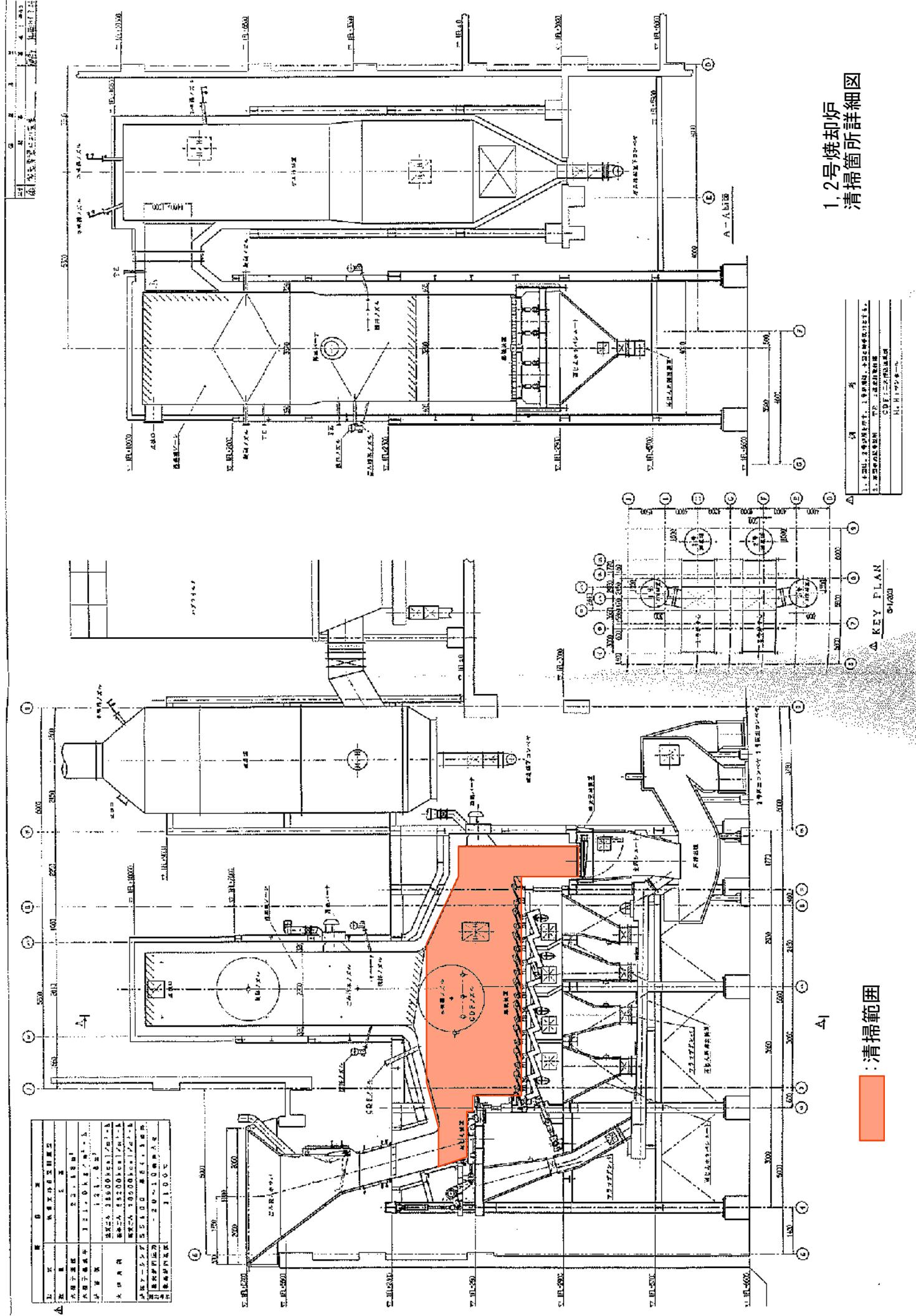
焼却炉内清掃点検業務参考図面

B2階平面図



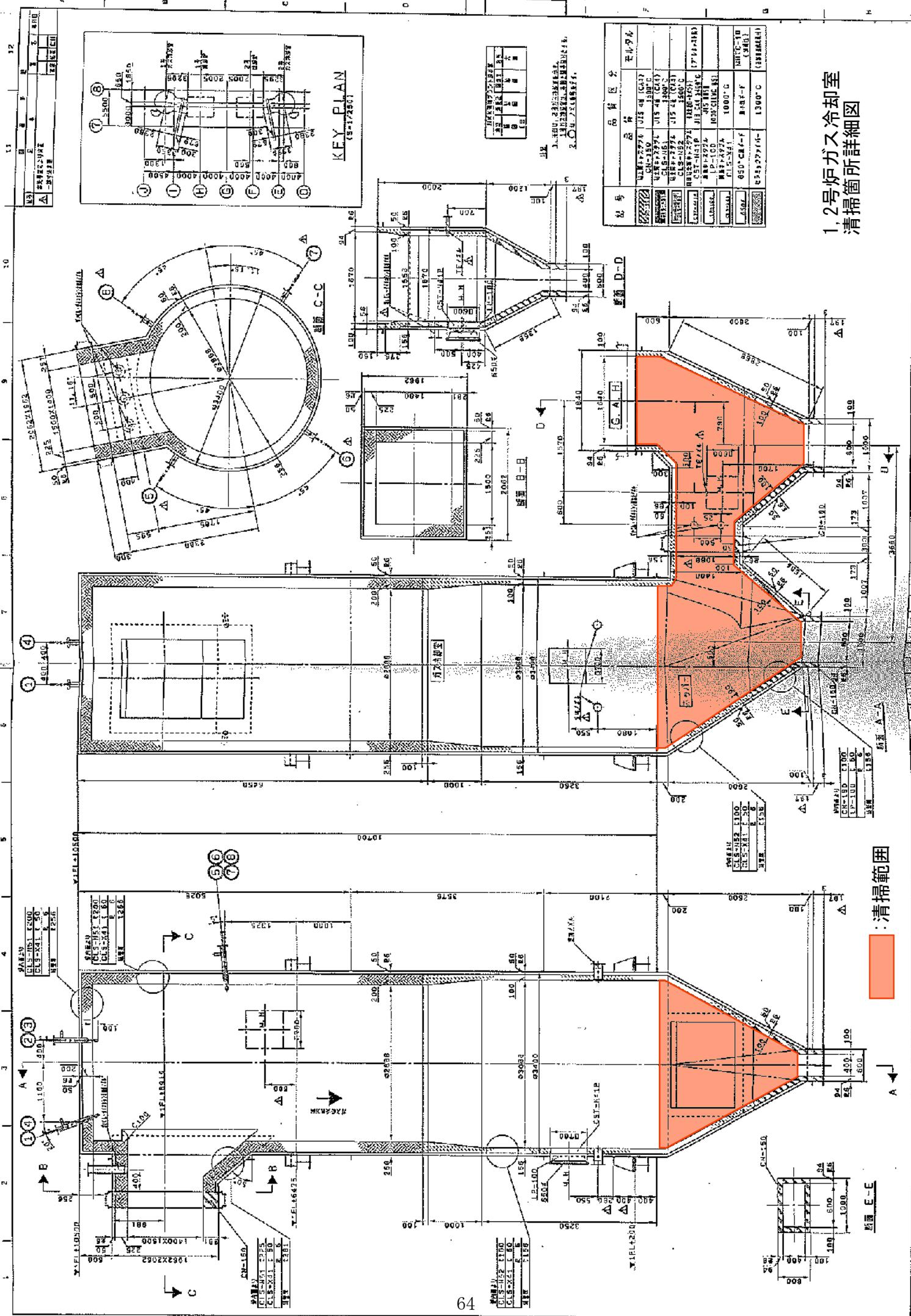
1階平面図





1. 2号焼却炉 清掃箇所詳細図

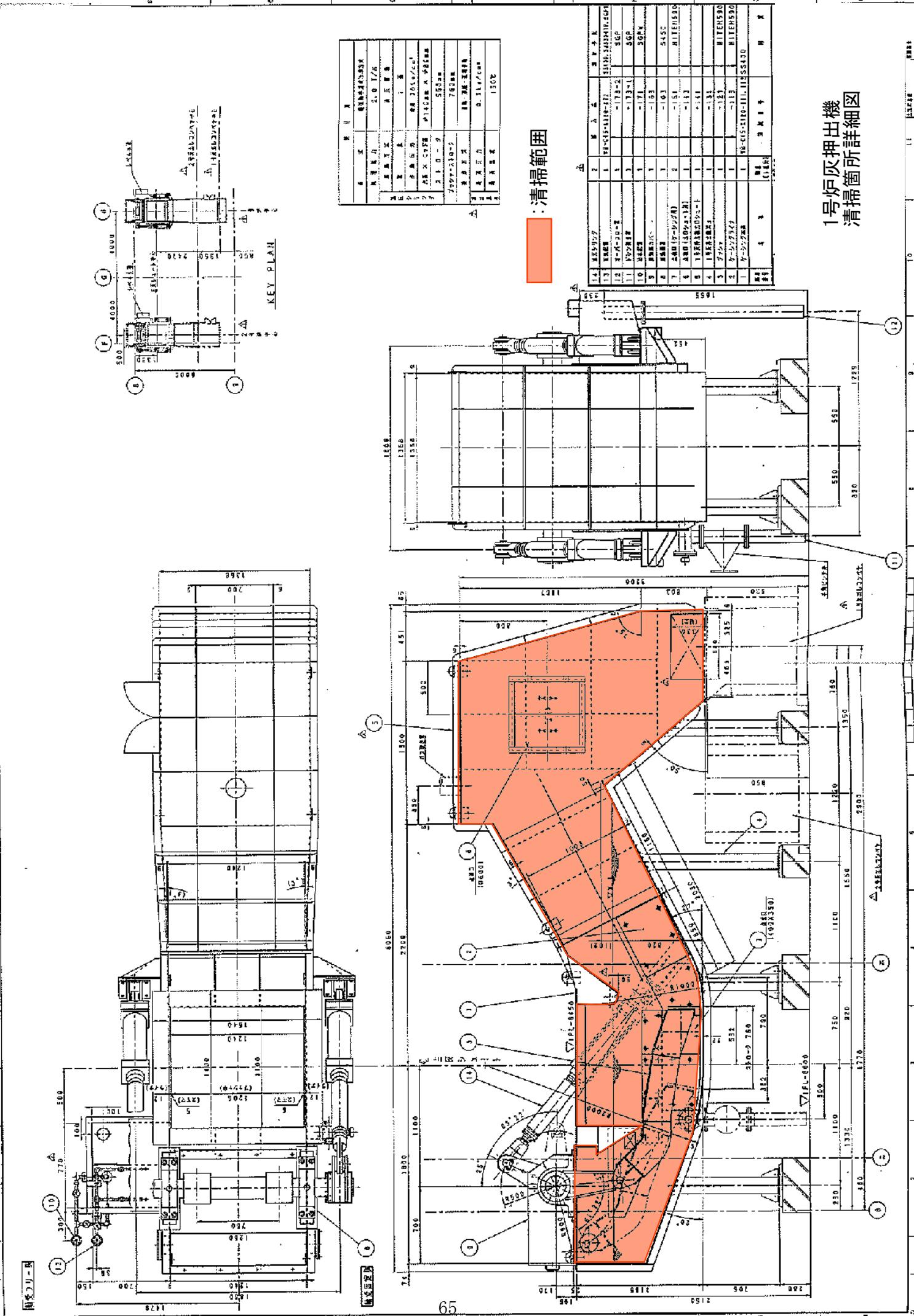
清掃範例



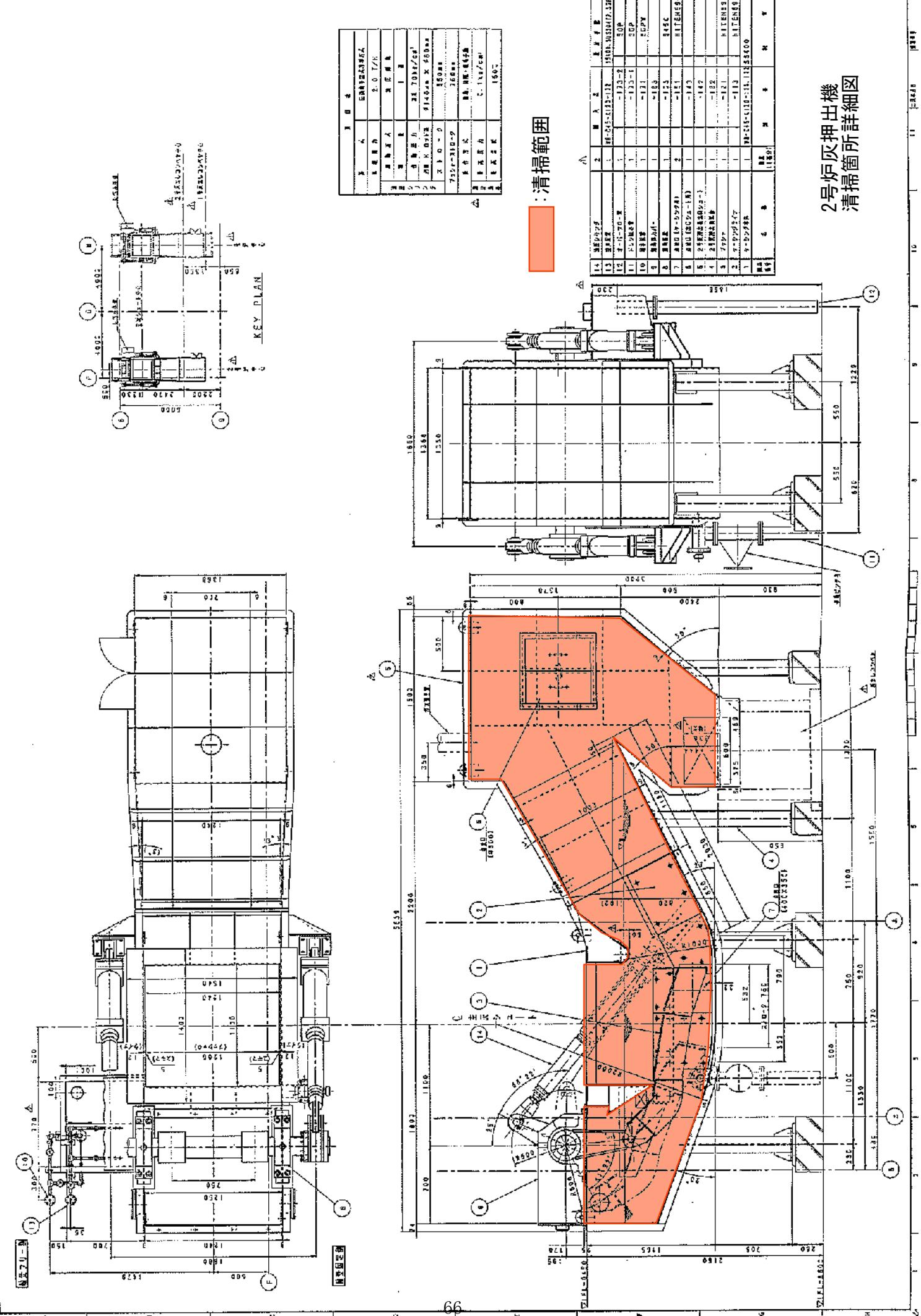
1, 2号炉ガス冷却室 清掃箇所詳細図

國學

1号炉灰押出機圖解

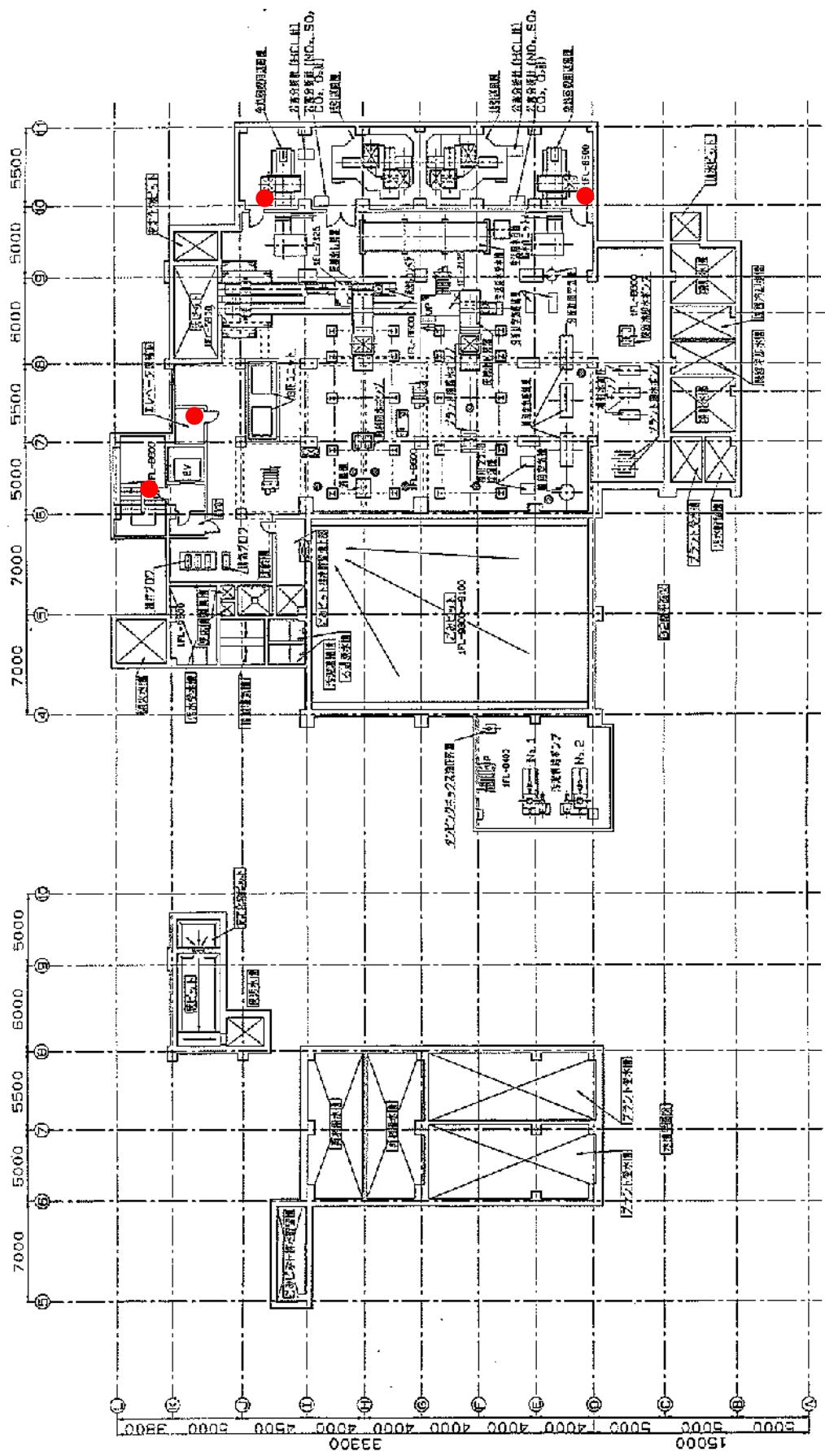


2号炉灰押出機 清掃箇所詳細図



消防用設備点検業務参考図面

消火器配置箇所
B2階平面図



● : 13-44号 (ABC10型)

● : 5-18号 (ABC50型)

● : 10-6号

100
100
100
100

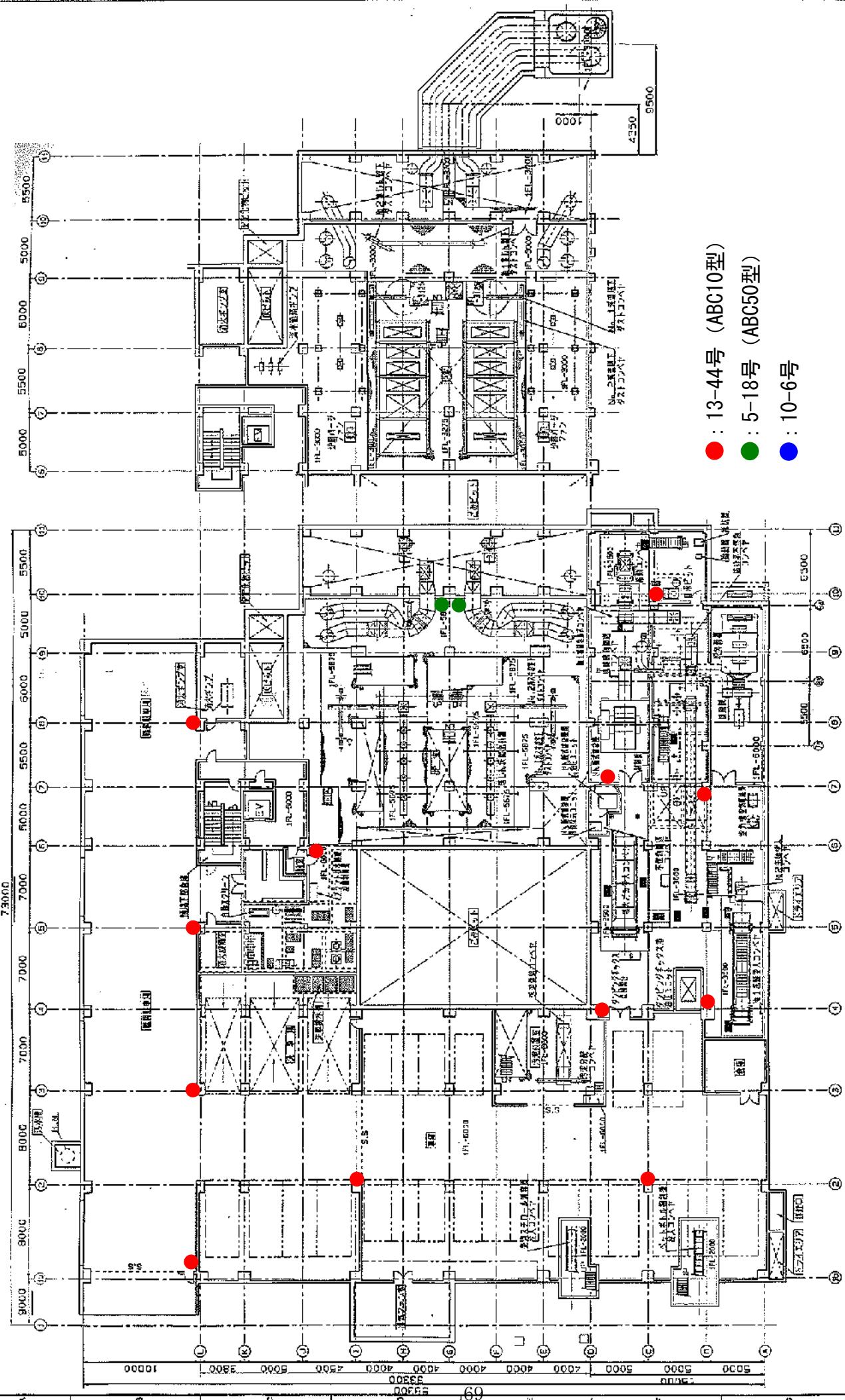
消火器配置箇所
B1階平面図

0 5 10 15 20

0 5 10 15 20

5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 85 90 95 100

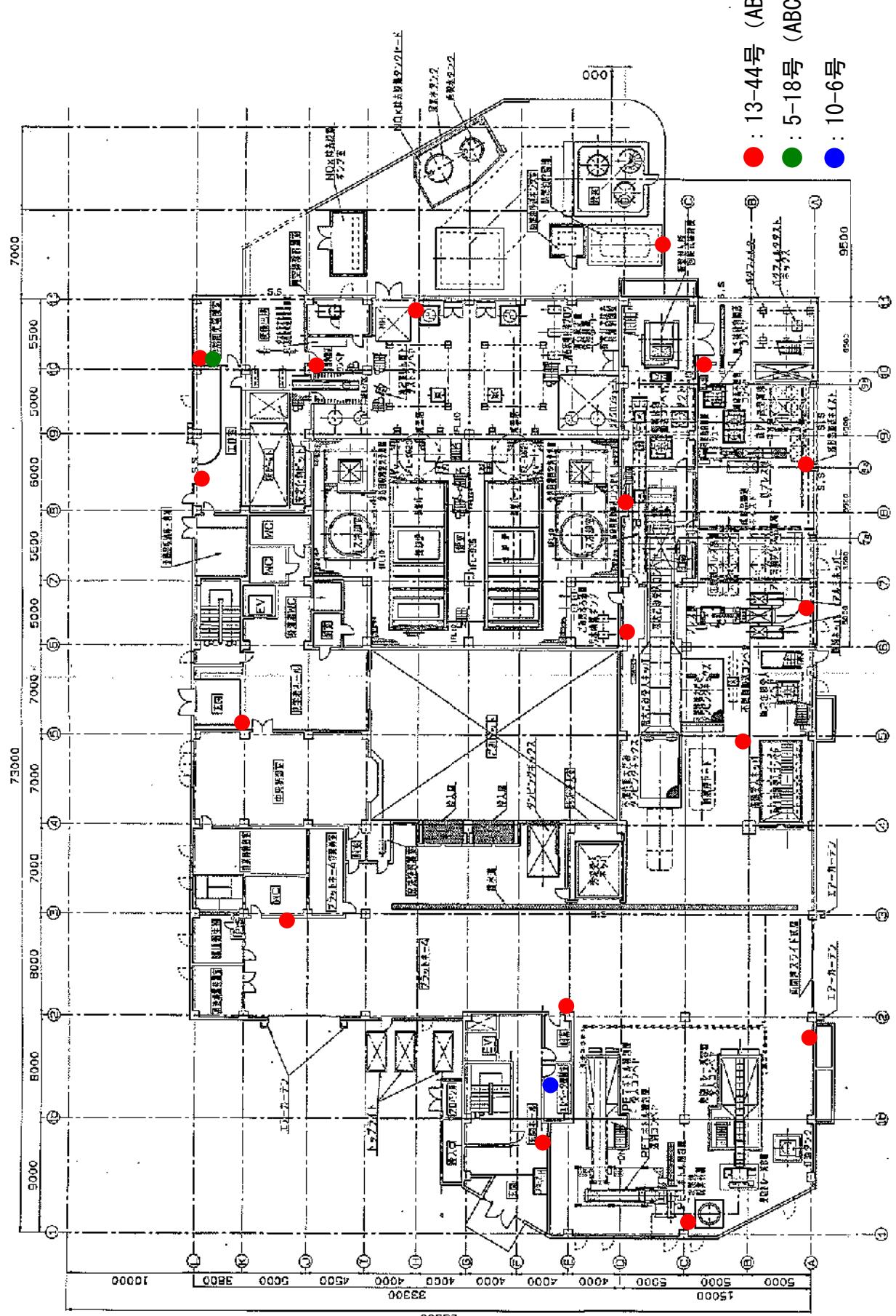
3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100



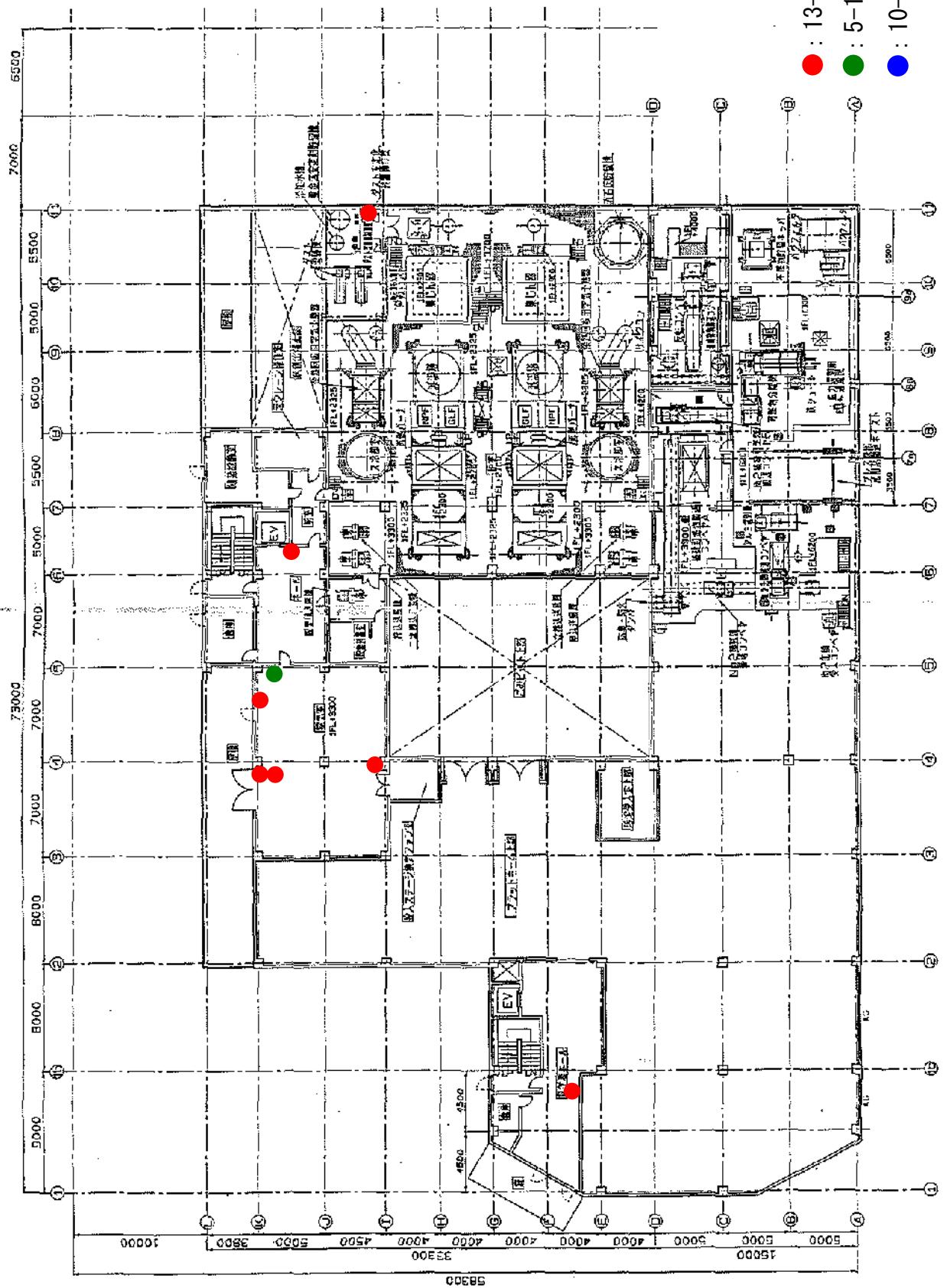
● : 13-44号 (ABC10型)

● : 5-18号 (ABC50型)

● : 10-6号

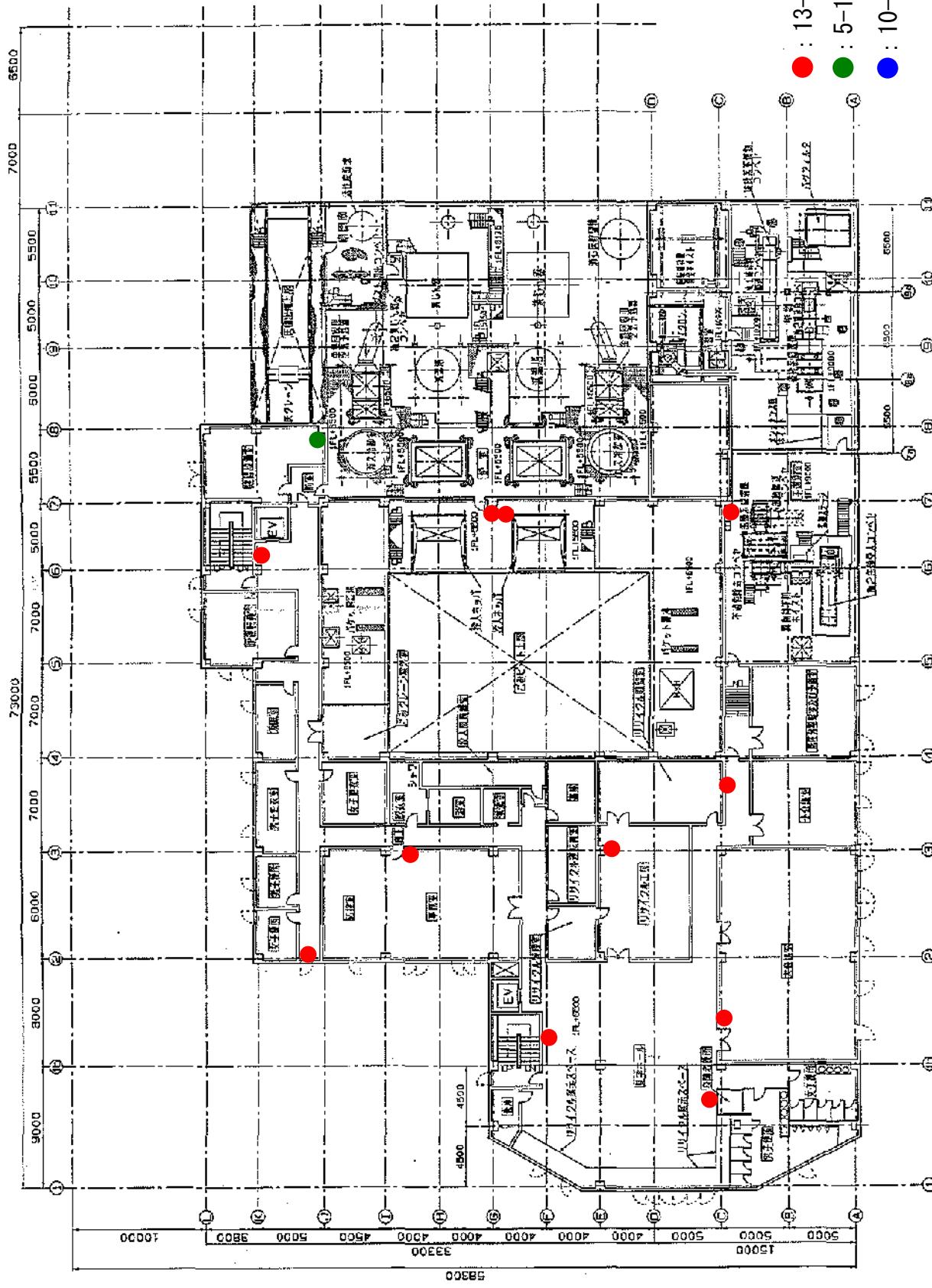


消火器配置箇所 1階平面図

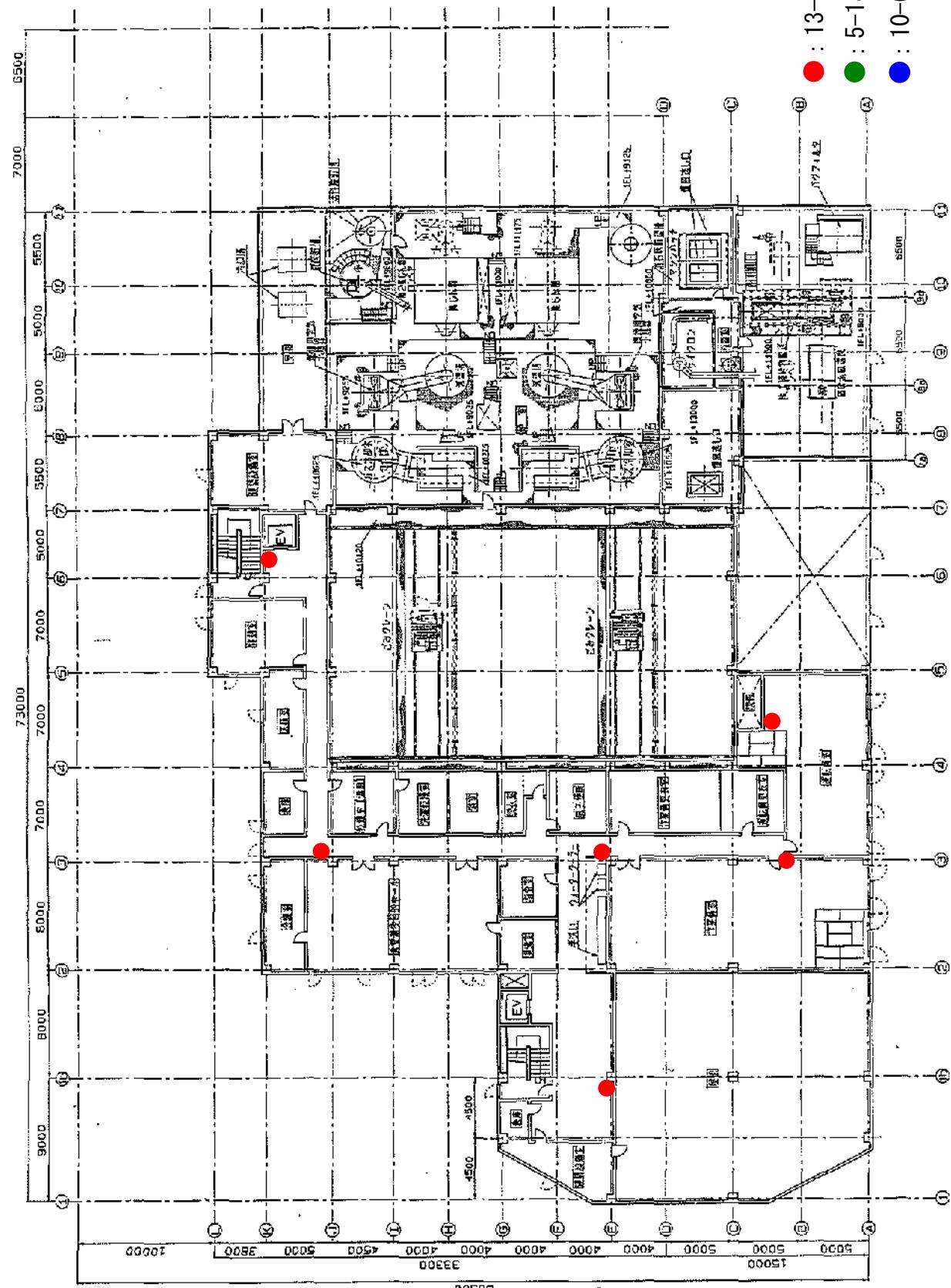


消火器配置箇所 2階平面図

消火器配置箇所
3階平面図

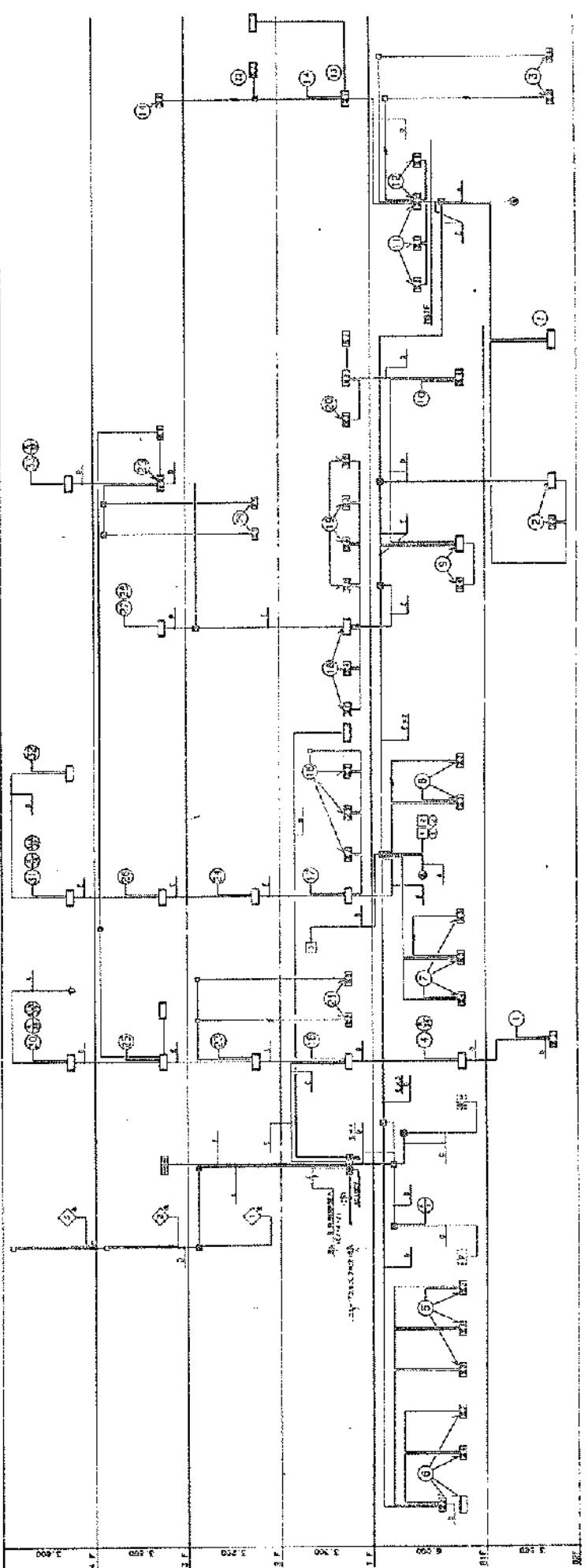


消火器配置箇所
4階平面図

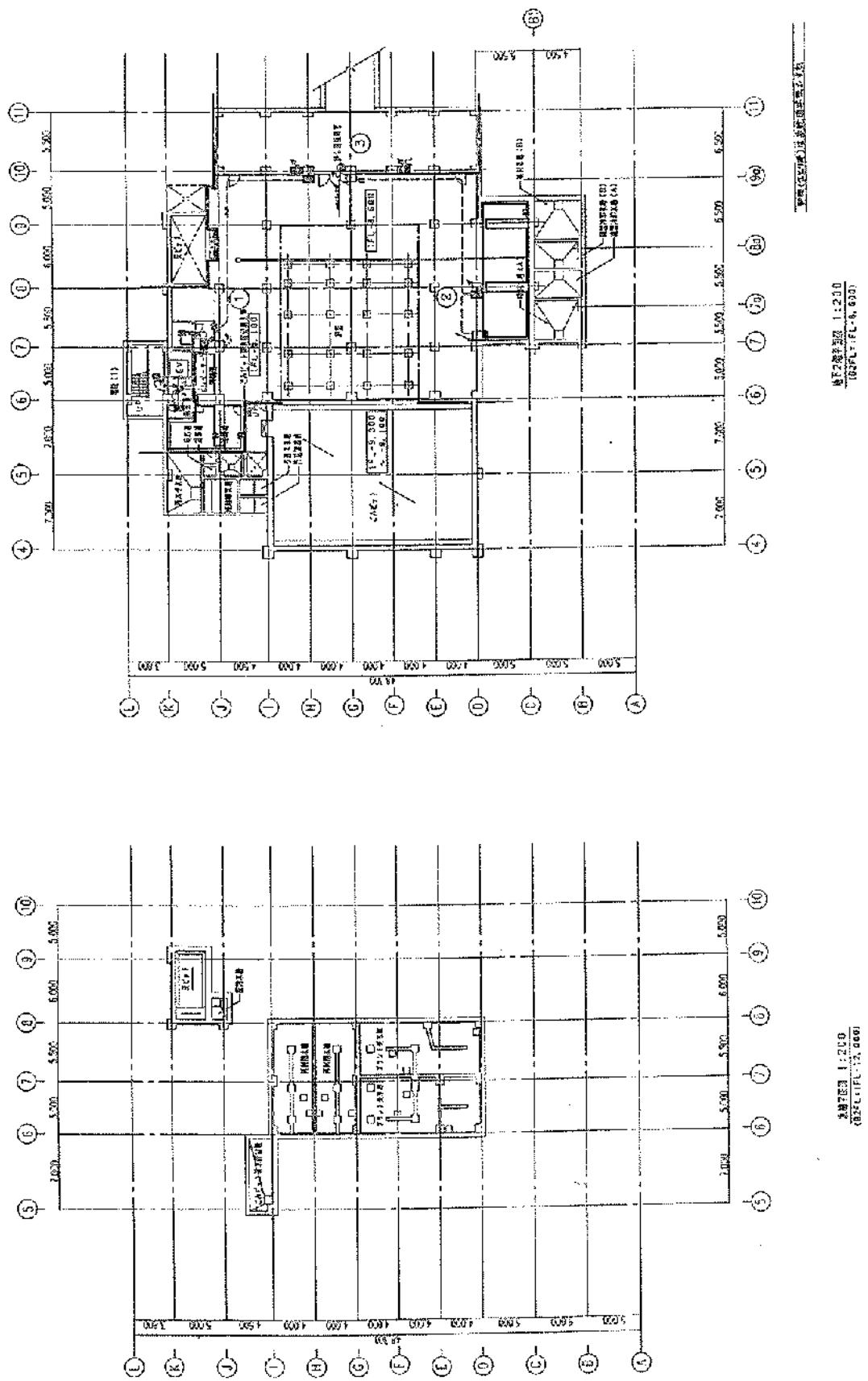


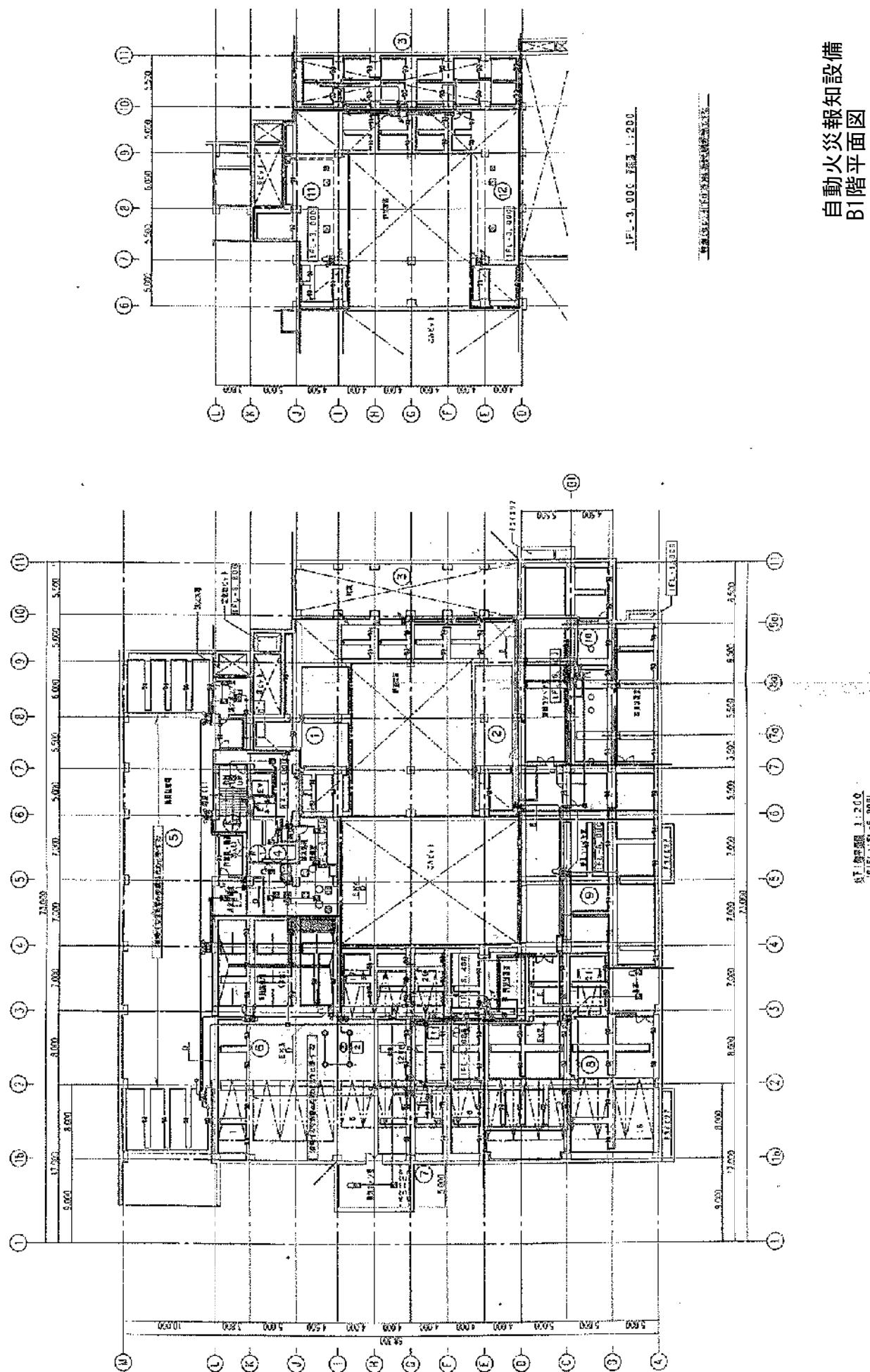
5
10
15
20
25
30
35
40
45
50
55
60
65
70
75
80
85
90
95
100

自動火災報知設備系統圖

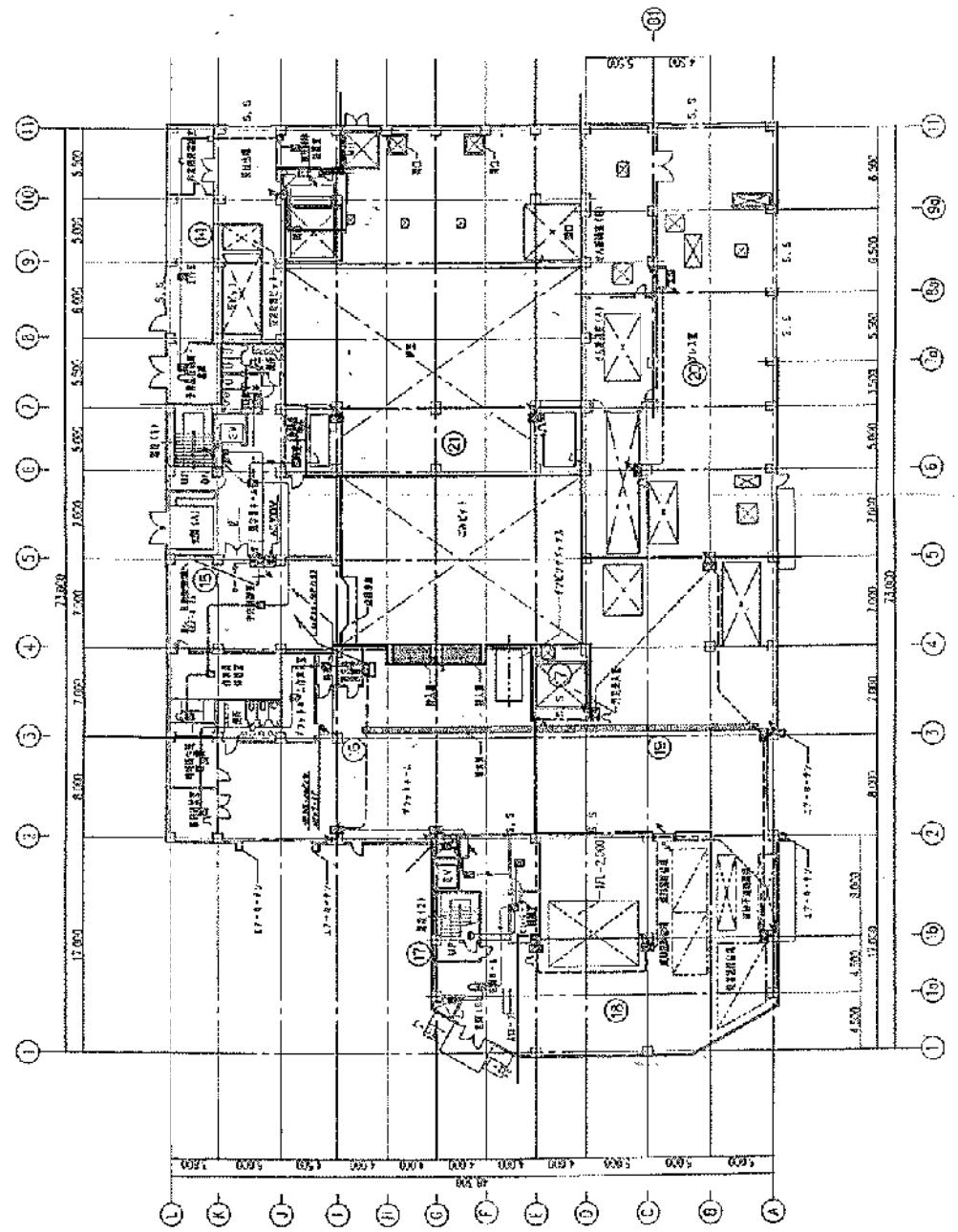


自動火災報知設備
B2階平面図



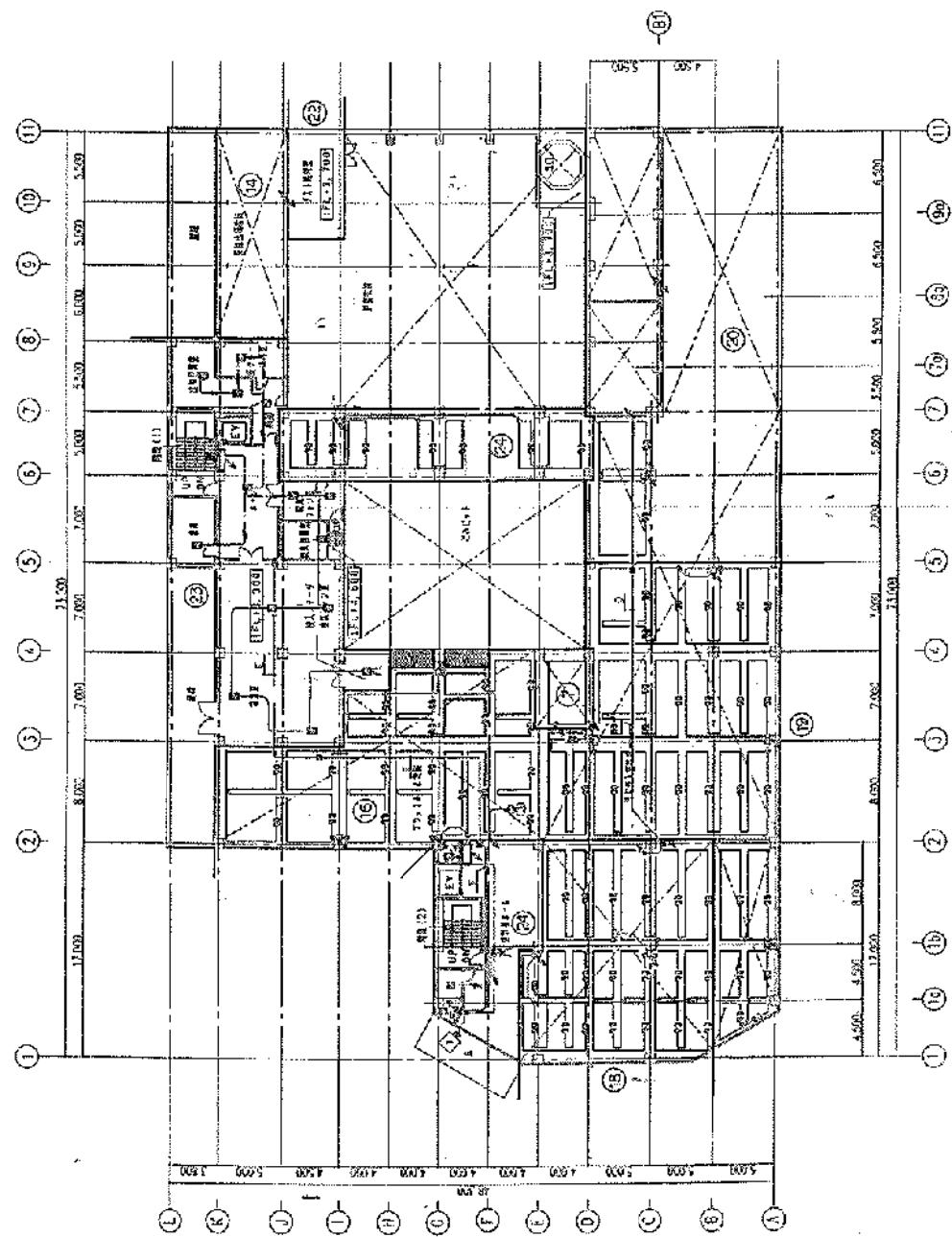


自動火災報知設備
1階平面図

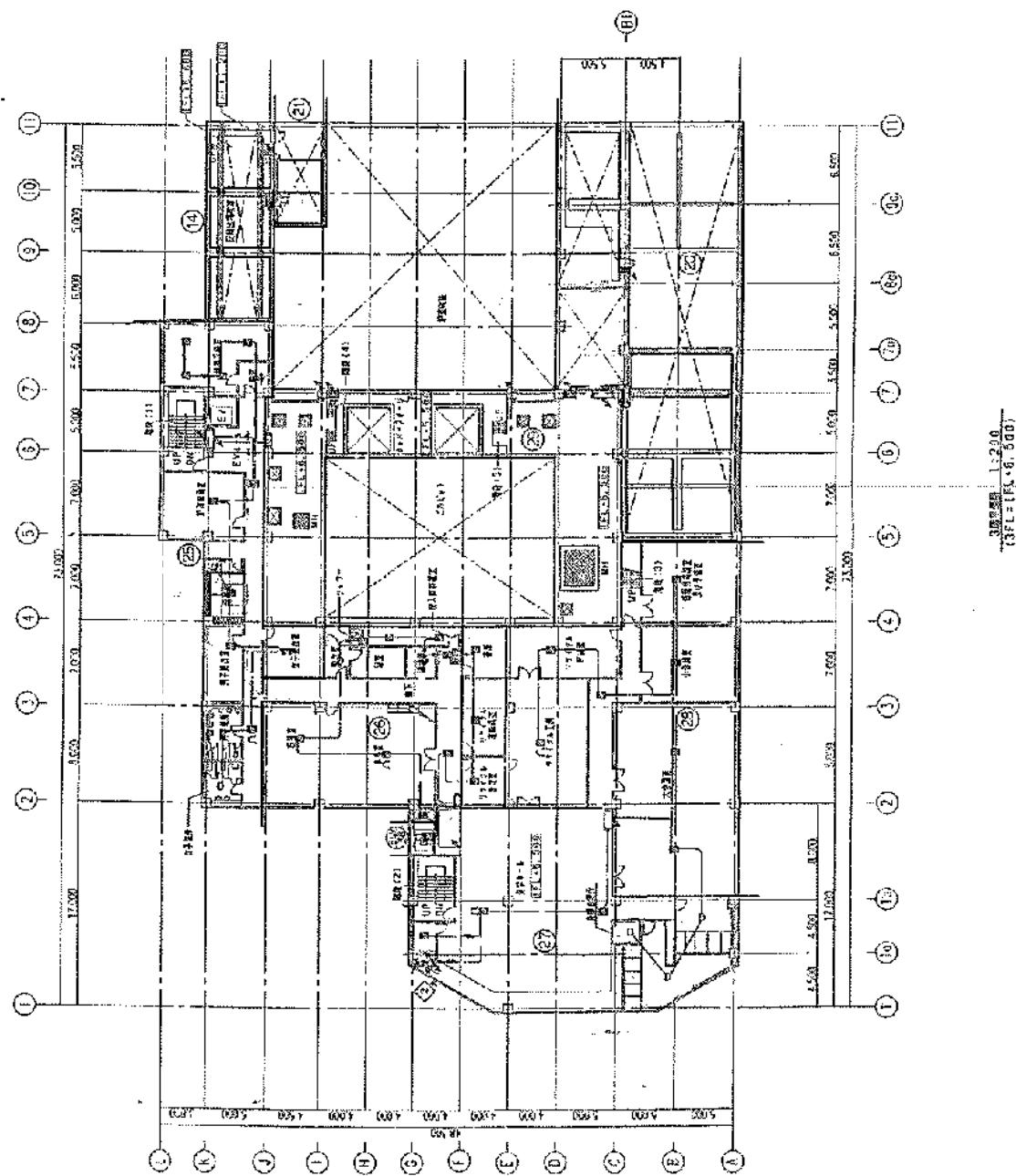


1階平面
1F-301-2001

自動火災報知設備 2階平面図

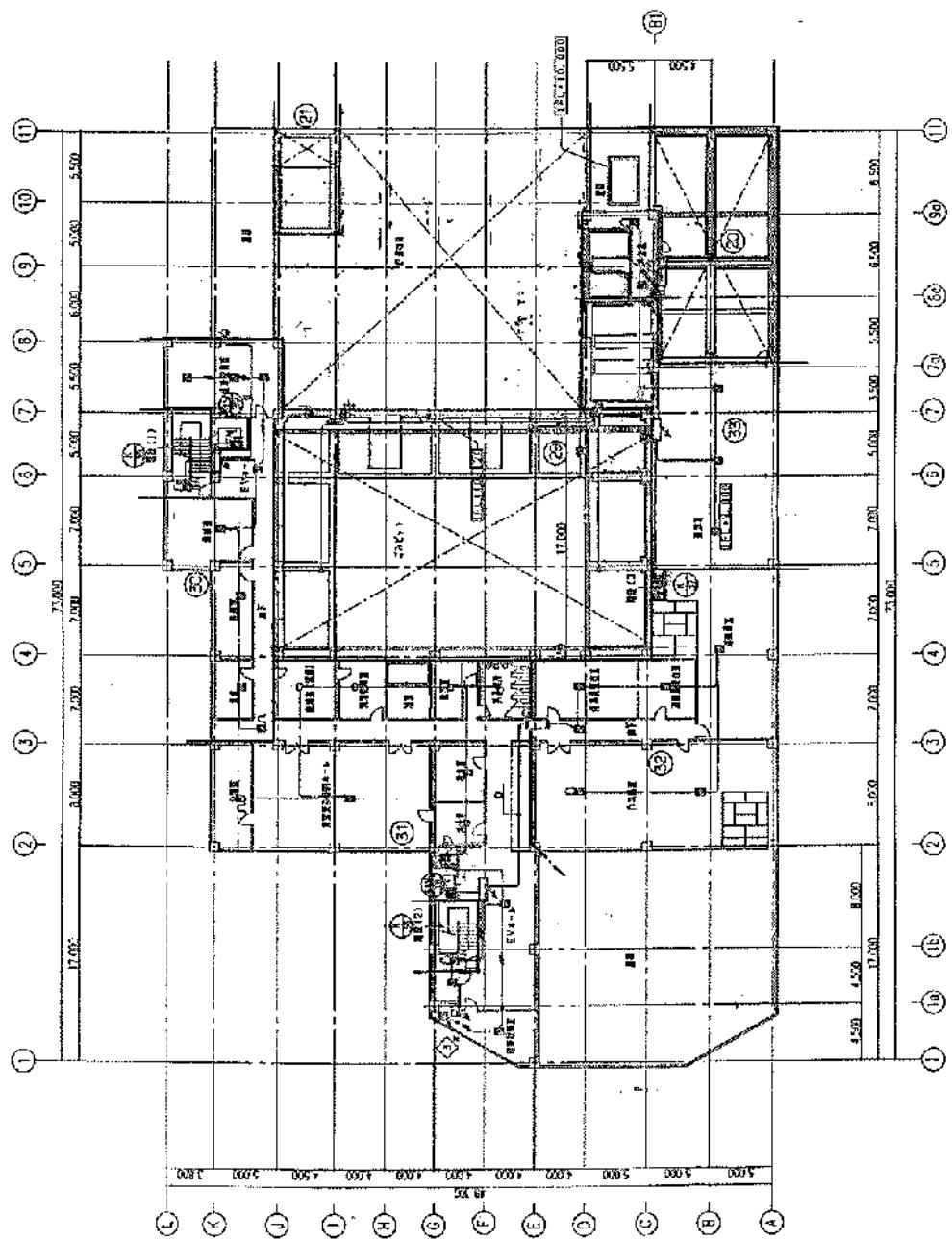


自動火災報知設備
3階平面図

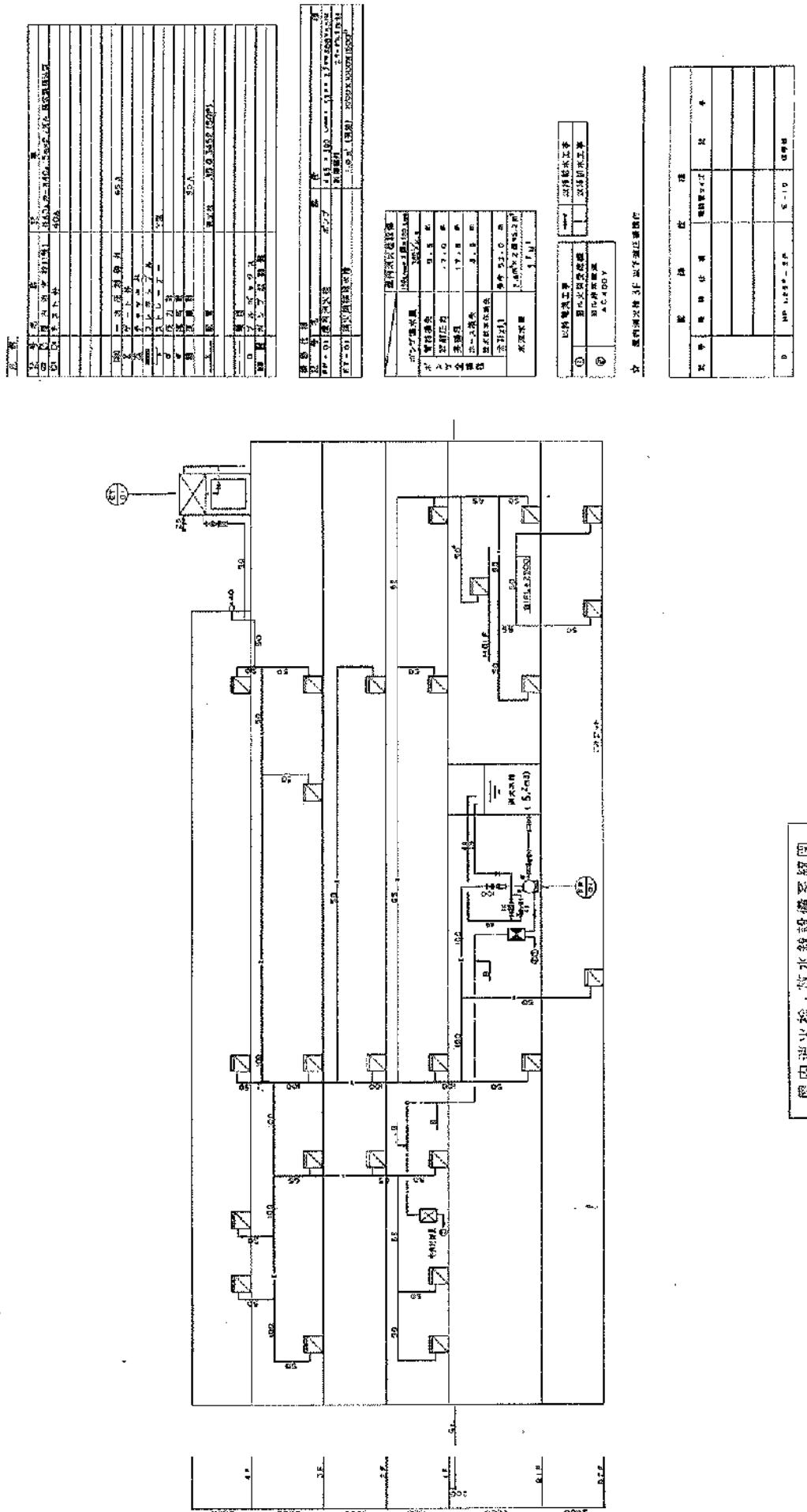


自動火災報知設備
4階平面図

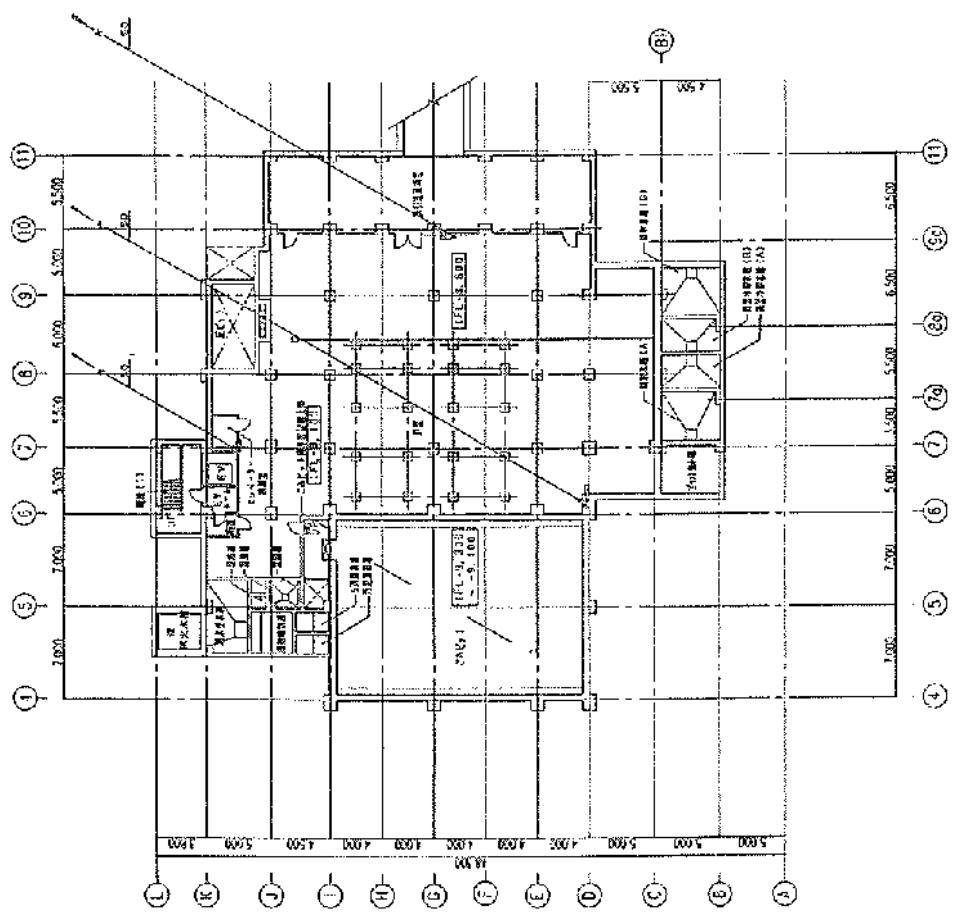
1:200
(4.5t = 1P₁ + 0.300)



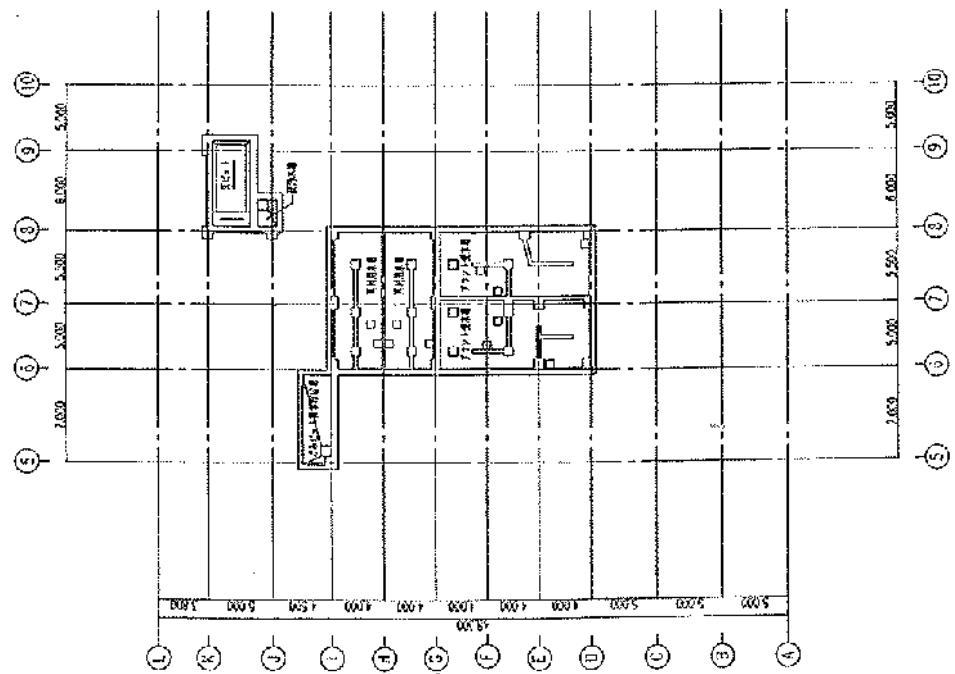
消火設備 系統図



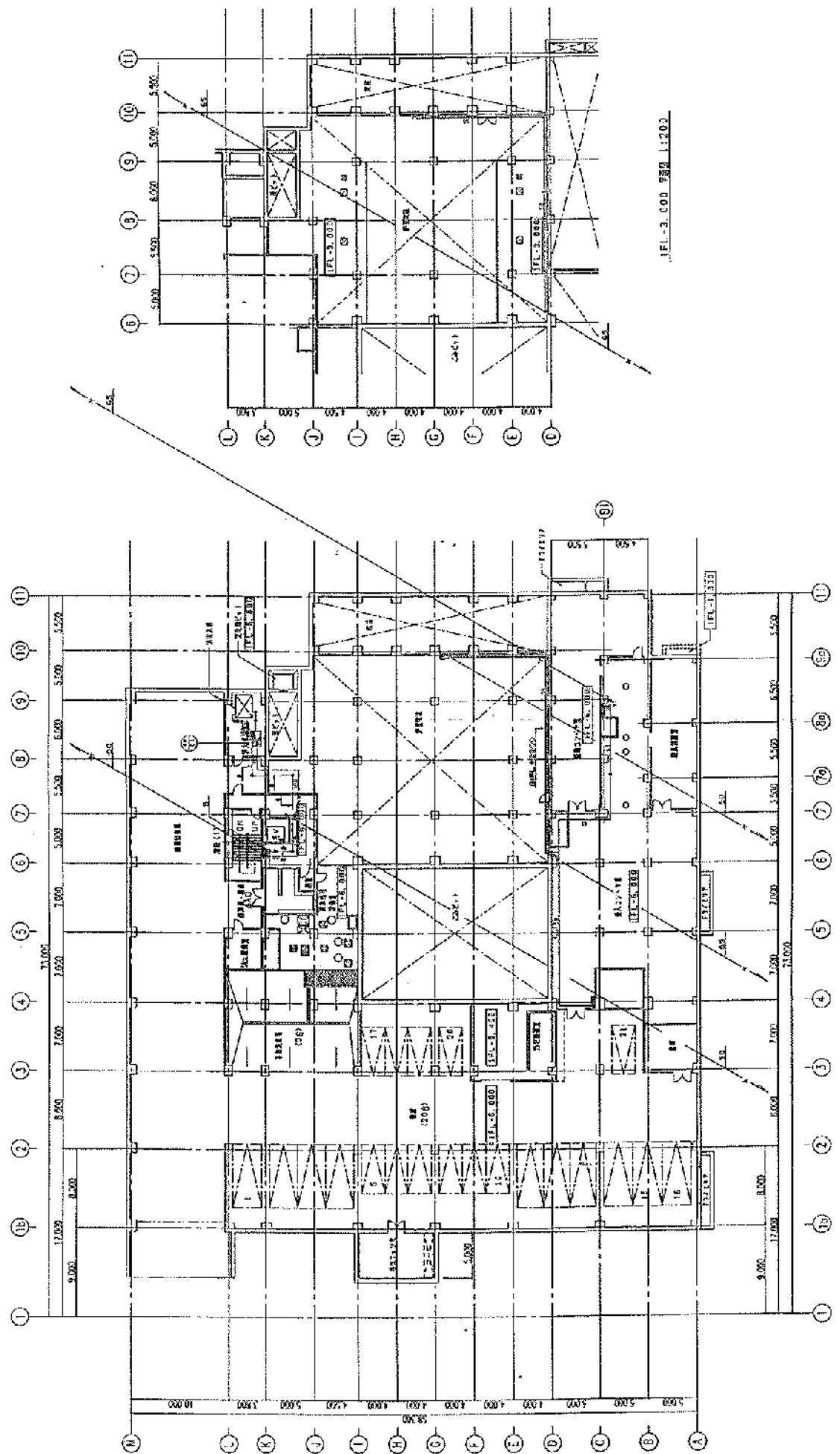
消火設備
B2階平面図



地下2階平面図 1:200
(B2F : 1F : 1/2,000)

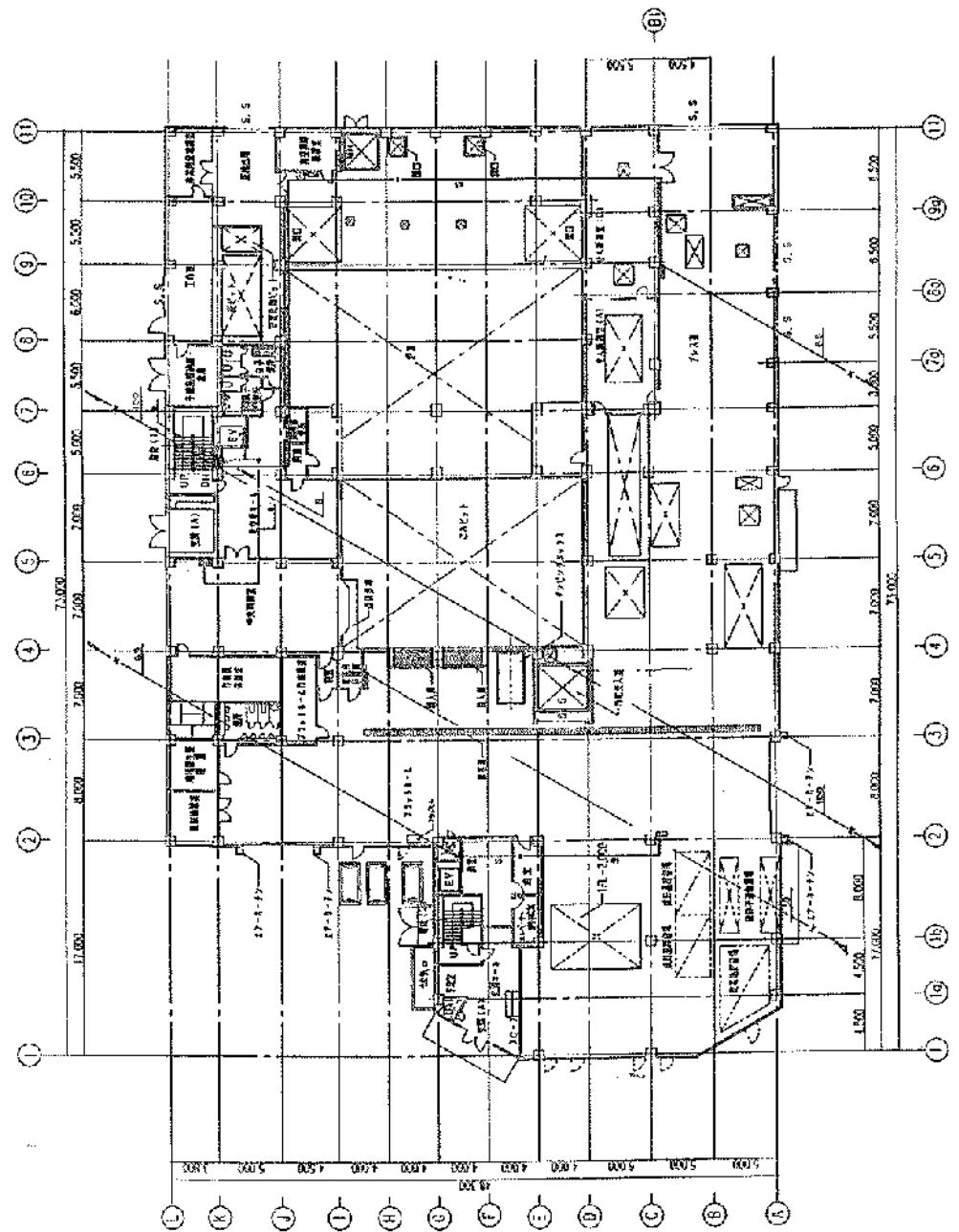


3階平面図 1:200
(B2F : 1F : 1/2,000)

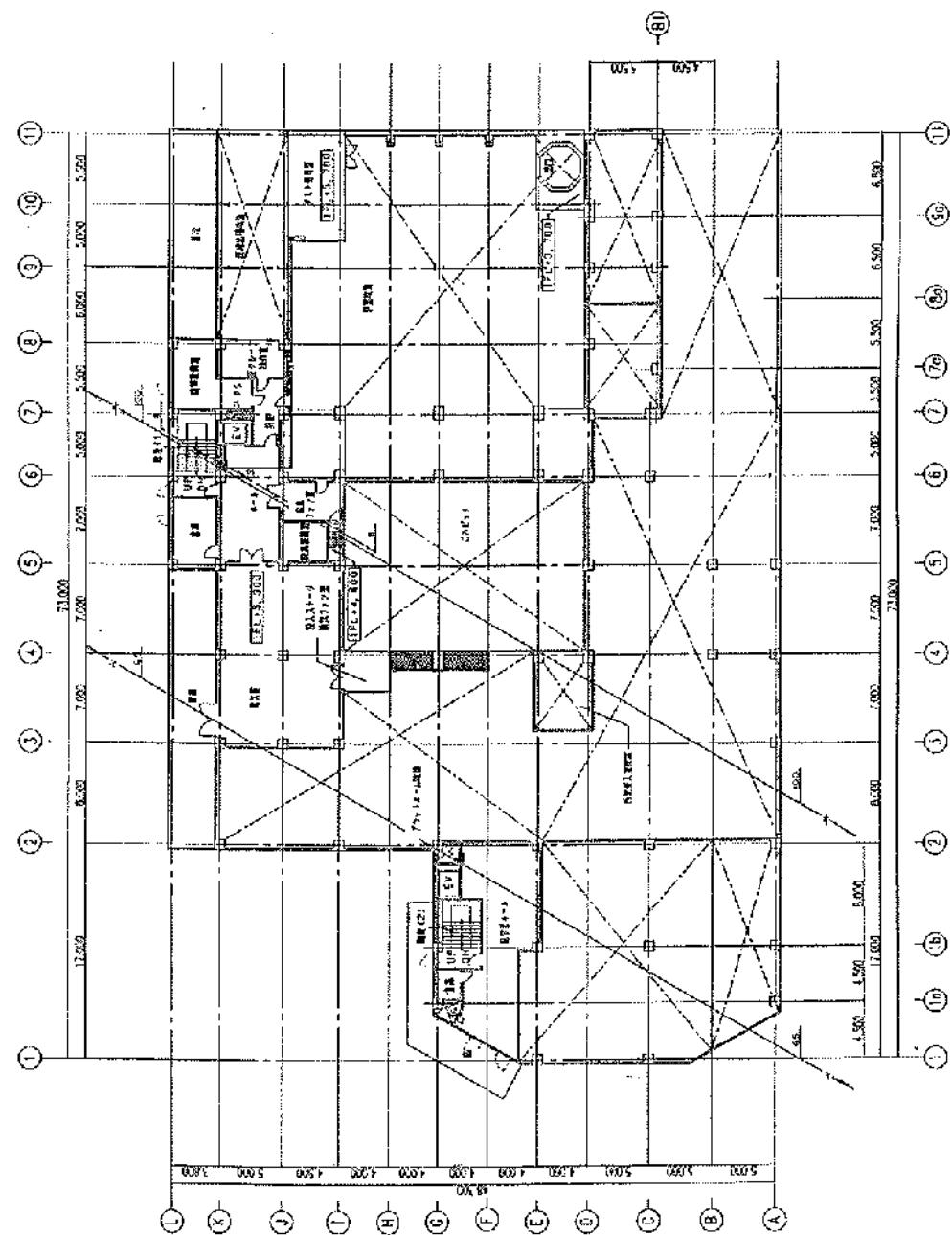


消火階平面図
B1階

消火設備 1階平面図

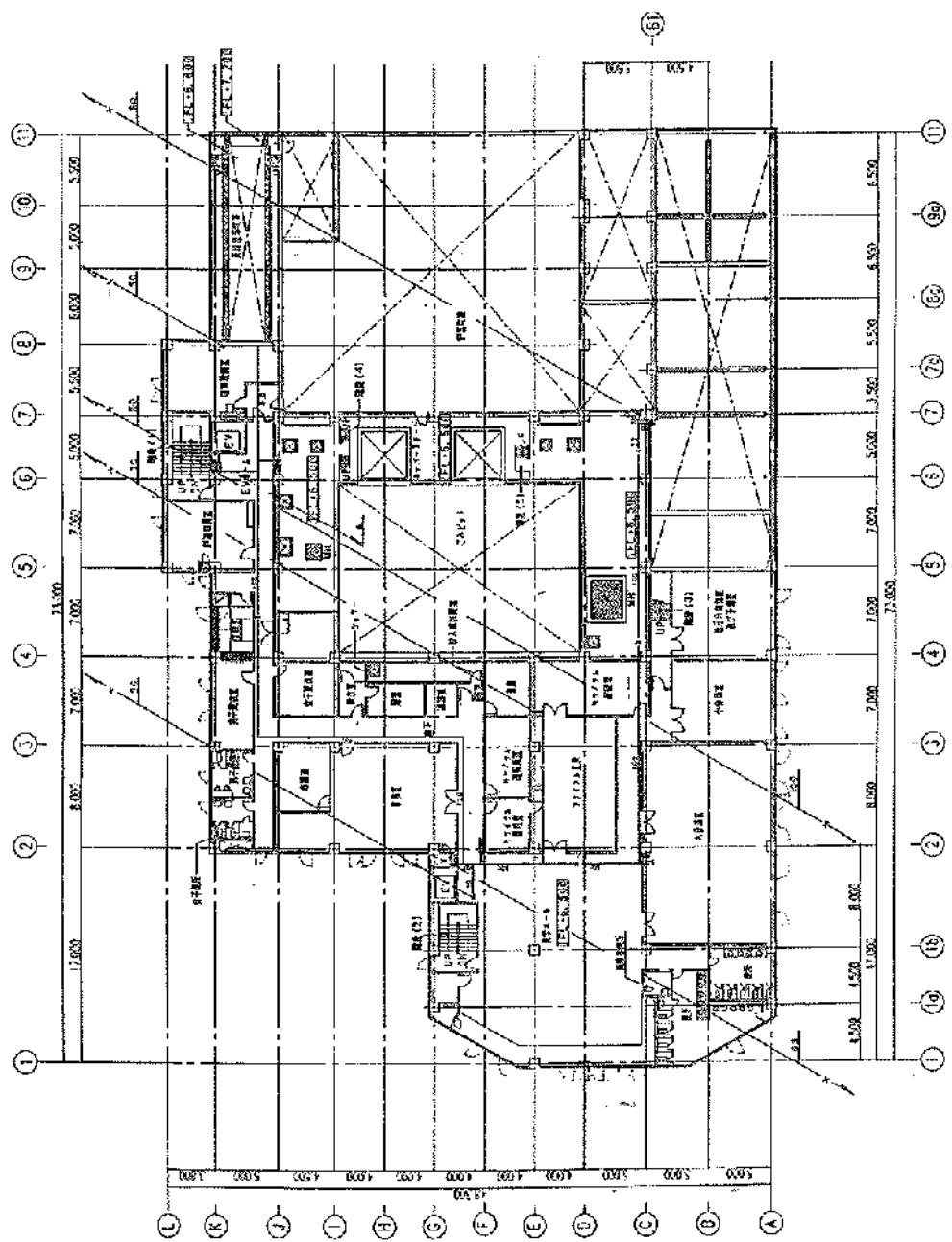


消防設備 2階平面図



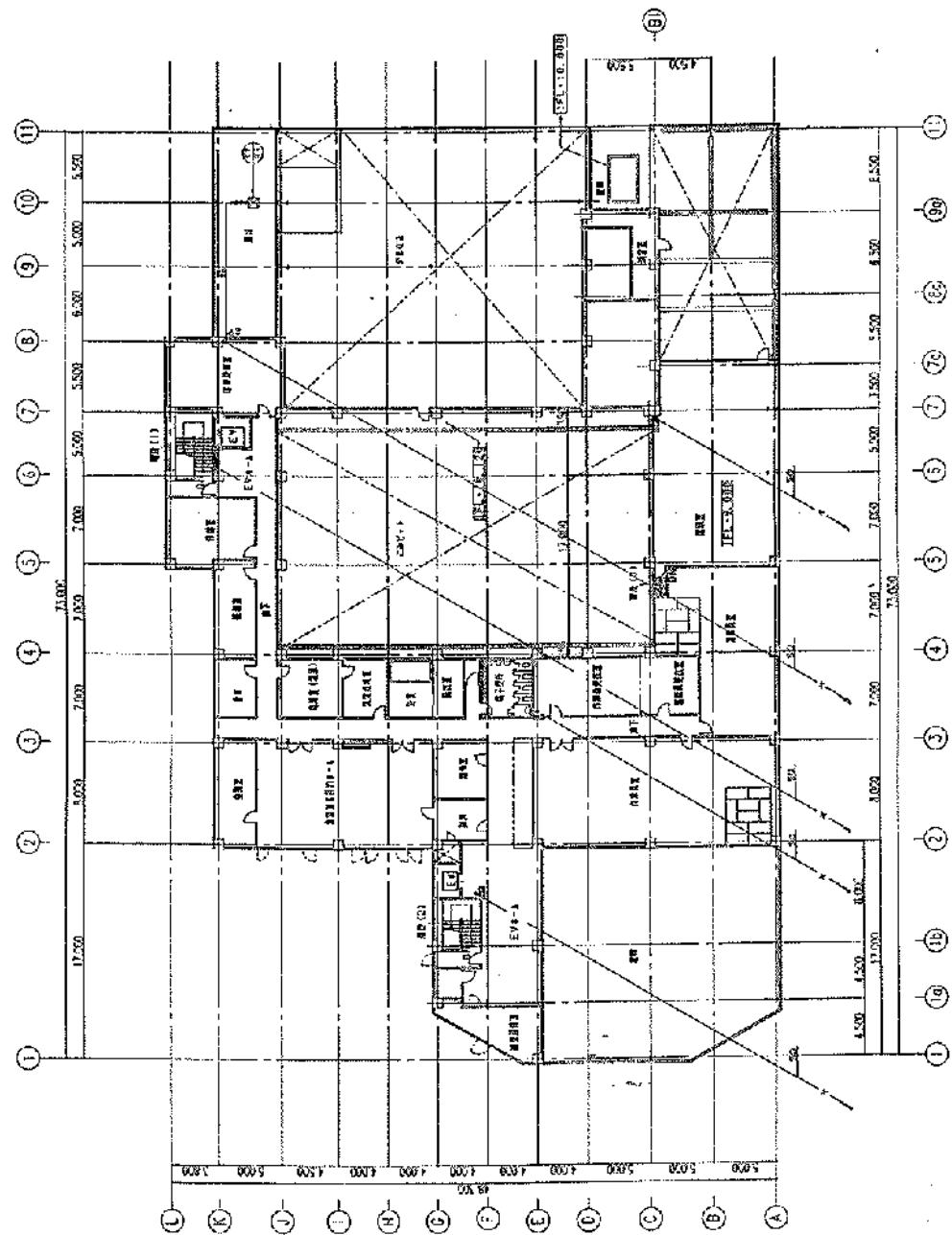
$$\frac{257.33}{12FL = 1FL + 3, 300} = 1:300$$

消防設備 3階平面図



3288
1:200

消防設備 4階平面図

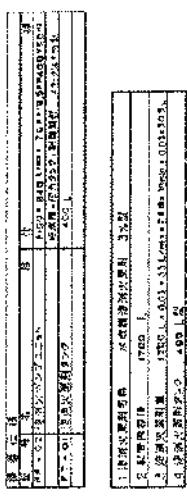


480平圖

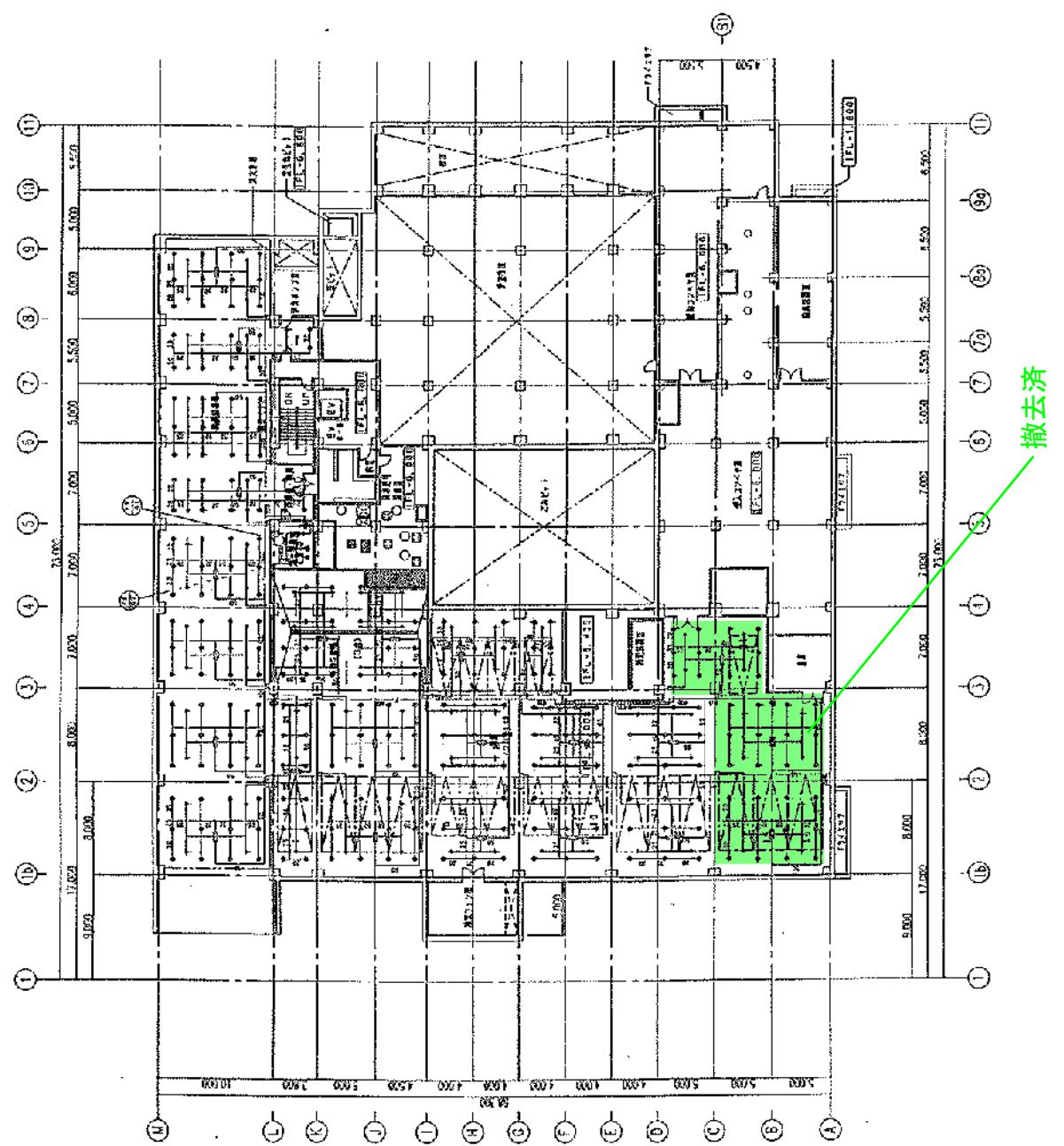
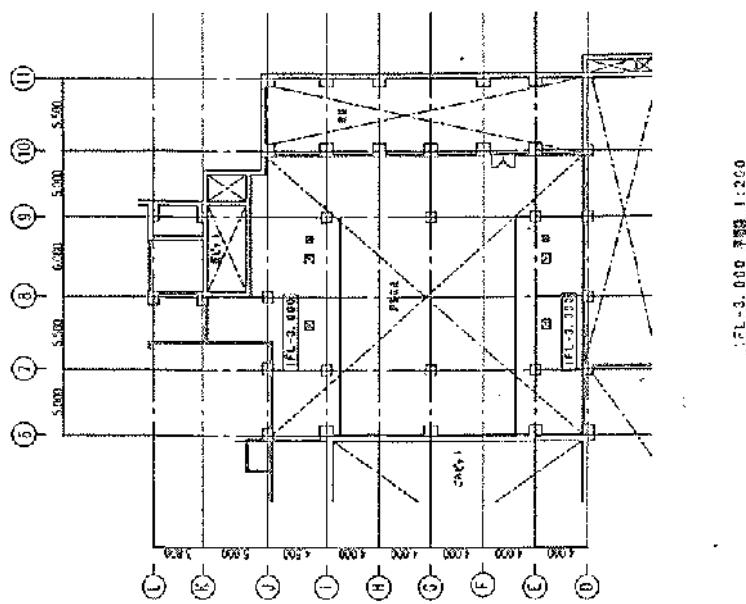
泡消火設備 系統圖



泡消火設備 系統図

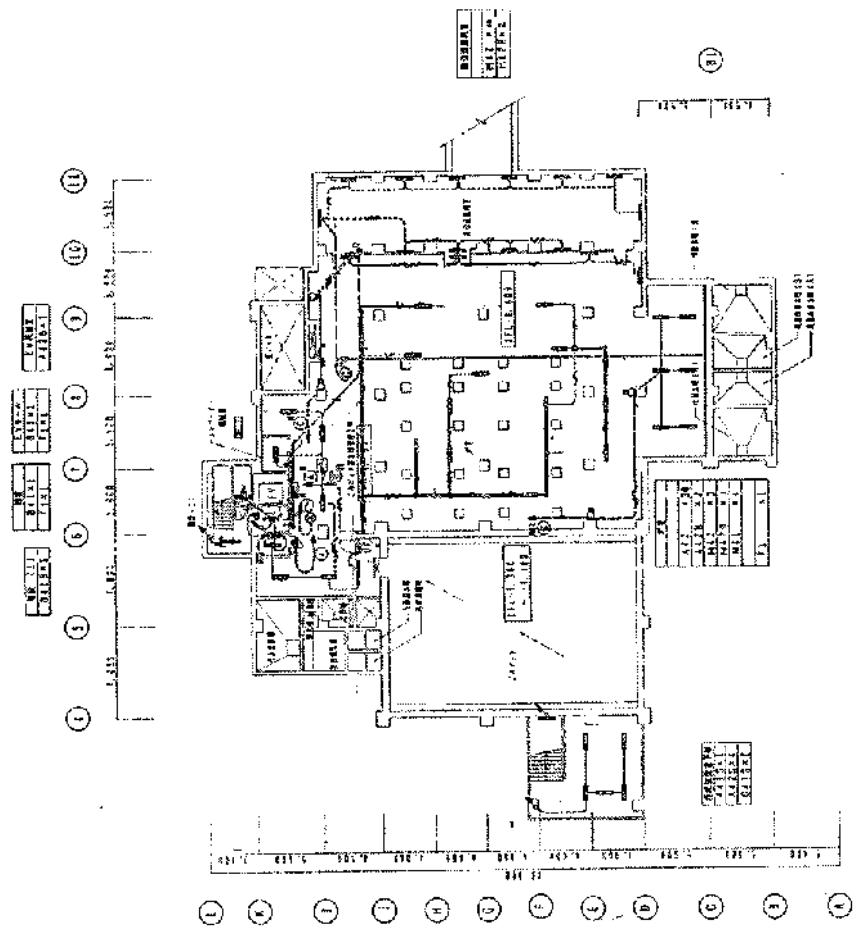
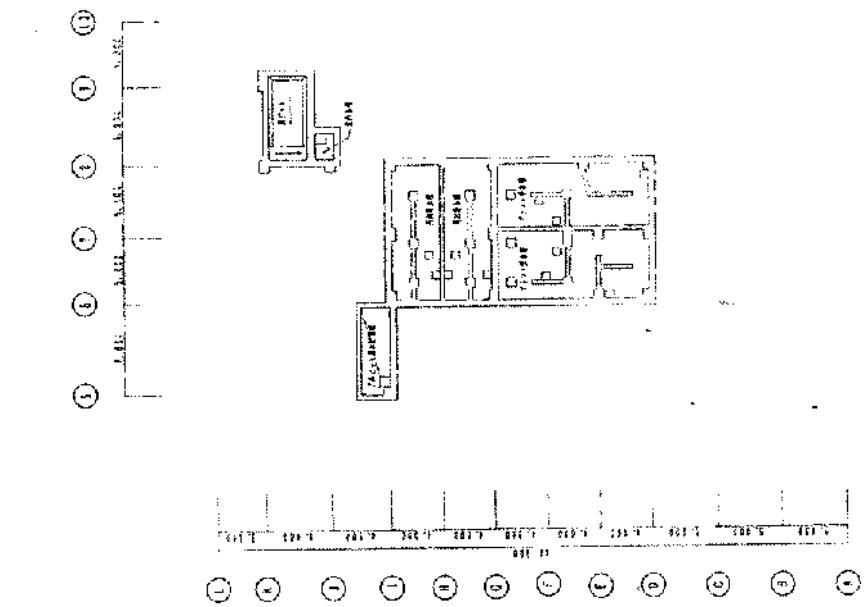


泡消防設備
B1階平面図



圖姿見具器具

1 - 電機修理
2 - 木工
3 - 金工
4 - 電工
5 - 紡織
6 - 紙業
7 - 飲食
8 - 零售

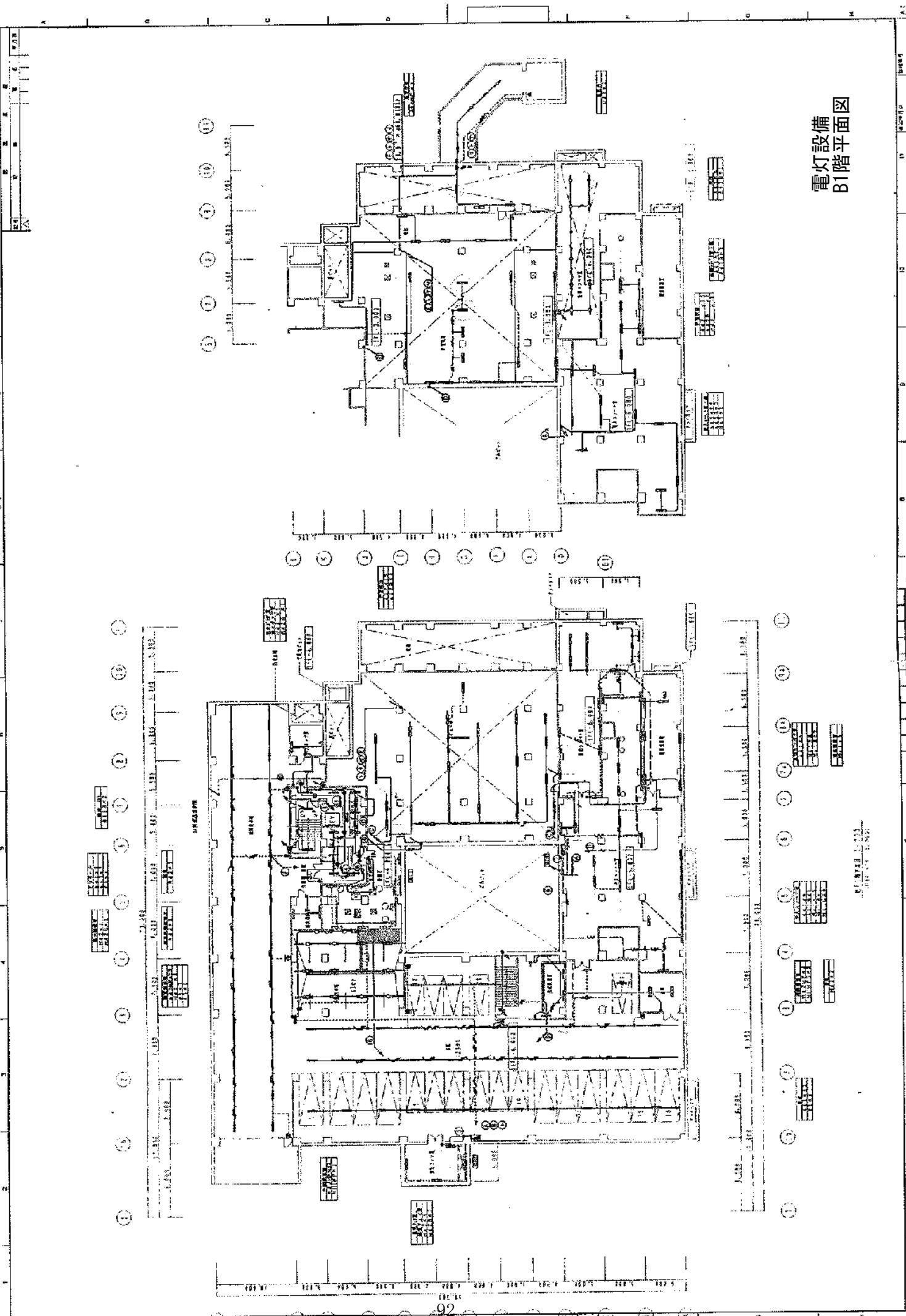


電灯設備 B2階平面図

1969
十一月
三日

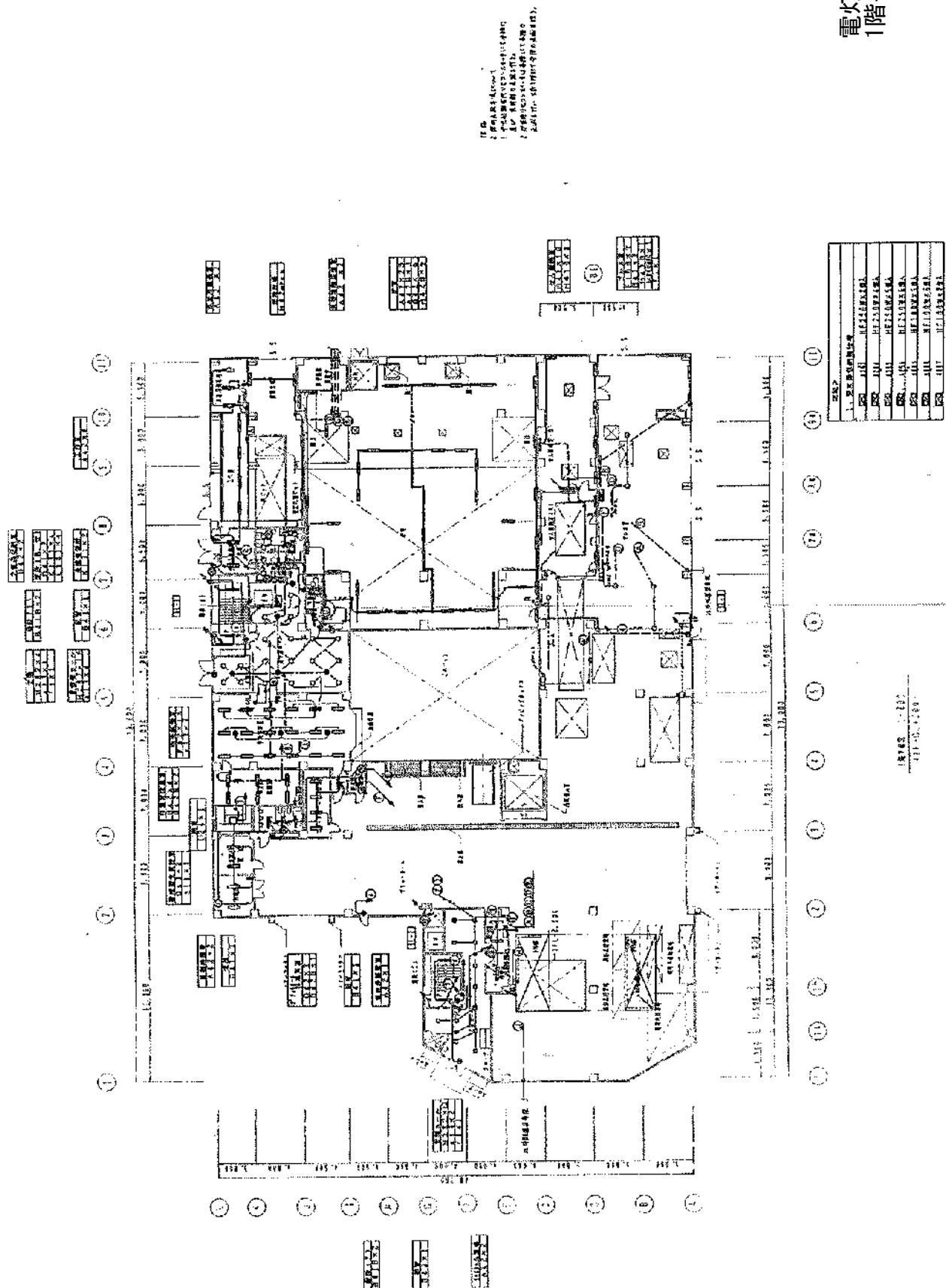
220

卷之三

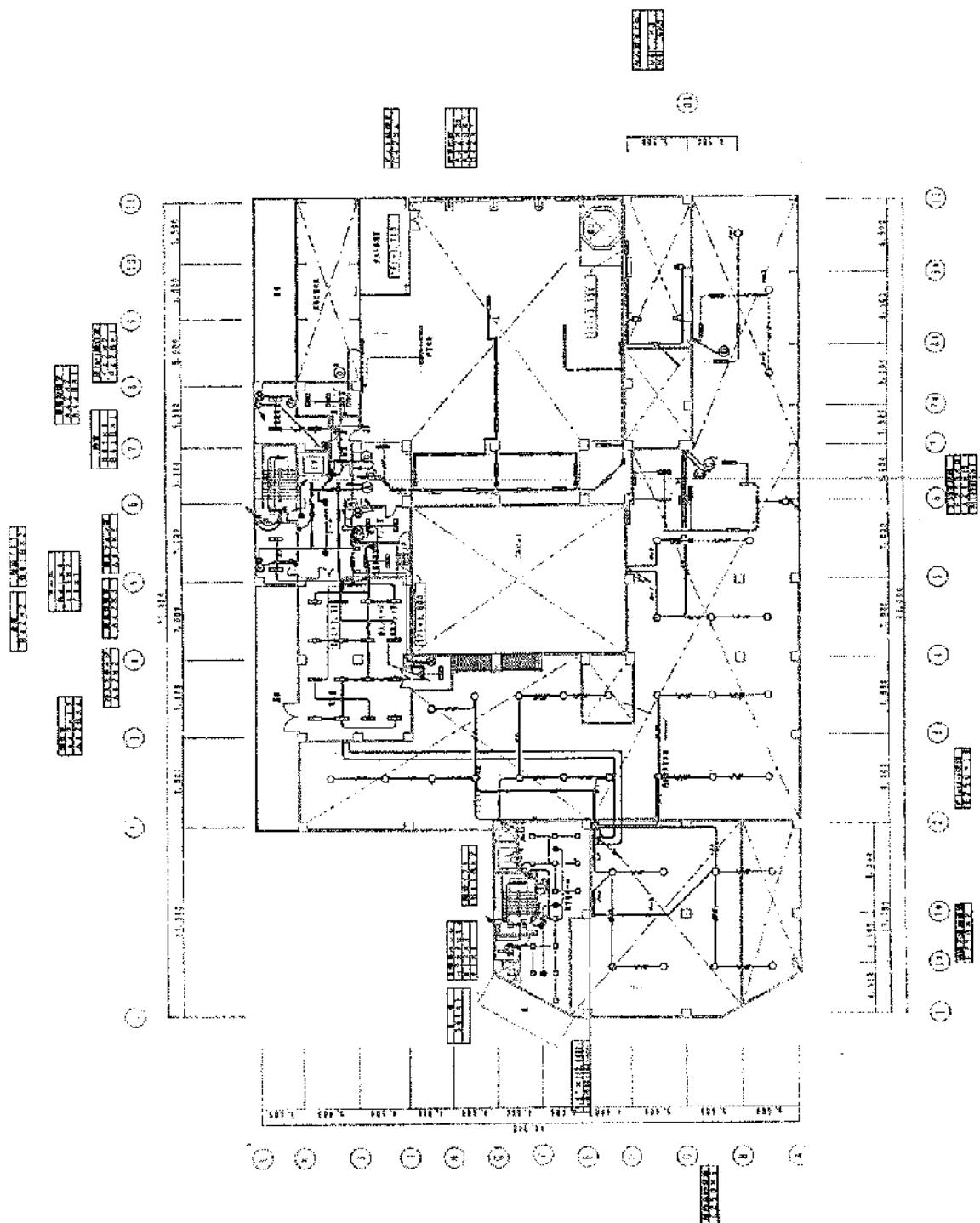


電燈設備
B1階平面図

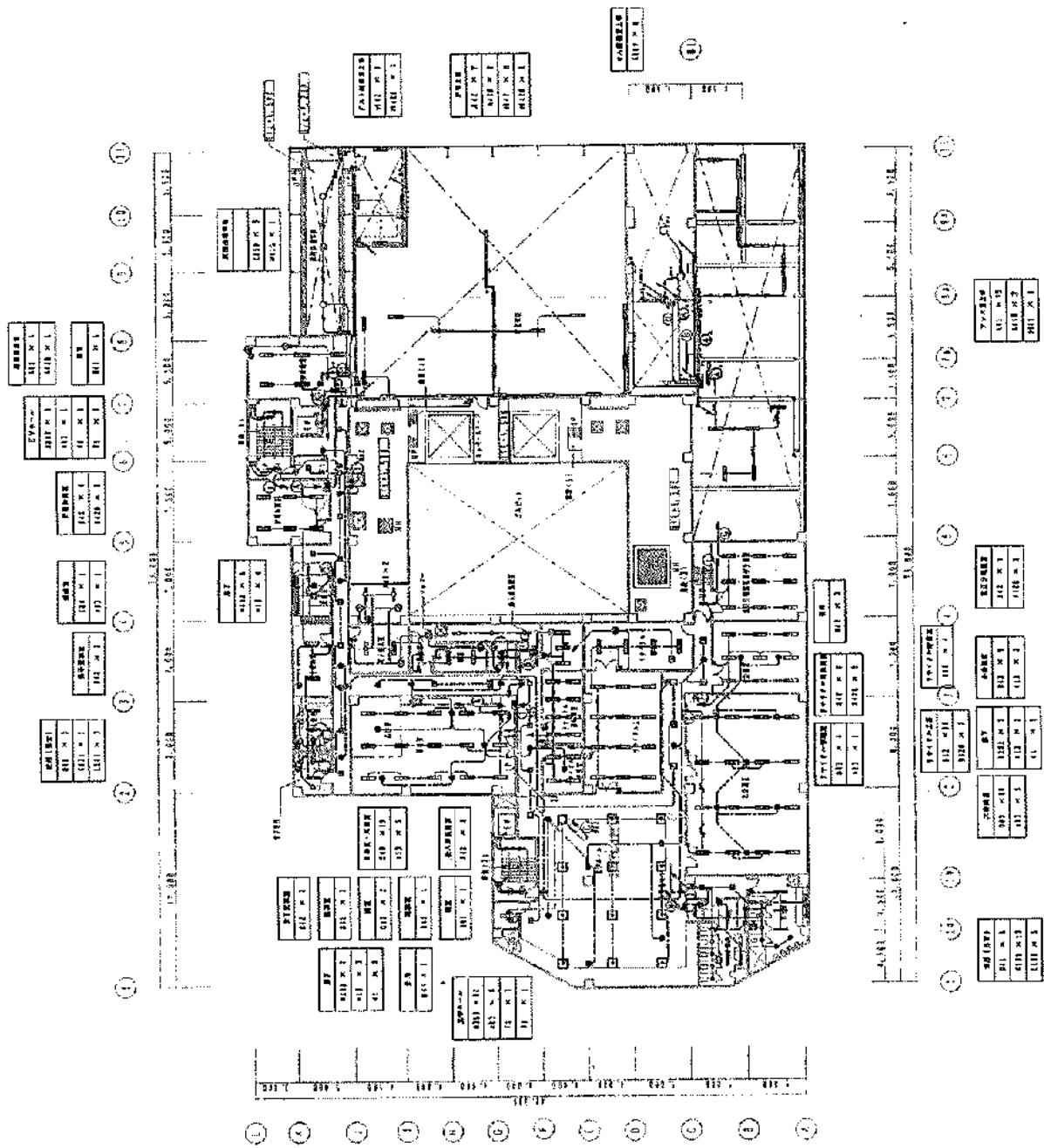
電燈設備



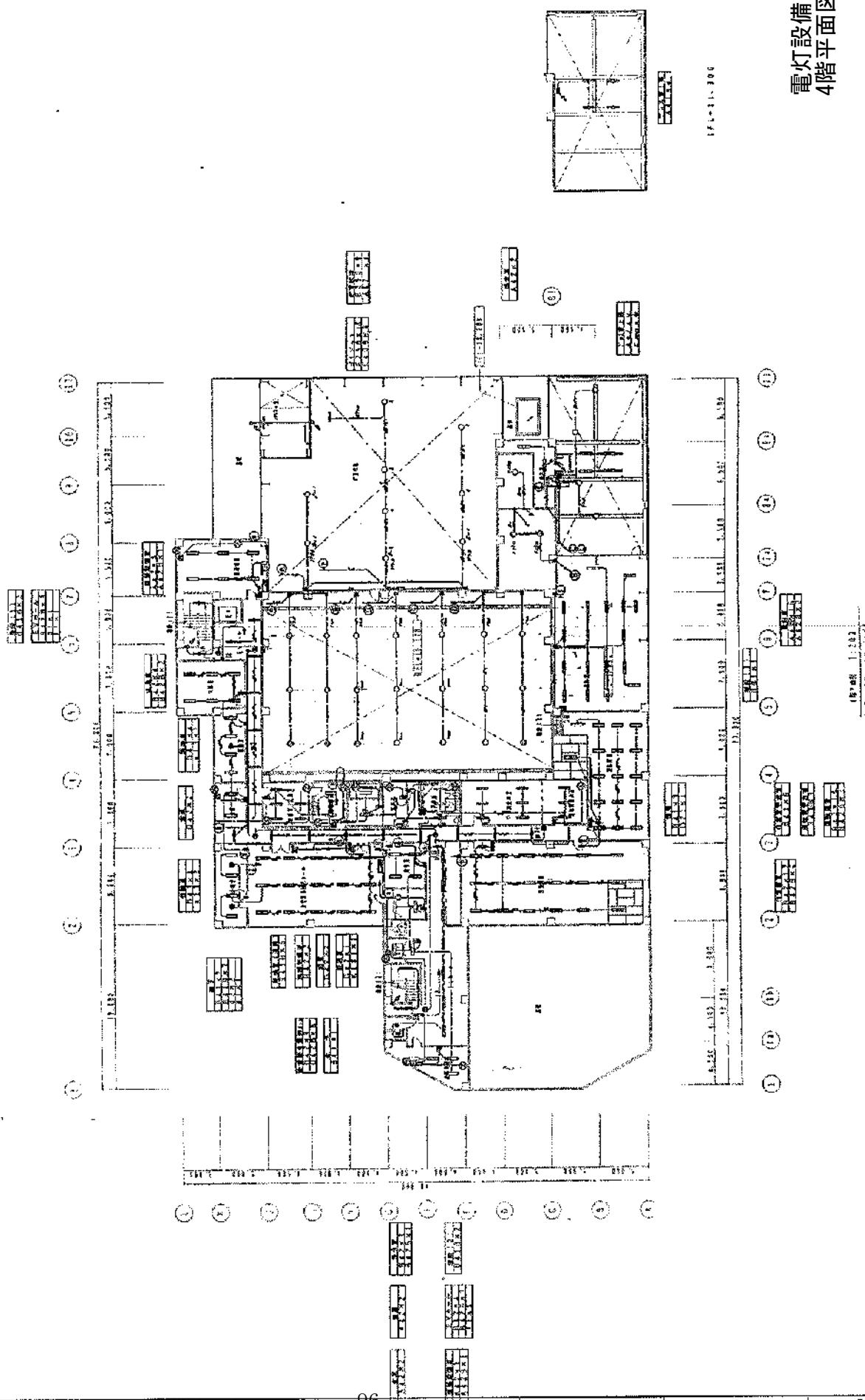
電灯設備
2階平面図



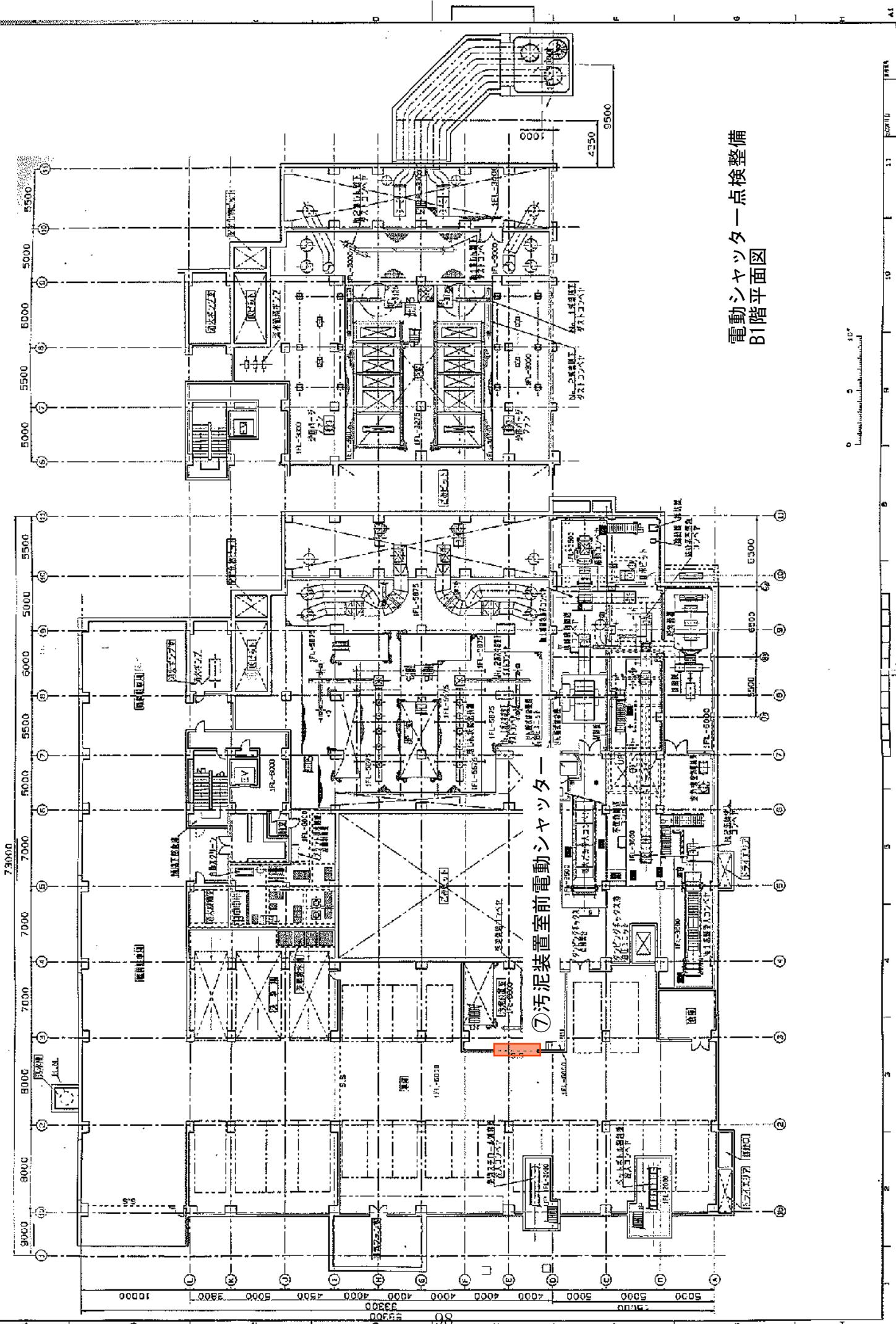
電灯設備
3階平面図



電燈設備圖面 4 階

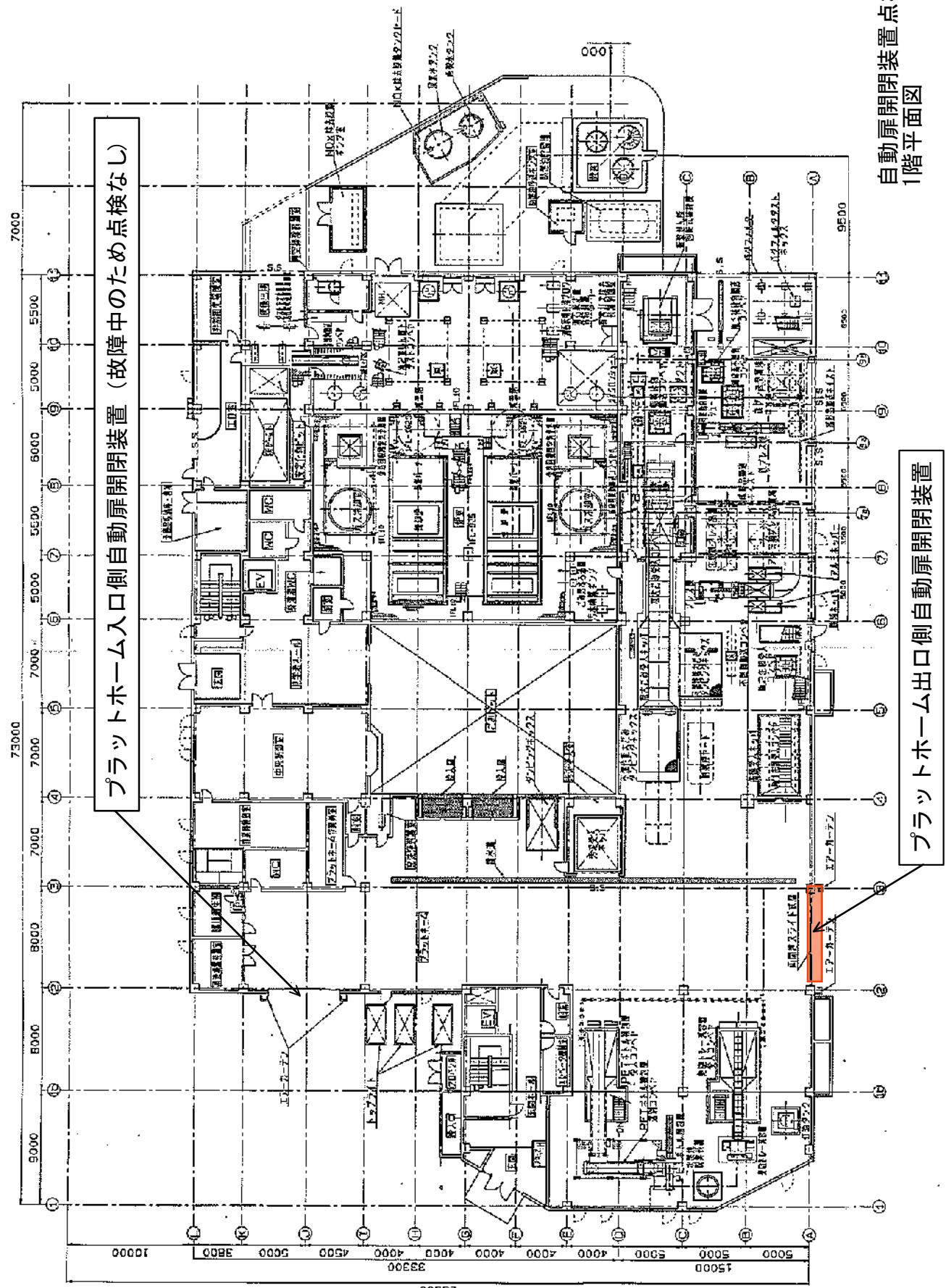


電動シャッターワンポイント検査業務参考図面



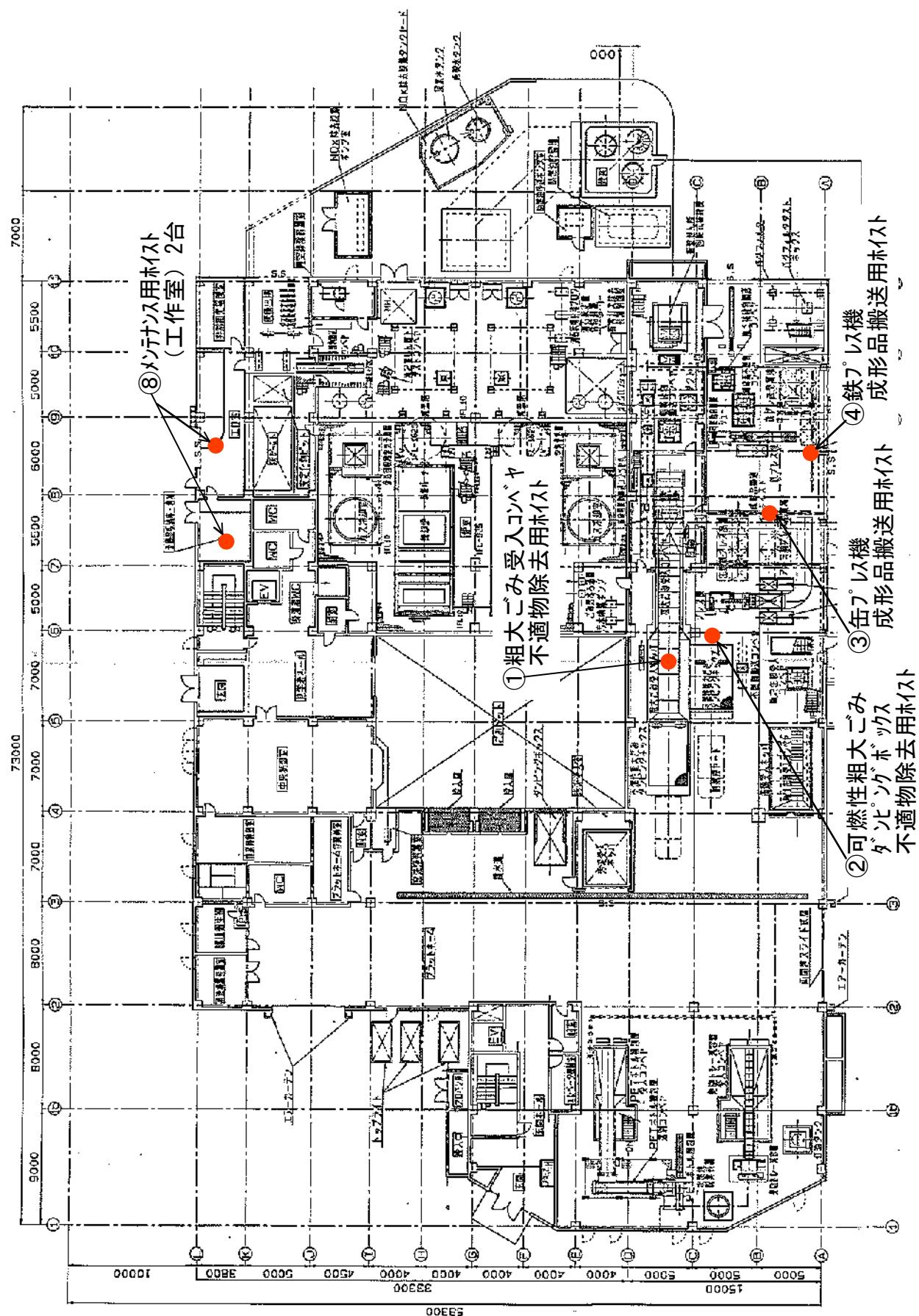
電動シャッターワン点検整備 B1階平面図

自動扉開閉装置点検業務参考図面

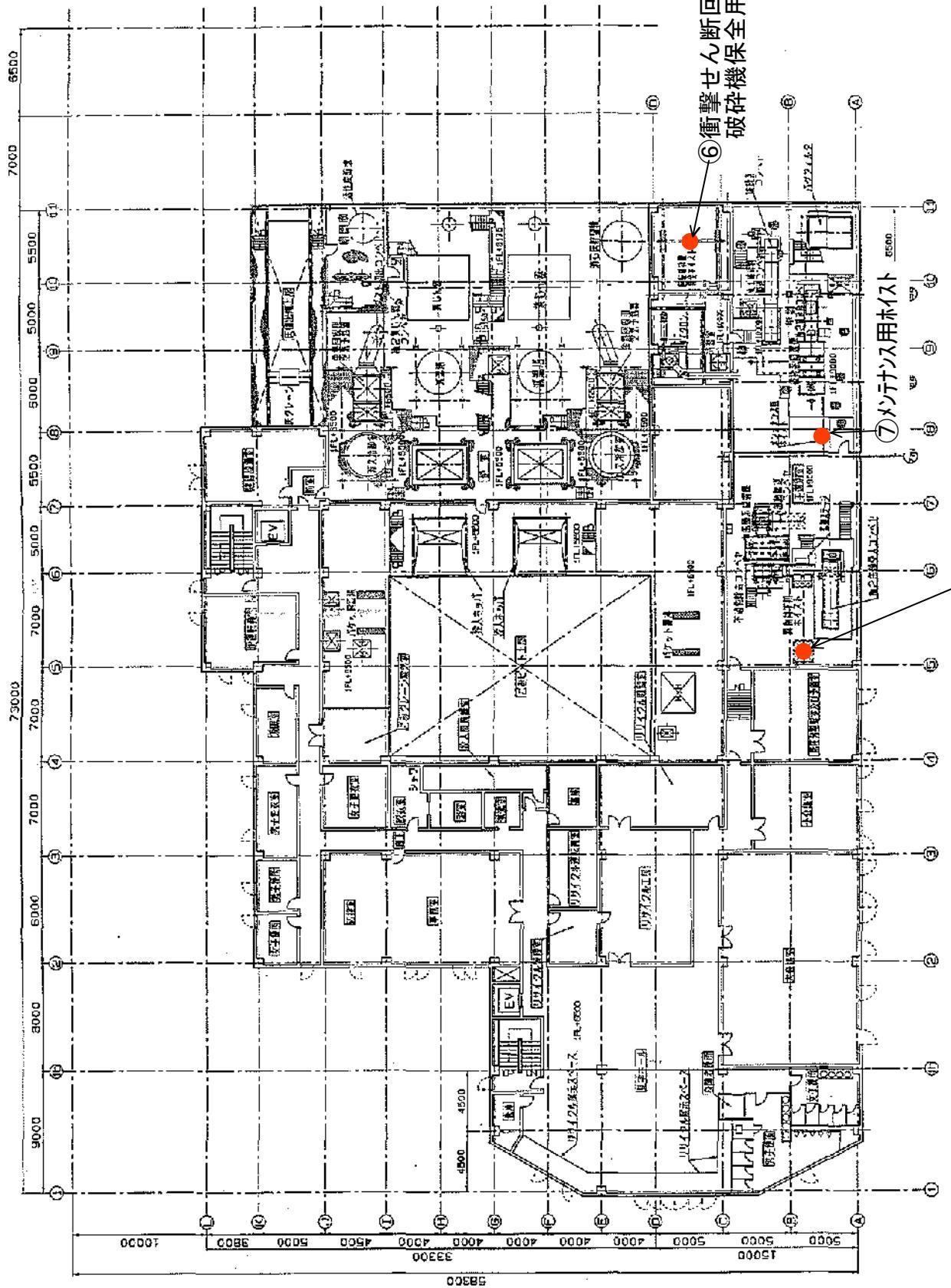


ホイスト式クレーン年次点検業務参考図面

木イスト式クレーン年次点検
1階平面図



ハイスト式クレーン年次点検
3階平面図



ホイスト式クレーン年次点検
4階平面図

10' 5' 10'

